

平成25年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成25年12月4日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議第 1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
- 第 8 議第 6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- 第 9 議第 7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第10 議第 8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について
- 第11 議第 9号 上牧町道路線の認定について
- 第12 議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第13 議第11号 上牧町指定金融機関の指定について
- 第14 議第12号 権利の放棄について
- 第15 意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化（取調べの全過程の録音録画）を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	辻	誠	一	2番	長	岡	照	美	
3番	堀	内	英	樹	4番	康	村	昌	史
5番	石	丸	典	子	6番	木	内	利	雄
7番	東	充	洋	8番	吉	中	隆	昭	
9番	芳	倉	利	次	10番	服	部	公	英
11番	吉	川	米	義	12番	富	木	つ	や子

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	今	中	富	夫	副	町	長	田	中	一	夫															
教	育	長	浅	井	正	溢	総	務	部	長	池	内	利	昭													
都	市	環	境	部	長	西	山	義	憲	住	民	福	祉	部	長	竹	島	正	貴								
水	道	部	長	杵	本	和	敏	教	育	部	長	竹	島	正	智												
保	健	福	祉	セ	ン	タ	ー	館	長	下	間	常	嗣	土	地	開	発	公	社	常	務	理	事	高	木	雄	一
秘	書	課	長	藤	岡	達	也	総	務	課	長	阪	本	正	人												

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成25年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（富木つや子） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（富木つや子） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは初めに、土地開発公社の件でございますが、11月29日に町の代位弁済、公社の代物弁済のそれぞれの処理をさせていただきました。そのことを皆様にご報告させていただきます。

それでは、本日提出しております議案につきまして簡単に説明をさせていただき、あいさつにかえさせていただきます。

まず、議第1号 上牧町営住宅条例の一部改正についてでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年7月3日に公布されたことに伴う一部改正、また町営第一住宅の戸数の減による改正でございます。

議第2号 上牧町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の医療分の平等割の税率改正と地方税法の一部改正によるものでございます。議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部改正については、地方税法の一部改正において、延滞金の見直しが行われたことから、これに準じて延滞金の割合等についての一部改正でございます。議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部改正については、現行の小学3年生を小学6年生まで通院医療費助成及び中学生においては、入院にかかる医療費助成を拡大し、平成26年4月1日から施行することの改正でございます。

議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更については、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、香芝・広陵消防組合が解散されることによる規約の一部変更でございます。議第6号、議第7号につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、また奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とするための変更でございます。議第8号につきましては、住居表示に関する法律第3条第1項の規程による市街地の区域及び住居表示の方法についてでございます。議第9号につきましては、滝川新町線の上牧町道路線の認定についてでございます。

議第10号 平成25年度一般会計補正予算（第3回）につきましては、8,853万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額を113億3,423万5,000円とさせていただいております。歳入の主な内容につきましては、子ども・子育て支援新制度対応システム構築にかかる奈良県安心子ども基金特別対策事業補助金として573万6,000円の増額。第三セクター等改革推進債で1億円の減額計上をしております。歳出の主な内容につきましては、総務費で土地開発公社債務保証経費で1億円の減額。また庁舎改修工事設計業務委託として708万8,000円。子ども・子育て支援新制度対応システム構築として934万円計上しております。次に、土木費では、町営第5住宅結露による内部補修工事費258万5,000円を計上しております。次に、教育費では、9月16日発生の台風18号により、上牧第二中学校南棟屋根修繕工事費として183万8,000円を計上しております。次に、公債費として長期債の利率等の見直しにより1,209万7,000円を減額計上いたしました。

議第11号 上牧町指定金融機関の指定につきましては、三セク債借入れ条件等について金

融機関との協議をさせていただき株式会社南都銀行より受託の回答をいただいていることに
伴い、今回、地方自治法第235条第2項の規定により指定するものでございます。議第12号 権
利の放棄については、上牧町土地開発公社の解散にあたり、回収不能な債権を放棄するもの
でございます。

以上のとおり、案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重に
ご審議いただき、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさ
せていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（富木つや子） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の
報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） おはようございます。

去る12月2日午前10時より全委員出席で開会されました議会運営委員会の審議内容につい
て、ご報告を申し上げます。

会期につきましては、本日12月4日から12月12日までの9日間とし、日程の詳細はお手元
に配付いたしております会期日程表のとおりと決しましたので、ご確認の程よろしくお願
いいたします。

次に、一般質問については、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と確認。
また、今議会には7人の議員から通告書の提出がありましたので、併せてご報告をいたしま
す。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（富木つや子） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めて

まいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（富木つや子） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、芳倉議員、10番、服部議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（富木つや子） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの9日間と決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第3、議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について。

上牧町営住宅条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う条文の整備と老朽化のため除却いたしました町営住宅1戸を設置戸数から減とするものでございます。

内容についてご説明いたします。入居者の資格を規定いたします第6条第2項第8号中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に、被害者を被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係のある相手からの暴力を受けた者で、に改め同号ア中第3条第3項第3号及び第5条並びに同号イ中第10条第1項の次に（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）を加えるものでございます。また、別表の町営第1住宅の設置戸数を47から46に改めております。附則では、この条例を公布の日から施行するものとし、ただし書きで、第6条第2項第8号の改正規定は、平成26年1月3日からの施行としております。

以上が、改正の内容でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第4、議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税率の改正と地方税法の一部改正する法律が公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険税の一部を改正させていただくものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の医療費分の平等割を1万円の減額をするものと本分方式の廃止に伴う規定の整備と上場株式等に係る配当所得等について、特定公社債の利子が対象に追加されたことや株式等に係る譲渡所得の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をさせていただくものでございます。

条例の適用につきましては、税率改正につきましては、平成26年4月1日から、附則の改正につきましては、平成29年1月1日とさせていただくものでございます。

以上、ご審議のうえ議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第5、議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護

保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正する法律が公布されたことに伴い、上牧町後期高齢者医療条例の一部及び上牧町介護保険条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要でございますが、市中金利が低下していることを踏まえ、国税の見直しに併せ保険料に係る延滞金の利率の引き下げを行うものであります。つきましては、延滞金の割合は各年の特例基準、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中において年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合、当該加算割合が年3%を超える場合には、年3%の割合とする。

条例の適用につきましては、平成26年1月1日からとさせていただきます。

以上でございます。ご審議のうえ議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第6、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について。

上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、乳幼児等医療費助成の範囲を拡大するため条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要でございますが、通院医療費助成を小学校6年生までに、入院医療費助成を中学3年生までに拡大するものでございます。

条例の適用につきましては、平成26年4月1日からとさせていただきます。

以上でございます。ご審議のうえ議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第7、議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について。

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体のうち、香芝・広陵消防組合が解散され、北葛城郡公平委員会を共同設置する地方共同団体でなくなるため、北葛城郡公平委員会規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第5号 北葛城郡公平委員会規約の一部を変更する規約（案）について、説明いたします。

今回の改正につきましては、平成26年奈良県消防広域化により、北葛城郡公平委員会共同設置団体である香芝・広陵消防組合が平成26年3月31日をもって脱退することに伴う規約の変更でございます。

附則、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留

し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第8、議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について。

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなることについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、ご説明いたします。

奈良県広域消防組合の設立に伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合が解散することに伴い、組織する組合でなくなるための変更でございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第9、議第7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、

これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（磯部敬一）** 議第7号 奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について。

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とするため、奈良県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（富木つや子）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（池内利昭）** 議第7号 奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約(案)について、説明いたします。

奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合に新たに奈良県広域消防組合を組織する組合とするための変更でございます。

附則、この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**議長（富木つや子）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎**議第8号の上程、説明**

○**議長（富木つや子）** 日程第10、議第8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（磯部敬一）** 議第8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、本町における市街地の区域を別図のと

おり定め、当該地域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 議第8号について、ご説明いたします。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、別図の太線、実線破線で囲っております3区域、合計で約20.9ヘクタールを街区方式により住居表示を行うものでございます。

今回、住居表示を実施いたします具体的な区域でございますが、大字下牧地区の一部、ゆりが丘地区、また大字上牧の一部で三軒屋地区の開発地域一帯と水道部の東側一帯、3区域におきまして住居表示を実施するものでございます。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第11、議第9号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第9号 上牧町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、上牧町道路線を下記のとおり認定する。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 議第9号 上牧町道路線の認定について、ご説明いたします。

三軒屋地区の開発行為により移管を受けました道路、一路線の認定を今回行うものでございます。

議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第12、議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,853万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億3,423万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、4ページの第2表、第三セクター等改革推進債で43億円を42億円に減額するものでございます。

内容について、ご説明いたします。説明書3ページの歳入におきましては、県補助金、民生費県補助金の児童福祉費補助金で573万6,000円増額。4ページ、基金繰入金で財政調整基金から繰入金で479万3,000円を取り崩し補正の財源としております。基金残高は9億2,876万円となっております。町債の第三セクター等改革推進債で1億円の減額となっております。

次に5ページ、歳出で総務管理費、一般管理費の補償補填及び賠償金で土地開発公社債務保証経費といたしまして1億円の減額。財産管理費、委託料の庁舎改修工事設計業務委託料で708万8,000円の減額。電子計算費、委託料で934万円の増額。

6ページ、社会福祉費、保健福祉センター運営費、需用費等で156万5,000円の増額。住宅費、住宅管理費、工事請負費で258万5,000円増額。

7 ページ、中学校費、中学校管理費の工事請負費で183万8,000円の増額。公債費の利子で1,209万7,000円の減額補正を行っております。

以上が、補正予算の概要でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第11号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第13、議第11号 上牧町指定金融機関の指定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第11号 上牧町指定金融機関の指定について。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、上牧町公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を下記のとおり指定する。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記 1、指定金融機関 株式会社 南都銀行。2、指定年月日、平成26年4月1日。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第11号 上牧町指定金融機関の指定について、ご説明いたします。

上牧町の公金の収納及び支払事務の取り扱い金融機関といたしまして、新たに指定金融機関として、株式会社 南都銀行とし指定年月を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◎議第12号の上程、説明

○議長（富木つや子） 日程第14、議第12号 権利の放棄について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 議第12号 権利の放棄について。

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記 1、放棄する権利の内容 上牧町土地開発公社に代位して弁済する42億円から代物弁済として同公社から取得する土地の評価額5億8,750万円を控除した額36億1,250万円の求償権。

2、放棄する権利の相手方 住所 上牧町大字上牧3350番地、名称 上牧町土地開発公社。

3、放棄の理由 上牧町土地開発公社の解散にあたり、回収不可能な債権を放棄するものである。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（池内利昭） 議第12号 権利の放棄について、ご説明いたします。

上牧町土地開発公社の解散にあたり、債務者に弁済能力がないことから債務者に対して36億1,250万円の債権放棄を行うものでございます。

以上でございます。議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、弁明

○議長（富木つや子） 日程第15、意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第1号。2013年12月4日。

上牧町議会議長 富木つや子殿。

提出者 上牧町議会議員 東 充洋。

賛成者 上牧町議会議員 辻 誠一。同、堀内英樹。同、石丸典子。同、木内利雄。同、吉中隆昭。同、芳倉利次。同、服部公英。

速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

7番、東議員。

○7番（東 充洋） 速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）についてであります。

この意見書につきましては、奈良弁護士会からこの意見書を採択いただきたいという要請が11月25日の全員協議会において、奈良法律事務所の朝守令彦弁護士から意見書の趣旨等において説明を受け、そして提出させていただいたという経緯のものであります。

それでは、内容について、朗読をもって行わさしていただきたいと思えます。

速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）。

取調べの全面可視化の主たる目的は、密室での取調べに伴い発生する冤罪を防止することにある。

これを行うことで、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導等による自白強要や虚偽自白により引き起こされている冤罪による悲劇を防止し、被疑者及び被告人の人権を守ろうとするものである。

冤罪は、無実の者が有罪にされるだけではなく、真犯人を取り逃がす、許されざることである。この間の足利事件、布川事件、東電OL殺人事件などの冤罪事件が示しているように、無罪になるまでに長い年月がかかり、その人の人生の大切な時間を奪い、「罪人」として暮らさなければならない悲劇である。

このような悲劇を繰り返さないために、取調べの全面可視化は、不可欠のものである。取調べをすべて録音録画することで取調べの状況が検証可能となり、初めて裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ、正確になし得るようになるからである。

2009（平成21）年5月には、裁判員制度が開始された。この制度は、国民の常識と日常感覚を司法に取り入れることで司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指している。

取調べの全面可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも、裁判員となる国民が判断に窮することが無くなるのである。

全面可視化に対し、捜査機関などからは、取調べの一部を可視化することにとどめるべきとの意見が出ている。しかし、「自白」部分など一部の可視化では、取調べの状況が全面的には検証できず、逆にさらに冤罪を生み出す危険性がある。

よって、国におかれては、録音録画による刑事事件の取調べの全過程の可視化を速やかに実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年12月4日。奈良県上牧町議会。

以上でございます。どうか、採択いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第2号の上程、弁明

○議長（富木つや子） 日程第16、意見書案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（磯部敬一） 意見書案第2号。2013年12月4日。

上牧町議会議長 富木つや子殿。

提出者 上牧町議会議員 長岡照美。

賛成者 上牧町議会議員 堀内英樹。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（富木つや子） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

2番、長岡議員。

○2番（長岡照美） 今回の意見書について、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）。

厳しい財政状況の下、一層本格化する少子高齢社会にあって、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために、「社会保障と

税の一体改革」関連 8 法案が昨年 8 月に成立しました。そして、安部総理は法律どおり明年 4 月 1 日から消費税率を 5 %から 8 %へ引き上げる決断をしました。法律ではさらに平成 27 年 10 月には 10 %へ引き上げられる予定となっております。

消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8 %引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施されます。

しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められております。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約 7 割が導入を望んでいます。

与党の平成 25 年度税制改正大綱では「消費税 10 %への引き上げ時に、軽減税率を導入することをめざす」とし、「本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されています。よって、政府においては、下記の事項について、速やかに実施することを強く求めます。

記。1. 「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 4 日。奈良県上牧町議会。

各議員におかれましては、慎重に審議のうえご賛同賜わりたく、ぜひ採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（富木つや子） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 1 号から議第 12 号、意見書案第 1 号・第 2 号の委員会付託

○議長（富木つや子） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号から議第 12 号、意見書案第 1 号・第 2 号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般

質問については、理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また一般質問については、1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長(富木つや子) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午前10時47分

平成25年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成25年12月10日（火）午前10時開議

第1 一般質問について

3番 堀内英樹

7番 東充洋

1番 辻誠一

10番 服部公英

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	辻	誠	一	2番	長	岡	照	美	
3番	堀	内	英	樹	4番	康	村	昌	史
5番	石	丸	典	子	6番	木	内	利	雄
7番	東	充	洋	8番	吉	中	隆	昭	
9番	芳	倉	利	次	10番	服	部	公	英
12番	富	木	つ	や	子				

欠席議員（1名）

11番 吉川 米 義

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	今	中	富	夫	副	町	長	田	中	一	夫												
教	育	長	浅	井	正	溢	総	務	部	長	池	内	利	昭										
都	市	環	境	部	長	西	山	義	憲	住	民	福	祉	部	長	竹	島	正	貴					
保	健	福	祉	セ	ン	タ	ー	館	長	下	間	常	嗣	水	道	部	長	杵	本	和	敏			
教	育	部	長	竹	島	正	智	土	地	開	発	公	社	常	務	理	事	高	木	雄	一			
秘	書	課	長	藤	岡	達	也	総	務	課	長	阪	本	正	人									
税	務	課	長	五	藤	博	行	徴	収	課	長	黒	松	三	郎									
ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	大	東	四	郎	住	宅	土	地	管	理	課	長	松	井	真	文
生	き	活	き	対	策	課	長	吉	川	師	郎	保	険	年	金	課	長	木	村	博	行			
教	育	総	務	課	長	為	本	佳	伸	社	会	教	育	課	長	吉	川	淳						

職務のため議場に参加した事務局員

議会議務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（富木つや子） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。本日欠席の吉川議員からは体調不良のための欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（富木つや子） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（富木つや子） 日程第1、一般質問について。
一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇堀内英樹

○議長（富木つや子） それでは、3番、堀内議員の発言を許します。
堀内議員。

（3番 堀内英樹 登壇）

○3番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。3番、堀内英樹です。

以前、上牧町の財政状況に関し病状に例えて申し上げたことがあります。上牧町土地開発公社の経営破綻と財政健全化団体への転落で一時は集中治療室でございました。それが、財政健全化団体からの脱出により一般病棟に移ることができました。そして、土地開発公社解

散に道筋がついたことでようやく退院までこぎつけました。上牧町はまだまだ安心できる体力ではありませんが、普通食も食べ適当な運動もし、社会復帰する段階まで来たと判断しています。こうした状況から19年度以降に町財政としてとってきた非常時の体制からできるだけ早い時期に平常時の体制に戻すことが望ましいのではないのでしょうか。

ところで、今中町政2期目のスタートとなる平成25年度は上牧町にとって歴史的にも大変大きな1年となりました。財政面では、第三セクター等改革推進債、以下三セク債と略称させていただきますが、この借入れ、事業面では、大型商業施設に伴う都市計画街路事業の遂行が挙げられます。一方で、引き続き地域の活性化を図るとともに、住民福祉の向上を目指す行財政運営を行うためには、多くの行政課題を着実に進めていかなければなりません。

そこで、大きな質問項目として、今後の行政課題と26年度予算編成について。

その1、三セク債の借入条件が確定しました。24年8月に策定された中長期財政計画の見直し作業をどのように進めておられるのか。

その2、26年度から消費税の引き上げが実施され、大型商業施設が固定資産税課税の対象になります。これらの増収要因を含め、現段階における26年度一般会計の歳入見通しについて。

その3、今後想定される次の行政課題について、その取り組み方針と26年度予算への反映についてお聞きいたします。

①三セク債の償還開始について。②、町税及び使用料の徴収体制の強化について。その③、乳幼児等医療費の助成事業について。④、道路補修維持管理事業について。⑤、庁舎耐震及び改修事業について。⑥、管理職手当及び特別職報酬の扱いについて。⑦、庁内汎用パソコンの更新対策について。⑧、マイナンバー制度の導入について。⑨、資産台帳の整備と公会計制度の導入について。⑩、国民健康保険税の引き下げについて。

以上が私の質問項目です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 最初のお尋ねから答弁よろしくお願いいたします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） まず、1点目でございますけども、中長期財政計画の見通しにつきましては、11月中旬に各課に財政計画に係る経常経費また臨時経費を照会いたしまして、平成36年度までの見込みの調書を徴集し、三セク債の借入条件が確定後、あわせて現在調整を

しているところがございます。財政計画に大きくかかわります三セク債の借入れが11月末での実行となったことで作成のスケジュールが若干おくれております。現在精査中でございます。

また、平成26年度の予算要求に係る作業も今現在あわせて実施をしている状況でございます。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 事業の見直しにつきましては、これは一旦置くとして、特に中でも大きいのは三セク債の借入金利が年利で1%以下となりました。さきの中長期財政計画では年利3%で計画されております。この金利差の負担ですがざっと計算してみました。約10億円、総額で、10億円程度、年額にして4,000万余りの金利差がさきの財政計画との間で生じるのではないかなと計算しておりますが、この認識はどうでしょうか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、堀内議員がおっしゃるように、その辺の金利の相当な差額がございます。今後、先ほど言いましたように、この部分に係る三セク債の借入れの分の金利がまだ、11月末での確定となったわけでございますので、その部分のみが、先ほど申しましたように、大きく今後の中長期財政計画にかかわってくるものでございますので、それをあわせて今精査という形で実施をしております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、総務部長からお話いただいたのですが、4,000万という金利の差額なのですけど、大変大きな額だと思うんです。例えば、今回、条例改正が出ておりますが、国保税の引き下げの話、これが約3,600万というお話がありました。このようにちょっとした1事業、1つの事業が、まとまった事業ができる単位ですから、ここのところは中長期財政計画の見直しの中で一番1つのポイントであろうと思いますので、今後、どのような手順であり、またどのような工程で、例えば議会に対していつごろお示しいただけるのか、26年度予算編成時にお示しいただけるのかどうか、その辺を含めて答弁をお願いできませんか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように、本来でしたら決算終了後という部分で作成という形になっておりましたけども、今回、三セク債の借入れ、これが先ほど、何遍も言いますが、大きくその中の要因となりますので、それとあわせて今度、今、ちょうど26年度の予算編成という分もございますので、一応26年の予算の見込みという部分はございますけれども、できるだけ早い時期に議会の方にもまたお示しをさせていただきたいと考え

ております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） できるだけ早くということでございますので、その点はよろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、次にいかせていただきますが、こういうふうに申し上げました。

26年度から消費税の引き上げが実施され、大型商業施設が固定資産税の課税対象になります。これらの増収要因を含め、現段階における26年度一般会計の歳入見通しについてお尋ねしました。

よろしく申し上げます。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほども申しましたように、平成26年度の一般会計予算につきましては、現在予算編成に係る各課の要求に対するヒアリングをこの12月から実施いたしております。まだ始まったところでございますので、具体的な内容につきましては、調整はできておりません。ただ、先ほど議員の方から申されましたように、歳入の部分につきましては、自主財源の大型店舗また消費税引き上げ等によります増収が見込まれます。ただ、依存財源の普通交付税につきましては、まだ内容等が見えておりませんので、大きな区分でも町の方の財源でございますけども、地方財政計画が示された時点で一応反映をしていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、部長から、特に歳入に関して2つ大きな要素として、消費税の引き上げの話と地方交付税がどうなるかというふうに整理されました。私もそのとおりだろうと思っております。

特に、消費税に関しましては地方消費税の引き上げも同時に今回行われます。1%であったものが1.7%になります。これで計算しますと、単純な計算でございますが、24年度決算の地方消費税交付金、つまり地方消費税が直接上牧町には入りません。一旦県に配分されて県から地方交付税交付金という形で町へ流れてくると、こういうことかと思えます。間違っていたら指摘してください。24年度決算では1億4,800万でございます。これを単純に1.7倍しますと2億5,200万。比較にして約1億円程度ふえる見込みになります。この辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○**税務課長（五藤博行）** ただいまの地方消費税交付金における増収でございますけども、前回の消費税の3%から5%、その分の伸びあるいはその後の冷え込み等を加味いたしましたところ、現段階では約51%の増、額で申しますと約7,700万増収見込みであると考えております。

○**議長（富木つや子）** 堀内議員。

○**3番（堀内英樹）** 消費税の引き上げについてはいろんな議論もございましたし、それからまだ軽減税率をめぐってこの議会でも意見書が提出されております。しかし、消費税引き上げというのは、このように地方財政に、従来でございますと全体で5%のうち1%分が、上牧町の場合でしたら地方消費税交付金という形で歳入に寄与しているという点も事実ですから、制度としてきちっと認識しておかないといけないので、私自身そういうふう整理させていただいております。これが7,000万なのか1億なのか、この辺は計算の話ですし、もう少し歳入見積もり段階できちっと精査していただいて、また議会の方に予算案という形できちっとお示しいただきたいと思っておりますので、その点よろしく願いしておきます。

よろしいですか。

○**議長（富木つや子）** 税務課長。

○**税務課長（五藤博行）** 今おっしゃられたとおり、再度確認をいたしまして予算を見込んでいきたいと考えております。

以上です。

○**議長（富木つや子）** 堀内議員。

○**3番（堀内英樹）** 次に、地方交付税の話なのですが、地方交付税、その前にまず地方財政の見通しに関して国レベルでもかなり早い段階から準備が進められております。秘密保護法の関係で国全体の来年度予算に対する取り組みというのは大変おこなっていただいておりますが、8月時点で総務省から示された地方財政収支の仮試算というのがあるのですが、これが歳入歳出とも25年度に比べて1%増額。これでもかなり大きいです。内容としては、税収が伸びる、それから給与と補助事業が増額になるであろうと、こういう見通しを示されていますが、これが今、国の地方財政に対するデータとしては新しいとも言えませんが、1つの考え方ではないかと思っておりますが、その点は町としてはどのように認識しておられますか。

○**議長（富木つや子）** 総務部長。

○**総務部長（池内利昭）** 今申されましたような部分の中では、そういう形の部分にはなるうかとは思いますが、ただ、一応、最大の町としての財源という部分でございますので、

地方財政計画がまだはっきりとした部分が示されておりません。その中で今後調整をしていくという部分で今考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） もう1つ、地方交付税の話になるのですが、これもいろんなお話がございます。特別加算はやめようという方針も既に出ております。法定以外の繰り入れ分、それからもう1つは、地方交付税の案分といいますか、普通交付税と特別交付税の枠が、従来でございましたら普通交付税が94%、これを95%に1%引き上げて、結果的には特別交付税の枠を6%から5%にすると、こういう方針が既に示されておりますが、この点は26年度からそういう方向で進むという理解でよろしいですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） それ、今申されました部分については、前年度からそういうふうな内容で、一応特別交付税の部分については普通交付税という形の割合を戻すというふうな話はございました。ただ、昨年につきましては、それはちょっと延びたような部分がございます。今後そういうふうな形での推移はあるとは思いますが、今、先ほども何遍も申しますが、まだ具体的な内容が示されておりませんので、あわせてその分につきましても、この分につきましては大体一応は来年の1月末ぐらいに県の方から説明会がございます。そこで、きちっとした段階での確定といいますか、方向性が示されますので、その分を踏まえて最終的に普通交付税、また特別交付税の予算を反映していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 特に地方交付税、一般財源としては町税以上に額も大きいですし、大切な財源でございますので、十分その点精査されてまた予算の方に反映した形でお出しいただくようお願いしておきます。

それでは、次、いかせていただきます。

大きな項目の3でございますが、今後想定される次の行政課題について、その取り組み方針と26年度予算への反映についてお尋ねいたしました。

まず、三セク債の償還開始、26年度からどのように償還していかれるのか、お願いします。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今のご質問でございますが、公社の借入金42億円。代位弁済のために25年11月29日に借り入れをさせていただきました。利率につきましては0.78%で、償還につきましては25年で償還。それと借入先は南都銀行より借り入れさせていただきました。償

還開始につきましては、平成26年5月31日から元金均等償還で半年払いと考えております。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） すみません。0.87です。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、利率について訂正があったのですが、これは指定金融機関をどうするかという話との関連で、最後に答えられた0.8%台というのが正しいかと思えます。

今回の借り入れに関して、少し本論から関連になりますが、借り入れに関してやはり金利を重視されて、またほかの取引条件も重視されて、ということは結果的には指定金融機関の変更という問題も伴うわけで、そういったリスクも乗り越えてこの借入条件で決められたということについては、議会決議の経緯から見ても、私は大変評価申し上げたい。敬意を表したいというふうに考えております。

特に、今後の返済については、先ほどの、最初に申し上げた長期財政計画との関係も非常に大きい。ございますので、あわせてお示しいただけるようお願いしておいて、次にいかせていただきます。

町税及び使用料の徴収体制の強化についてお願いいたします。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） 町税及び使用料の徴収体制の強化についてお答えいたします。

徴収体制の強化につきましては、ご承知のとおり、今中町長のマニフェストの1つに自主財源の確保ということで大きな項目として挙げております。それに伴いまして改革を進めているところでございます。

税の徴収関係につきましては、職員の努力とさまざまな改革をして毎年徴収率の向上を図っているという状況がございます。

ただ、もう一方で家賃の徴収につきましては、税の徴収と大きな乖離があるということで、町長の方からその部分について改革をしろということで指示を受けております。今、家賃滞納整理についての基本方針を作成中でございます。

それともう1点、ソフト面の体制づくりだけでなく、組織的な体制づくりも必要であるということで、町長から指示を受けておりますので、平成26年度には人的な面につきましても対応を考えておるところでございます。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、副町長から答弁をいただきました。

確かに、今中町長が自主財源の確保ということ掲げて就任され、その後、徴収体制についても相当しっかり取り組まれました。年々徴収率は向上していったという経過がございます。それでも決して他町に比べて必ずしも徴収率がいいかとなれば決してそうは言えないところでもありますし、それから、特に今年度あたりになりますと、やはり少し伸び悩みの傾向が出ております。頭打ちでございます。そういうことから、やはりこの徴収体制については、今一度組み立て直すという考え方はどうしても必要ではないかなというふうに私は思っています。その根拠はどこにあるかといいますと、全会計の収入未済額でございますが、これは24年度決算です。5億7,579万2,000円あります。この分母になっております予算総額というのは136億8,239万円。その4.2%に当たる部分が収入未済額です。これは徴収された、まだ当然徴収しなければいけないが徴収できないでいるという部分でございます。やはり5億代の収入未済額というのは上牧町の決算ではずっと続いているんです。ここを、5億8,000万というのは大変大きいです。先ほど言いましたように、全会計の、これは水道事業を除いておりますが、4.2%もあるわけです。これはどう考えても異常です。ここを何とかしないと、自主財源の確保といいながらも、どうしてもそこは抜けてくる。この認識、ここを何とか突破するのだという考え方を、ぜひ徴収体制を立て直す、あるいはまた人的な体制も含めて取り組むとおっしゃっているのですが、その根元に据えていただきたいと、認識の根元に据えていただきたいと思うのですが、副町長いかがですか。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） いろいろ今、分析していただいた内容についてはそのとおりだと思っております。今おっしゃるように、人的な面、またいろいろな改革をお聞きでございますが、以前、町長が就任いたしましていろいろ改革をしました。まず、その1点の大きな面は人的な充実ということで増員した。それと、県と共同で共同徴収を行ったと。県下市町村の中で町の単位で参加したのは上牧町だけでした。それともう1点、コールセンターの設置と、いろいろな改革を進めて毎年徴収率の向上を図ってきました。ただ、今、少し停滞しているのは現実でございます。それはどういう内容かといいますと、当時改革したメンバーが異動によっていなくなっているという部分もございます。ただ、それは基本的な徴収能力、基本的な徴収に対するレベルが上がったということで、そういう異動も行ったわけなのですけども、なかなか底上げが完全にできなかったという部分はございますので、今後その辺の改革も考えながら、そして先ほど指摘がありました家賃の徴収、これ、ちょっと話はそれるんですけども、私債権ということがございまして、ご存じのように、税のように公債権でありました

ら最終的な執行までできるということがあるんですけども、これは民事にかかわるもので、双務契約の中で私債権ということがございますので、なかなか最終の手段までいけない。となると弁護士と共同しながら民事のことも取り入れながら対策をしなくてはならないということをおこなってやっておりませんでしたので、その展開も考えながら今後進めたいと思います。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、少しお話が出ました住宅使用料に関しましては、収入未済額ですが、これは当然決算額として出ております。1億2,900万円あります。これは予算現額の1.9倍もあるんです。これは大変重たい数字です。細かい議論は要りません。したがって、このところは、今おっしゃったように、法的手段も含めてぜひ取り組んでいただきたいと思います。あわせて、やはり住宅ですから払いたくても払えない方も中にはいらっしゃると思います。そういう対応はあわせて考えていくとして、基本は法的手段も含めて進めていくということでぜひお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） 徴収体制の強化ということになりますと、どうしても払えない人も当然おるんですけども、それは十分話し合いをしながら対策を考えていきたいと思っております。また、いろいろな形で改革を進めて徴収率向上に努めます。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） それでは、3番目の乳幼児医療費の助成事業です。ここについて答弁をお願いします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 乳幼児医療費助成事業につきましては、今議会に上程させていただきましたように、通院部分につきましては小学校6年生まで、入院につきましては中学校卒業までを対象に拡大を考えさせていただいております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 上牧町の財政状況から見ると、大変思い切った施策でございます。ただ、近隣の市町村あるいは奈良県全体のあれから見ますと、必ずしもこれが特別な施策でもない。大体平均的なところだというふうに思います。これも今度26年度予算に反映されてくると思いますが、もう1つ、私が申し上げたいのは、今回の議会の補正予算で、子ども子育て支援システム、予算額にしまして934万円計上されました。ニーズの把握ですとかサービスの提供から収納管理までトータルな対応をやっていこうというシステムとして構築されたわけなの

ですが、このところはシステムとしては大変、私はいいと思います。トータルで管理していこうというあたりは今までにない発想ですから大変いいと思います。ただ、もう1つお願いしたいのは、こういうシステムはできても、やはり住民の皆さんの、特に子育てあるいは子どもさんのいろんな問題についてのニーズというのは大変それぞれ違うんです。生活環境も違いますから違います。そういうところに、このシステム以外にもう1つ担当窓口としてきめの細かい、人による、マンパワーによる相談体制であったり、サービスの提供という点をぜひつけ加えてほしい。システムプラス人的サービス。両方、それこそ両方をあわせてトータルでお願いしたいというのが私の提案です。いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 住民福祉部部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今のご質問ですけれども、ちょっと乳幼児医療制度から外れておりまして、一応子ども会議ということで、皆さんに委員になっていただきまして、その都度に、今回ニーズ調査をさせていただきますと、いろんな問題点が出てくると思います。それに応じた進め方として、年に何回か子ども会議を持たせていただいて、きめ細かな、うちの
上牧町に合った子育て支援ができるような制度にしていきたいと思っております。

○3番（堀内英樹） それでは、次、お願いします。道路補修維持管理事業です。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 道路維持補修事業についてご説明いたします。

平成23年度より幹線道路から道路の補修を行っておりますが、抜本的な補修計画を作成すべく本年度に道路維持管理計画を作成中とございまして、現在は調査部分を終えまして、現在、補修計画の取りまとめを行っているところでございます。中間報告から、調査は延べ102キロメートルにわたりまして調査を行い、そのうち修繕が必要また修繕が望ましいという状況であるという結果が約50キロに修繕する計画でございます。その50キロをこの計画では約10年間で完了したいというふうと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 道路の補修維持管理事業については、私もこの席からも何度か取り上げさせていただき、またいろんな指摘や要望もしてきたわけですが、どうでしょうか。管理計画はいつごろまとめ、議会にもお示しいただけるのか。いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 現在、取りまとめているのは、調査した部分のうち、どのような状況になっておるのかということまで把握しております。それで、現在行っておる

業務といたしましては、そのうち現在までに補修を行ったもの、それから他事業、ガス等で今後整備されるもの等を除きまして、実際先ほど申しましたこの10年間で整備しなければならないところを今精査しているところでございます。その後、図上ではございますが整備計画を立てまして、その後に地元等にもお示しさせていただいて計画する予定をしております。予定では、できますのはこの年度末には整備計画をつくり上げたいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） なるほど。

この間から自治会ででも地区の中の街区道路、住宅地内の道路を点検しておられました。多分そういう意見も反映されているのだろうと思います。このところは10年かけて今傷んでいるところと言いますが、この10年にまた新たに傷むわけです。ここも当然考えてやっていかないと、上牧町の道路というのはもう長い間、道路を築造したまま基本的には放置されてきたのが実態です。だからなかなか追いつかないところがありますので、この10年でとりあえず計画のあるものはやり、新たに出てくるものについては引き続きやっていくと、こういう考え方で、ぜひ部長、進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されましたように、おおむね今必要であるというところを10年、できるだけ早く整備、補修を行いたいと考えております。それから、申されましたように、その他の道路につきましても、またこれから日が増すごとに傷んでまいります。ですから、現在補修等を行っておりますが、考え方といたしましては、今補修を行ったところも、行ったすぐその後にまた傷んでくるのだというふうな認識を持ちまして、絶えず道路につきましましては適正な管理が行えるよう今後取り組んでいきたいと、このように考えております。

○3番（堀内英樹） それでは、次、お願いします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） （3）の⑤の庁舎耐震及び改修事業についてご説明をさせていただきます。

役場庁舎におきましては昭和51年に建設をされまして37年間経過をいたしております。また、庁舎につきましては災害時での防災拠点の対策本部という部分の位置づけでもございますので、耐震補強及びバリアフリーによる多目的トイレ、またエレベーターの設置、それと空調照明関係について、機器、設備、老朽化をしておりますので26年度での工事实施の部分

を計画いたしております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） この議会にも補正予算が出ておりました。ぜひ、今おっしゃった方向で26年度中には一定の庁舎の耐震改修事業が進むようにお願いしたいと思っております。

議会の立場から少しお願いもしておきます。議会では今、インターネット中継とかタブレット端末の導入を検討いたしております。これとも連携といいますか、この点も多少設備的に関連する点がございますので、ぜひ議会の立場からこれもお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 基本的な部分、大きく改修をするわけでございますので、今おっしゃいましたような部分につきましてもあわせてできるだけ実施できるように考えていきたいと思っております。

○3番（堀内英樹） それでは、次、お願いします。6番目です。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 6番目の管理職手当及び特別職の報酬の扱いについてというご質問の部分で回答させていただきます。

職員の給与につきましては、平成18年度から実施をしていた給与の削減を平成24年度と平成25年度の2カ年で戻らせていただきました。

質問をされております管理職手当につきましては、条例上では削減はされてはおりませんが、近隣町の比較をすると半額程度となっております。今後、規則の改正を行い平成26年度予算において反映をしていきたいと考えております。

それと、特別職の報酬につきましては、平成17年4月から削減をさせていただいております。職員の給与を平成25年度に戻しておりますので、特別職の報酬についても平成26年度に戻す予定を考えております。今後、条例改正を行い平成26年度の予算に反映していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、総務部長から管理職手当の扱いとそれから特別職報酬の扱いと、2つについて答弁いただきました。

管理職手当については50%程度削減されているというのが実態でございます。もう相当年数がたっております。先ほど壇上でも申し上げましたように、決して楽観はしておりません

が、そろそろ平常時の体制に戻す段階ではないかという認識を申し上げたのですが、こういう点についても、ごく普通の状態に戻すということが大事だろうと私は思っています。

そういう点で、町長、ぜひお聞きしたいのですが、管理職手当は、これはもう昨年度に一般職に戻していますから、今年度管理職手当を戻すと。それから、特別職報酬についてもぜひ普通の状態にさせていただきたい、するべきであろうというふうに私考えておりますが、その点、町長の認識、ご自身の報酬にかかわる話なので言いにくい点もあるかもわかりませんが、端的に所見を述べていただけませんかでしょうか。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） 総務部長の方から、平成17年度から削減をずっと実施してきております。私が町長に就任をさせていただいたのが21年。ちょうど、これで来年3月末になりますと5年間ということになります。個人的な意見として申し上げるのですが、世間一般では、町長であればたくさん給料をもらっているのだろうというのが世間一般の認識でございます。こんなところで何ぼもらっているのやという、そういう嫌らしい話はできませんので、決して楽な状況でないというのは事実でございます。そういうことで、堀内議員の方から質問をしていただきましたので、一定、重要な案件につきましても処理をさせてきていただいてようやくこれから平常の形で行政運営をやっていくという時期でございますので、特別職も同じ立場でございますので、私だけでございませぬ。副町長も教育長もということで、それぞれ特別職3人おるわけでございますので、平常の形で職務に邁進をさせていただきたいなというふうには考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 町長の認識は、私、当然だと思います。決して条例に定めたものを上の方へ、つまり報酬をアップするために改定しようという話ではございません。条例の本則に戻ってはどうかという提案でございますから、ぜひその点は前向きに考えていただいて、26年度予算にぜひ反映していただくように提案申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員のそういうご意見でございますので、平常的な形で職務に邁進をしていくという考え方からそういう考え方で臨ませていただきたいというふうに考えております。

○3番（堀内英樹） それでは、次、お願いします。パソコンの方です。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） （3）の⑦の庁内汎用パソコンの更新対策についてでご答弁させていただきます。

平成26年4月9日をもってマイクロソフトのウィンドウズX Pのサポートが終了することとなっております。これにつきましては相当大きな影響で新聞等でも大きく取り上げられております。その分については大きな問題となっておりますので、平成25年10月現在、全国におきましても地方公共団体が保有するパソコンの約203万台のうち約1割程度の26万6,000台がX Pのサポートの期間の終了という対象になります。この問題に対しまして、どの団体におきましても予算的な部分もかかるところでございますので苦慮しているところでございます。サポート期間の終了後はマイクロソフト社よりセキュリティー更新プログラム等の提供が行われませんので、例えばウイルス対策ソフト等を導入いたしましたといいたしましても、不正なプログラムの感染や不正アクセスによる情報漏えい等のリスクが高くなることが考えられます。このことで、当町におきましても計画的に対応をしていかなければならないと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） そうですね。今後、方向としては、考えられるのはアップグレードしていくのかという問題が1つ。基本ソフトです。つまりサポートが可能な。それからもう1つは庁内のあれですから、クローズド環境といいますか、の中で限定的に使用していくのかと。この2つの方法があるのですが、この点はどのように考えておられますか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今のご質問でございますが、その当時X P等の問題等があったとは思いますが、平成22年3月にX Pを導入したわけでございます。その当時はウィンドウズビスタというのがメインストリームから外されており、ウィンドウズ7についてはグループウェア等のソフトウェアに関する動作検証がとれていなかったため、その当時ウィンドウズX Pで導入をしたわけでございますが、先ほど部長が申しましたように、今後の部分につきましてはウィンドウズ7で対応をしたいというふうに考えております。

○3番（堀内英樹） わかりました。それでは、次、お願いします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 次の⑧のマイナンバー制度の導入についてご回答させていただきます。

この制度につきましては、平成25年5月31日に行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律が公布されました。平成27年10月から住民基本台帳に記録されている全ての個人に個人番号を、全ての法人及び納税義務のある人格のない社団等に法人番号を付番して通知をしていくこととなっております。平成28年1月より個人番号の利用が開始され平成29年1月から、まず国の行政機関での情報連携が開始をされます。平成29年7月からは地方公共団体も含めた情報連携が始まります。市町村におきましては、平成26年、27年にかけてさまざまな準備に取り組むこととなっておりますので、本町におきましてもその部分について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今、部長から説明いただきました。

申し上げたいのは、マイナンバー制度、将来の話ではなくて26年度に付番通知の問題とか、個人番号は既に始まる、番号カードも交付されるというのが26年度の年度内に予定されているスケジュールですから、ここのところは、予算措置それから事務的な対応等漏れ落ちないようにしっかりとやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今おっしゃいましたように、26年度につきまして具体的な金額というような内容につきましては国からまだはっきりは示されておりませんが、補正対応で考えていきたいと思っております。

それと、これにつきましては、町の体制といたしまして職員にこの部分の認識をまず持ってもらおうということで、過日この分について研修をさせていただいたという部分でございます。

○3番（堀内英樹） それでは、次、お願いします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 続きまして、9番の資産台帳の整備と公会計制度の導入ということでございますけれども、これにつきましては、総務省の改定モデルにおきまして資産台帳の段階的な整備が許容されておりますけれども、台帳の精度が特に重要という部分がございます。資産台帳の精度を上げるため、整備が優先課題であり取り組む必要があると考えております。この台帳につきましては、これは一応、公有財産的な部分の台帳は今、整備はされておりますけれども、やはり先ほど言いましたように、固定資産台帳的な部分にまで持っていけないとこの精度という部分は、精度は上がりませんのでその部分につきまして再度きちっとした整

備を。整備計画といいますのが、確かに固定資産台帳というのはなかなか難しいところがございますので、その辺を精査しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） もう1つ、土地開発公社、債権放棄が出ております、この議会に。という事は債権放棄をした以外の6億弱については町へ、代物弁済で引き継ぐということになりますから、この土地の管理も含めて全体としては大変スケジュールもおくれています。しっかりと詰めていただいて1日も早く公会計制度を導入できるように、あるいはまた実施できるように取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、公社の部分の代物弁済の部分につきましても、先ほど言いましたような部分の中できちとした精度を上げながら取り組んでいきたいと考えております。

○3番（堀内英樹） それでは、最後の項目をお願いします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 国民健康保険税の引き上げにつきましては、医療費分の平等割につきまして2万8,800円を1万8,800円に、1万円の引き下げを今議会に提出させていただいております。今後につきましては、今現在市町村の国保の広域化が検討されている中で、これから県の移行時期などと国の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 先ほど来ずっと議論をさせていただきましたように、まだまだ厳しい財政状況の中ですが、徐々にといいますか、一步一步、普通のごく当たり前の自治体にするための取り組みというのが1つずつ進んでおります。この議会でも、条例案として、先ほど申し上げました乳幼児の医療費の助成の対象の引き上げ、そして国民健康保険税の世帯当たり1万円の引き下げという町民にとっては本当に厳しい財政の中でも大変うれしいプレゼントを示していただいたということで、私は大変評価をしております。ただ、この後、29年度の国保の事業の統合までまだ何年かあります。したがって、その間、やはりどうしても国保会計というのは相当変動があります、いろんな意味で。季節変動あり、その年の流行によっても違う、それから医療も日進月歩ですからどんどん医療の需要というものは広がっていております。そういう中での国保会計、国保財政の運営ですから、安定的な国保事業の運営だけはぜひ心がけていただいて、後、ここは足らなくなりましたということがないように取り組んでほしいのですが、いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今、堀内議員がおっしゃいましたように、医療の面ですので、いつ何どきどういう病気はやったりとか、どこでどういうふうなことがなってくるかわかりませんので、今、基金とか財源をいろいろ見据えながら、単年度でいろんな状況を見据えながら29年度までに、広域化になるまでにはいろんな面に気をつけながら安定した国保の運営をやっていきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 長時間にわたっていろんなテーマ、かなり多岐にわたっていろんなお尋ねもし、またご提案も申し上げてまいりました。丁寧に答弁いただいて感謝申し上げたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富木つや子） 以上で、3番、堀内議員の一般質問を終わります。

ここで、東議員の発言の前に皆様をお願い申し上げます。

質問者、答弁者につきましては、マイクの方にもう少し近づけていただきまして、ロビーの方でも傍聴者がいらっしゃいますし、また傍聴者の方々にもう少しはっきりとわかりやすいように発言をしていただきたいと思っておりますので、皆様ご協力よろしくお願い申し上げます。



◇東 充 洋

○議長（富木つや子） それでは、次に、7番、東議員の発言を許します。

東議員。

（7番 東 充洋 登壇）

○7番（東 充洋） 私は多分マイクは要らないというふうに思いますが、もしお聞き取りがしにくいようであれば指摘されるかもっと大きな声でしゃべることができますので、よろしくお願いたします。

7番、日本共産党の東充洋でございます。

私の一般質問は、第三セクター等改革推進債借り入れについて、安全・安心のまちづくりについて、街路灯及び防犯灯について、成人の風疹ワクチン助成について、国民健康保険税について、職員の評価制度についての6項目について質問をいたします。

一般質問に入る前に今日の政治情勢について少し触れておかなければならないというふうに思います。

12月6日、参議院本会議で秘密保護法が可決されました。参議院選挙が7月に行われましたが、自民党、公明党は一切触れることなく、10月25日閣議決定し、11月7日衆議院本会議で審議に入り、11月26日特別委員会採決強行、本会議でも緊急上程し採決、可決、11月27日参議院本会議審議に入り、10日後の12月6日可決、成立という国民世論が圧倒的多数の意見として審議を十二分にという声を見捨てました。このような強権的政権運営で数の力で国民の声を無視する民主主義は成り立ちません。なぜ、自民党、公明党は秘密保護法をフルスピードで成立を諮ったのか、法案を審議すればするほど重大な問題があらわになるからであります、というふうに指摘されています。

第1に、政府が保有する膨大な情報の中から恣意的判断で勝手に決められるという問題です。国民は何が秘密かも秘密とされる社会の中で、自分が近づいた情勢の中身もわからないまま処罰され得るということです。

第2は、秘密保護法で懲役10年以下との重罰と威嚇や適正評価の名によるプライバシーの侵害と権力の監視にさらされるのは公務員だけではなく、国民の普通の日常とその自由であり、報道の自由が脅かされる問題であります。

第3は、秘密保護法と指定されれば情報の国会への提供さえ国の裁量に委ねるばかりか、秘密会に提供された秘密を同僚議員に話すだけで重罰にかけられるなど、国会の国政調査権、議員の質問権を乱暴に侵すものであります。

このような重大な問題が明らかになる中で、法律、法案が成立したという状況は全くもって許せないことでもあります。私たちは何としても秘密保護法について次の3年後に行われるであろう選挙においてこれらを強く打ち出し、そしてこれらを廃案にするという運動に今後全力を尽くして邁進してまいりたいというふうに思うわけでもあります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

第三セクター等改革推進債借り入れであります。11月15日の全員協議会で三セク債について上牧町は借入条件を最優先するという方針に基づき、今日までの指定金融機関であったりりそな銀行ではなく南都銀行から42億円借り入れることを決めました。融資条件の際については一定の理解をしましたが、りそな銀行から南都銀行に指定金融機関を変えることによって庁舎内のATMがなくなります。指定金融機関を変えることによって他にデメリットが発生することの是非を、指定金融機関を変更することによる費用の発生についても含めて質問を

いたします。

安全・安心まちづくりについてであります。町内のメイン道路の舗装が行われています。非常に早いテンポで高齢化が進む我が町の歩道の整備及びバリアフリーの施策について質問いたします。また、服部記念病院前の3差路が危険な状況であり安全対策について質問をいたします。

街路灯及び防犯灯についてであります。町内の街路灯、防犯灯、LED化にどの要望が一部自治会から要望があるわけですが、上牧町の見解を求めたいと思います。

成人の風疹ワクチン助成についてです。ことし、成人の風疹が猛威を振るうという状況があり、大変心配する状況のもとにあります。MRワクチン、風疹単独ワクチンの助成実績について質問をいたします。

国民健康保険税についてであります。これはさきの議員もおっしゃいましたが、私たちは石丸議員とともども国民健康保険税の引き下げをということを言い続けてまいりました。それで、このような大きな金額で引き下げが行われるということについては、今中町政を大きく評価したいというふうに思うわけであります。このような状況のもとで、所得割、均等割についての引き下げについての見解を求めます。

次に、職員の評価制度についてであります。平成26年度より職員の評価制度が導入されると職員の皆さんから不安の声が寄せられています。上牧町の見解をお伺いいたします。

以上、6点について質問を行わせていただきます。再質問につきましては質問席で行わせていただきます。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 1点目の第三セクター等改革推進債の借り入れについてご回答させていただきます。

三セク債の借り入れにつきましては現指定金でのりそな銀行とまた南都銀行とで利率、繰上償還等の融資条件で町にとって大きなメリットがございます南都銀行に借り入れを決定いたしまして代位弁済また代物弁済をこの11月29日で実行いたしました。

また、指定金融機関に南都銀行をとの議案も現定例会に上程を入れさせております。このことで、指定金が変更になるということでの大きなデメリットは発生をしないというものと考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） この全員協議会のもとで、1つはATMがなくなりますと。そういうこ

とで南都銀行は庁舎内には設置しないという条件での指定金融機関になるというようなことであったという報告を受けました。

あと、りそな銀行に対してこれまで免除されてきた手数料について600万と言いましたからね。程度の金額がりそなに支払う義務が今後発生するというので、振替等の手数料等が発生するというふうにお伺いしたのですが、今後、そういう手数料は南都銀行に指定金融が変わったということでそういう費用が発生するのかどうかということについてお伺いしたかったのが1点なんです。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど東議員の方から申されましたように、基本的に来年の3月末までりそなさんについては手数料発生をいたします。それは、過日の総務建設委員会の方で会計管理者の方から、先ほどおっしゃいましたように600万程度の、これは概算でございますけれども、費用が発生するということでございます。今後、この部分につきましては南都銀行さんが議会の議決をいただきまして、来年の4月1日から指定金となりますと、今言いましたような大きな部分についての手数料については発生はしないという部分でございます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 了解しました。1点、心配したのは利息が、りそなと0.87ということで指定金融になってというお話も聞いて、町長はそういう住民の負担を考えた場合、やはり利息の安いところを最優先するのだという方針を掲げられたというのも話を伺いました。そういう中で、全体的に1億数千万の差が出てくるわけなのですけれども、もしそういう費用が発生するのであるならば、1億数千万なんてすぐに逆転してしまって、それだったらATMを置いてもらった方がええやないかというような話になるのかなというふうに思ったのですが、全く発生しないということが確認できましたので、それは利息を最優先したという意味合いが確信を持てたというふうに思いますので、了解をいたしました。

次、お願いします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 続きまして、歩道整備でございますが、まず、町内の歩道整備の状況でございますが、現在のところバリアフリー構造で歩道が分離できている道路はごくわずかでございます。ことし完成いたしました米山新町線それから桜ヶ丘新町線それと下牧地区の静香苑への町道下牧香滝線、それから第三小学校横の滝川13号線の4カ所のみがフラット形式での段差のない公道となっております。ほかの道路につきましては、歩車道の分離

がマウンドアップ方式で歩道が一段高くなっておる構造であり、建設当時はこの構造が主流となっておりましたが、現在高齢者社会が進行する中で、高齢者はもとより児童、障害者の方々には大変不便で危険なことをかけているというのは十分認識しておりますが、今、先ほどの議員のご質問にもあったのですが、道路の整備を現在進めておりますが、費用についても多額な費用を要することから道路構造を抜本的に改良いたしまして歩道整備を速やかに行うということは現段階では難しい状況となっております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） この点につきましては、楽まちの役員さんと上牧町の職員の方と私、4人だったのですけれども、国交省の枚方の研究所の方に行っていました。そこで研修を受けてきたのですけれども、まさしくバリアフリー化されているところとバリアフリーされていないところを実際に自分で車椅子に乗って体験をしてきたのですけれども、やはり相当なものであるということは実感できました。わずか2センチの高さの段差があれば車椅子では上れないということを体験しました。本当に目ではわからない緩やかな斜面がありますと、どうしても斜面の低くなる方に車椅子は向かっていくんです。同じように両手で同じ力でこいでいるはずなものが左に傾斜がありますと左にどうしても必然と向かってしまうんです。それを今度真っすぐにするのにどれぐらいの力が必要なのかなということも体験しました。

ということで、これからやはりお年寄りがふえていくと言われる状況のもとで、今の上牧町の町並みはどうなのかなということ考えた場合、県道ですけれども、最近一番びっくりしたのは、改めてびっくりしたのは、米山の県道のあの歩道でした。あの歩道は大概なものです、本当に。上ったかというたらすぐおりてすぐに上ってその段差というのも2センチや10センチなんていうようなものではありません。何十センチ単位で起伏があるというような歩道です。あれは本当に歩くのもはっきり言って危険ですわ。ああいうふうになってしまえばもう。

それに引き続いて、やはり都市計画道路に面した歩道が非常に歩きづらい。特に、友紘会から役場の方に向かってくる歩道というのは非常に今のところ細くて一部歩きにくいということが経験として歩いてわかりました。

それから、今、新たに米山新町線、それから桜ヶ丘新町線というふうに道路ができて、ここがバリアフリー化のようになっているというふうなご答弁があったというふうに思うのですけれども、本当にそうなんかなというふうに私は疑問として思っているのですけれども。1つは、都計道路と米山新町線の3差路のところの歩道は本当に車椅子でもスムーズに通行でき

るというふうな構造になっているというふうに部長はおっしゃっておられるのでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 施工時におきまして、当然、設計の中で、例えば、今多分申されておるのは点字ブロックと誘導ブロックのことだと考えております。その部分につきましては、道路幅員、歩道幅員等を加味しまして、どの位置に設置するという形で業者には発注したわけでございますが、ただ、その後、当然そういう道路ができますと電気灯等も必要になります。そのことから電柱等も立っておりますが、多分申されておるのはその電柱の位置等も配慮してということでございますが、その部分につきましても車椅子が通る部分について実際に現場の方で僕も見にいっておりますが、検証しましてまた対処させていただきたいというふうに考えます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 対処していただきたいというふうには思うのですが、しかし、せっかく建設するという段階があるにもかかわらず、またそこでもう一段そういうふうに取り組まなければならないというのは、これはやはり行政効率としては非常に悪いのではないかなというふうに私は判断をせざるを得ないというふうに思うんです。やはり、私は以前、大型店舗が来る、桜ヶ丘新町線そして米山新町線ができるとき、ここを言うたら戻り的なような空間にしてほしいというような要望をこの場でやったことがあるというふうに思うのですが、せっかく新たなものができるというところにおいては、そういうふうなところに細心の注意を図って、そして新しい町並み、まちづくりをしていくということが私は理想であるというふうに思うのですが、一遍にはできないわけですから、新たにできるというところはやるべきだというふうに強く指摘しておきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 私も今おっしゃったとおりだと考えております。それで、現在、先ほども申されましたように、町民で設立されましたNPOにおかれましては、道路の現状、及び問題点等を、現地を歩かれまして整理されておるところでございます。今後、そのデータ等もまた参照させていただきまして、先ほど申されましたように、住みよい、高齢者の方々にも安全を期するような形の、できるだけ早い時期に対策も講じていきたいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） ぜひその辺を考慮して事業を進めていていただきたいというふうに思いますし、また計画の中にそういうことは十二分に盛り込んだ計画を実施していただきたいと強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、もう1点なのですけれども、これはどうなのかなという気もするのですけれども、2000年会館の前に友誼会のリハビリの病院がございます。あそこで車椅子に乗ったりだとか付き添いでいろいろリハビリをするために外を歩かれる方も、また車椅子に乗って動かれる方もいらっしゃるそうなんです。そういう中で、今まではちょうどあの坂を下って道路を横断して2000年会館の方へ、また文化センターの方に行くというふうに患者さんを連れていろいろ散歩をしたりというのをやられているそうなんです。そのときに、せっかく新たに道路をつくられて整備をされたというところもあるわけなのですが、歩道と車道との間に雨水の側溝みたいな形で網を、網というのでしょうか、グレーチングの細い何かというようなものを入れていると思うんです。それが車椅子の前の車輪があるじゃないですか、あれにはまるんですって。ぽこっと変に。真っすぐであるならば入らないのですけれども、やはりくるくるくる回るものですから1つだけでもぽこんと入ってしまったら、今度は入ってしまったら大変らしいんです。上げるのに。ですから、あそこをもう少し目の細かいようなグレーチングのようなふうにしていただきたいかったというような声もお聞きしました。これはそういう声も実際にあったということだけ聞いておいてください。実際にそういう声がありましたので、今後はそういうことも十二分に考慮していただいた中でお願いしたいというふうに思います。いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） さまざまな構造、今申されました構造につきましては、一応今主流の最新の部分について施工したわけですが、申されましたようにいろいろな住民さんの生の声を今後もお聞きいたしまして、できるだけその部分につきましても考慮して今後取り組んでいきたいと、このように考えます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 次に移ります。

服部記念病院のところの3差路が非常に危険になっていると。何でやということを知りましたら、当然、町道認定はされていない道路に車をとめて横断歩道を渡られるところの危険と、もう1つは、服部記念病院の中の食堂なのか何かがなくなったのでしょうか。何かものを。ごめんなさい。カレーライスがなくなったというような話をされていたのですけ

ども、そういうことで向かいのコンビニに行かれる方が非常に多くなったという状況らしいです。私は実際に何に行ってはるんかというのは見たことはないのですけれども。そういう声があるんです。あそこが県道を、ちょうど、坂で緩やかなカーブで来るというような状況でして、非常に危険を伴っているのではないか。あそこに対する安全対策をぜひ強化してほしいという要望があるのですけれども、この点についてはいかがでしょう。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 服部記念病院の3差路につきましては、確かに今おっしゃいますように西から東、それから東から西へという部分でどちらについてもカーブ、それと上り坂と下り坂という部分で見通し、なかなか見通しがきかない部分がございます。それと、今おっしゃいますように、町の街路につきましても最終北側の下牧高田線との接続がまだ完了はいたしておりません。その部分につきましていろいろ過去に警察との協議もいたしておりますけれども、その部分の未完成の部分と、それとその部分について、一応駐車禁止等の部分についても西和警察の方には要望はいたしておりますけれども、先ほど言いました理由におきまして、その分の取り締まりができないと。それと、自治会要望もございますように、確かにおっしゃいますようにその部分については危険度も高いという分はございますので、信号の要望は過去からずっといたしております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） ぜひそういう信号設置なり何なりを考えていただかないとやはり非常に危険な箇所だというふうには我々だって容易に判断することができますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、ごめんなさい、質問とはちょっと離れるです。今出たのですけれども、やはり信号をつけるにしても路上駐車だめですよというふうに取り締まるにしてもあの道路が抜けんことにはどうしようもないというのが今までのずっと理事者側の答弁であったわけじゃないですか。そしたらあの道路を抜けるのに、服部のところから都計道路までの間、いつになったら完成するという状況になるんですか。でないとその間一個も安全対策が図れないという状況になるではないですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） その件につきましては、他の議員から今後そういうところにつきましてご質問がございますが、今現在、服部で行きどまりとなっておりますところ、その部分につきまして来年度から事業を休止したものを再開したいというふうに今考えておりま

す。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 来年度から予算をつけてやっていくということなのですが、ということは早い時期にあそこが開通するというふうに、来年度なのか再来年度なのかちょっとわかりませんが、どれぐらいをめどにして開通できるようになるのでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） その部分につきましては、現在、建物等建っておる、それから営業されておるところもございます。その辺の交渉等も見据えて今後事業を進捗していかなければならない状況でございます。現在考えておりますのは、おおむね遅くても平成30年ぐらいには全て完成したいなど、このように考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） そしたらほかの手で安全対策を図ってえな。30年まで待ってられへんやん、そんな安全対策。

服部議員が自分の質問をしているところでなくなると言うから、道路の開通のことについてはちょっと置いておきますけれどもね。そやけども、条件としてあそこが開通されないと安全対策が図れないなんていうような状況であるならば、ちょっと考えんとね。これは危険なまま住民を危険のもとでさらしておくのか、そのまま。後は自己責任で守れというだけの話になるのか、その辺はきちっと整理しておかなければならないというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） まず安全対策なのですが、安全対策にしましてはちょうど3差路のコーナーのところになると思うのですが、町の方から駐車禁止、といえは大きな丸いコーンというのですか、その部分を設置させていただいておることはさせていただいております。それと、あともう1点、あそこはカーブになっておりますので、カーブのところは横断歩道をつけるのはなかなか難しいという見解を警察の方からも聞いております。それと、先ほど部長が申しましたように、自治会要望等もありまして、信号の設置につきまして警察の方と上申し協議をさせていただいているという状況でございます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） どちらにしても病院側の方にも当然強く駐車場の設置をなるべく南側につくってくれと。土地があるのかどうかは知りませんが、ということは歩道がつくれな

いというような状況であるならば、向かい側につくるということは非常に困難な危険になるわけですから、その辺も十分に指導もしていただかなければならないのかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

次に移ります。街路灯と防犯灯の。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 防犯灯の設置また電球、器具等の交換につきましては、過去の経緯がございまして自治会、電気代につきましては町が負担ということのルールで今現在行っております。町内の防犯灯はおおむね大体2,000カ所ございます。昨年のベースで電気代につきましては1,000万円程度の町の負担という形で電気代の支出をいたしております。

質問にあります現在の蛍光灯からLEDに交換ということで、単純に電気代だけで比べますと、1灯当たり約100円、月額約100円程度の減額で、約、全体で20万円の減額になるという部分の電気料金の差がございまして、それと、LEDの機種、機種といいますが、器具の変更という部分でございまして、1灯当たり大体1万8,000円程度の費用が発生する部分でございまして、それで2,000カ所という部分で計算しますと約3,600万円程度の費用がかかってまいります。町といたしましては、この分につきましては、先ほど申しましたように、器具また電気、電灯といいますが球の交換につきましては自治会という形でお願いをしているところでございまして、ですので、LEDにかわることによって電気代は多少なりとも節約という部分は発生いたしますけれども、この分については別段LEDに自治会の方で交換をしていただくという分については町としては大変ありがたいということで考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 私の話を聞いたところでは、自治連合会の一部のところでは別段、町に補助してくれというようなことはおっしゃっておられませんよね。自分たちのところにつけるので、つける1基、自分ところの費用で機材もつけますと言ってはるんですよ。つけるのに今1万8,000円と言われたけども、1万8,000円が1万7,000円に、1万6,000円にするために町に何とか尽力してもらえないかというような話だというふうに私は理解しているのですが、そういうふうなお話はなかったですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 具体的なそういうふうな話はちょっと確認しておりませんが、確かに、金富自治会ですか、そこの地区につきましては自治会の方で器具の交換をされたという部分には聞いております。それは先ほど東議員がおっしゃったように、自治会の会費の

中での費用をもって交換されたという部分かなとは思っております。それと、今おっしゃいますように、全体で2,000カ所という部分はございますので、1,000円、2,000円という分が削減されることによりまして自治会費といいますのか、自治会でのコストも大分削減されるという部分はあろうかと思っておりますので、そこはまた自治連合会といろいろ協議をさせていただいて、いい方向で町が関与できる部分につきましては関与していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） これは全部の自治会がまとまってそうなおればまた話は別だというふうに思うのですが、まだそこまでは多分いっていないんだろかなと。できるところとできないところがやはり自治連合会の中でもあって、先進的なところがみずからの費用で1回やってみようかというような、多分、案が出ているのではないかなというふうに思うんです。ですから、2,000も全て一度にやるというのは非常に難しい状況であるかと思うのですが、しかし、初期投資がそれなりにお金がかかるわけですから大きな問題となっているのだろうというふうに思うのですが、しかし、そういうふうな前進的な考え方で自分たちの費用を使って町の予算を少しでも下げてあげようということで努力しているということは、やはりそれはありがたい話で、それは受けとめる必要があると思うんです。そのためにはただただ住民の人たちに甘えるのだけではなくて町の方もそれなりの協力を、そのために、何ですか、月100円の電気料が下がるのだというのであるならば、当初100円をどうするのかということも考えてもいいのではないかなというふうに私は思うわけなのですが、その点、町長いかがですかね。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） 今、お話を聞かせていただいておりますと、自治会は自分たちでお金を出して器具を取りかえると。ただ、自治会ではなかなか単価的に下がらないから町が介入をしてできるだけ安い取りかえ器具にしてほしいと、こういうお話かというふうに思います。担当部長が答えておりますように、そのような趣旨でございましたら、町としては当然地元の負担が軽くなるわけでございますから、十分介入をさせていただくという考え方は、これは当然だろうというふうに考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） ぜひ、今の町長のご答弁というのは自治連合会の皆さんも歓迎する回答ではなかったかなというふうに思いますので、十分、今後そういう自治会がふえてくると思うんです。また、町に何としてでも補助を求めているというわけでもございませんので、で

すからその辺十二分に自治会の皆さんの意向を酌み取っていただいて、早期に1基でも2基でもLED化になって町の電気代、町費として、町が予算化している部分が安くなるということは歓迎しなければならないということであろうというふうに思いますので、その辺ぜひ前向きに検討していただきたい。また、十分に話し合いをしていただきたいというふうに強く申し入れておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、成人の風疹ワクチンの助成についてご説明をお願いします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 成人の風疹ワクチンについてご説明いたします。

先ほど東議員がおっしゃいましたように、今年度の春先に風疹がすごく猛威を振るいまして、マスコミとかいろんな報道関係からもいろんな状況が皆さんに伝えられました。それで、町といたしましてもすぐに対処させていただきまして、ワクチンの助成制度ということで現在実施させていただいているところがございます。実績といたしましては、平成25年12月で我々が思っていた以上に人数的には少なくございまして、MRワクチンで、これは風疹、麻疹の混合ワクチンでございます、が35人、それと風疹の単独ワクチンが現在3人ということで、私たちが思っていた以上に少なく、まだ実績が出ておる次第でございます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） わかりました。これもやはり事は重大なことですので、今年度だけですか、県からの補助金というのは。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 要綱ができたのは県も今年度だけということで、町も今年度だけということで要綱をつくっております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） あと、年度末までもう少し時間がありますので、この機会にもう少し趣旨を広報なりで知らしめていただいて、忘れがないようにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） おっしゃるようにもう少し綿密な広報をいたしまして、なるべく多くの方に受けていただけるように努力いたします。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） よろしく申し上げます。

以上です。

次に、国民健康保険税についてであります。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 国民健康保険税につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、国の方で平成29年度に広域化ということで、今、国の案が示されております。それで、広域化になりましたら県の方で、奈良県で統一の税率ということで、国保税の税率が示されてくると思います。今現在まだ示されておられませんので、そういった面で所得割とか均等割、平等割、資産割などが示されてくるということで、まだ県の方で示されておられませんので、それを見据えた形で来年度検討に入っていきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） これで、今回、平等割のところ、2万8,800円のところ、1万円に引き下げられるというのと、次、均等割、いろんな分類があるわけなのですが、ここで見ますと上牧町の場合は均等割のところ、2万7,800円と。これは当然基金の問題だとか今後国が示している県一本化にするというところの問題ともかかわってくる問題でありますし、上牧町が余りにも引き下げて、今度県に移行したときに高くなったというたらどうなっているのだというようなことも問題もあるかもわかりません。

しかしながら、均等割でいっても平群は同じように、ごめんなさい、均等割でいくと平群も2万7,800円。あとの我々がかかわる7町でいっても2万7,000円もの均等割を取っている町というのはいないんですよ。あとは全部低いんです。ましてや今回引き下げたところの平等割のところも7町と比較したらどうなんかなんかと言え、1万円引き下げたからといって物すごく安くなったというものでもないんです。しかし、今の国保の状況のもとで1万円も引き下げていただけるというのは、町民としてはありがたい話なのですから、その点について、今後やはり均等割のところも1,000円とかその程度の差なのですから、その辺はどのようにお考えなんでしょう。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） まずは上牧町の国保の運営状況を見据えていかなければならないと思いますので、上牧町として安定した国保運営ができるように、先ほど申しました標準税率がまだ示されておられませんのでその辺がまた示されたらそういう点についても検討していきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 今のところは我々としてはうれしい、うれしいという話であって、うれしさがもう少しの、変な言い方、下がればもっともっとうれしくなるというような状況になるかという。これは本当に私、社会保険から2年間、退職して2年間は前の勤めていた会社の共済の方で医療保険は入っていたのですけども、ことしの3月でそれが切れまして4月に国保に加入ということになってびっくりです、高いのには。前のところと比べたら年間にして10万円近くは違うのと違うかなというふうに思うのですけれども、これは、10万円年間に違えばびっくりですので、今後やはりリタイアしていく方もふえてくるであろうという中で、上牧町への国保加入という方もふえてくるのではないかなというふうに思います。そういう中で国保税もあるでしょうし、また反面、支出の方として医療費としてそれが国保からということも当然出てくるわけですが、その辺の部分があると思うのですけども、やはり財政状況が悪いのにやるということはできないと思うのですけども、バランスをやはりもう一度精査していただいて、十分な研究をやっていっていただけるように強く申し入れておきたいというふうに思うんです。いかがでしょう。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） おっしゃるとおり、国保の安定財源をいろいろ考えながら運営していきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） それでは、次に職員の評価の点について質問をしてみたいと思います。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 人事評価につきましては人事管理の基礎であると考えております。評価の過程におきまして、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて組織内の意識の共有化や業務改善等に役立ち、これからの考課を通じて活力ある組織の実現や効率的な運営に必要と考えております。

上牧町においても人事評価制度の導入については必要と考えております。現時点で公平な評価ができない状況がございます。このことにつきまして平成26年度から3カ年をかけまして公平な評価ができるよう研修等を行いまして進めていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） なるほど。

人を人が評価することなのですけど、絶対に平等は評価なんていうのはあり得ない。

本当に部長が自分の部下を評価できます。これで1つ聞いておきたいのは、評価するというのは当然給与に反映されるというふうに考えていいんですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） この評価を導入いたしますと勤勉手当について考慮するという部分に、今考えております。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） それは新たに有能な職員の方がいらっしゃるとするならば、その方のところにそれなりの勤勉手当をつけるということになるかと思えます。パイはどうなんですか。人件費として予算を組まれますよね。幾らか。ということはこのパイ以外のところからよくできた人に奨励金みたいな形でお出しになるというふうにするんですか。パイは一緒ですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように具体的な部分まではまだ考えておりませんが、先ほど言いましたように公平という部分は確におっしゃいますように難しい部分がございます。それを職員の方も不安という形で今おっしゃっておりますけれども、その部分について不安が少しでも解消できるように十分な研修を行いながら進めていきたいという部分でございます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） これで評価制度があって、何段階に分けるかは知りませんが、そういうふうにした場合、モチベーションが上がるということで一番初めにこの評価制度を取り入れたのは富士通なんです。富士通がやったのですけど今やっていません。結局モチベーションが上がるどころか非常に大きな影響を与えてしまったということで富士通はやめたんです。ところが、私の元勤めていた会社はまだ依然としてやっています、それは。殺伐とした雰囲気が変わってしまいました。今まで給与明細なんてその辺に誰のがどこに置いているかといってぼんぼん置かれていたのですけども、そういう光景は見られなくなりました。何でかと言いますと、何でわしがあいつより仕事できへんという評価になってんねんということになるからなんです。そして、課長とかが評価するにおいても評価のしようがないものから、飲み会をするのにあいつ1回、2回欠席したというのが評価に入れられるなんていうようなことも事実あったんです。それから、私自身は思想で思想差別を受けました。これは私の直属の課長が退職してからの話なのですけどもお聞きしました。課長は私をBランク

に推薦したと。それはある程度の仕事がありまして仕事を全部こなしたという評価だったらいいんです。ところが、支社長に持っていったときに、おまえ、誰にBつけてんねんということが言われたらしいです。これは課長から聞いた話ですので、課長が退職する前に何で言うてくれへんかってんと言うたのですけども、そんなこと言えるかいという話だったんですけどね。ここで思想差別なんていうのがあるのかどうか分かりませんが、私は現に思想差別というのはもろに受けました。

ということは、そういう危険性だってあるんです。ですから、私は同じパイの中で職員が給与を取り合う、お金を取り合うわけですよ。結局、評価の高い人が高くなるわけですから。そういうようなやり方をする前に、もし職員の皆さんのモチベーションが今低いというふうに皆さんがお考えであるならば、町長、ここは1回、職員の人皆から希望調書を1回とられたらどうですか。あなたは一体どのような職場を希望しますかということで、まずやる前に適材適所というところに配置して、そういう中でモチベーションを上げるというような方向を見出していくというのが1つの対案ではないかなと。そこへいくまでに。そういうような状況をまずやってみて、希望調書なんてとったことあるんですか。上牧町は職員に対して。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 私の記憶の中ではそういうふうな調書はとったというような記憶はございません。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） まずそういうものが上がってきて、そういう中で、皆さん幹部、町長をはじめとした幹部の皆さんがその人たちの本当の適材適所というところを見てあげて、それが永遠となるわけではないとは思いますが、とりあえずはスタートをそこからやって、また来年、これは私の会社では毎年やっています。毎年希望調書をとっています。そういう中で、希望調書の中で本当に、なかなか自分の思ったところには行けないという現実がありますけれども、しかし、そういうことをまずやってみるというのも1つの手で、いきなり3年後に評価する基準ができたので評価をしますなんていうよりも、やはりまずは段階としてそういう希望調書を取りながら職員のモチベーションを上げていくという施策をとるべきではないかなというふうに思うのですけども、町長いかがですか。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） どう説明したらいいのかなかなか難しいのですが、タウンミーティン

グなんかで、東議員もほとんどのタウンミーティングに出席いただいておりますので、住民の方々の声も聞かれておられるだろうと思います。そういう中で厳しい意見として、上牧町の職員の資質が悪いというような意見も出ました。民間では評価システムでしっかりやっているよと、公務員だから親方、日の丸的なものの考え方で仕事をしているのではないですかと。当然差をつけるべきだと。だからモチベーションが上がらないのだと、こういう厳しい住民からのご意見もあるわけでございます。それで、最近はいろんな人から上牧町の体質も変わってきたし、職員の対応も変わりましたねと、こういう大変うれしい声もいただいております。ただ、最近職員も雇用もしておりませんし、マンネリ化してきているというのも事実でございます。そういう中で、どの方法が一番いいのかということで、まずそういう道筋をつけて、やるやらない、内容的にどういう内容でやるのかというのはこれから検討するわけですが、職員にそういう意識をしっかり持ってもらうということが一番大事なのではないかというふうに考えております。今、おっしゃっていただいたように、例えば自分がやりたい仕事をきちっと調査をしてやれというのもご意見でございますし、それと以前から他の議員さんからも、課内で協議をするような、また新しい施策、意見を提案するようなこういうシステムも構築せよと、こういうご意見もございます。こういうものをひっくるめた総括的なものの考え方としてこの制度で一遍研修をやってみて、その中でいろんな意見が当然出てくるだろうと思いますので、そこで何の意見も出ないということは職員どうなってもいいのだと、こういうような考え方の職員ばかりだということになりますので、ここでいろんな意見が出てくると、そういう意見を待って集約をしてどのようなやり方がいいのか、最終的に判断をしたいというのが私の考え方でございます。

○議長（富木つや子） 東議員。

○7番（東 充洋） 私は、9月の決算特別委員会の中で町長が申されたことが非常に胸を打った言葉として、やはり今の上牧町の職員の皆さんがノーから始まるのではなくて、どういうふうにすれば住民の皆さんの期待に応えられるのかということのできるような職員を育成していきたいという言葉がちょっと残っているわけなのですけども、ぜひそういう方向を指針としながら取り組んでいただきたいというふうに思います。決して給与に差をつけたからということでこの問題が解決するとは私はとても思えませんし、そして、今、町長が最後におっしゃったように、1人の方が1つの事務を担当するというやり方は決してよくない。公務員というのは、えてして新しいものになかなか手をつけようとしないというふうによく言われるわけなのですけども、やはり私も申しましたけれども、その課、課できちっと朝ミー

ディングができるような状況をして仕事の内容の共有を図ることが当たり前だろうというふうに思いますので、そういうような職場づくりをされて、一人一人の職員の方のスキルを上げていくという方が私は大事なのではないかなというふうに思いますので、その点も十分考慮していただきますように申し伝えまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（富木つや子） 以上で、7番、東議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたしまして、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（富木つや子） それでは、再開をいたします。



◇辻 誠 一

○議長（富木つや子） 次に、1番、辻議員の発言を許します。

辻議員。

（1番 辻 誠一 登壇）

○1番（辻 誠一） 1番、辻 誠一でございます。

議長の許可が出ましたので、一般質問通告書に従って質問いたします。私の質問は大きく分けて2つ。

1つは、公共施設の維持管理と補修についてです。

2つ目は、大型店舗がオープンいたしました。その後の諸問題についてです。

本題に入る前に少し述べさせていただきます。

ご承知のとおり、我が国のインフラ整備も前の東京オリンピックを契機にスタートし、50年以上経過した今日、高速道路、橋梁、トンネル等も老朽化が進み、特に高速道路の高架部分の劣化は首都圏、大阪でも維持補修の必要性が叫ばれているところでございます。私ごとで恐縮でございますが、私も現役時代、約50年前、最初の10年間に3つの高速道路の下部工

事、すなわち橋梁の橋桁基礎工事に従事してまいりました。阪神高速道路2つ、大阪の御堂筋線高架道路です。その後、10年たちますと海外進出という会社の方針のもとで現場職員も英語をとということで、35年前にアメリカに1年間研修に行き、あるエンジニアリングコンサルタントに出向します。最後にはワシントンD. Cの地下鉄工事の設計の一部もやらせていただきました。また、ニューヨーク市のスタテンアイランドにも1週間ほど滞在し下水のトンネル工事の施工管理を研修しました。そのときに、カルチャーショックの1つとして、大きなカルチャーショックを受けます。それはニューヨークのウエストサイドハイウェイが老朽からかあるいは都市計画のやり直し撤去の真っ最中でした。もうばりばり壊していました。これは私にとって大変な衝撃的な光景でございました。なぜなら、日本ではどんどんこれから高速道路、高架道路をつくらうとしているときに、アメリカではもう古い高架道路をどんどん壊していくんです。私の手がけた高架道路もやがて老朽化すればこのような運命になるのかと予感いたしました。でも日本の場合、狭小な土地、空間、なかなか全面的に撤去するのは無理でしょう。

本題に戻ります。1番目の公共施設の維持管理と補修について。上牧町の住宅街が開発されて30年から40年ほどが経過し、道路だけではなく公共施設が老朽してきました。早急に補修をしなければ危険なもの、また放置すればさらなる老朽化が進み補修費がかさむもの、あるいは町並みの景観が損なわれていくもの等々あります。とりわけ危険性を秘めているものは補修が急がれます。町の取り組みと考え方についてお聞きします。

1番、橋梁について。a、奈良県橋梁長寿命化修繕計画について現状と今後の展開をお聞きします。それに伴って上牧町の役割分担をご説明していただきたいと思います。b、橋梁の通常の維持管理についてどのように管理しているのかお聞きします。特に、ガードレール、手すり、高欄の損傷、さびがひどいです。後でまた戻りますが。それから高欄に広告看板やカーブミラーの柱に案内看板がついているのがございます。この辺の管理のお話をお聞きします。

2番、学校施設。学校施設の老朽化の把握、点検の方法についてお聞きします。

3つ目、道路。補修工事の計画、管理体制についてお聞きします。特に、マンホールの高さの管理、施工継ぎ手の施工管理についてお聞きします。

2番目は大型店舗開店後の課題についてです。大型店舗が開店し、町ににぎわいと雇用促進などをもたらしました。開店後の課題についてお聞きします。

1つ、奈良交通バスの運行。2、アピタの防災面での協力。3、アピタ周辺造成地の今後

の予定。4、中央公民館前の歩行者道路横断の安全対策。5、無灯自転車に対する指導、特に学生に対して。

以上、再質問は質問者席で行い、理事者側には端的なご答弁を期待いたします。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） それでは、順番に1番からお願いいたします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） まず最初のご質問ですが、橋梁でございます。

昨年度に町内の主要橋梁11橋の点検を実施いたしました。本年に入りまして7月にその11橋について奈良県と橋梁長寿命化修繕計画策定業務の協定を結んでおります。現在は県から委託を受けました業者が作業をしているところでございます。また、国から、先般のトンネル崩落事故を受けまして、災害時の主要幹線輸送路に係る橋梁につきましてはさらなる点検が必要でないかということから、打音検査と申しまして実際にたたいてみる検査でございますが、その部分も通知があったことから西名阪自動車道の集中工事にあわせまして、つくも橋と岡在橋の2橋につきまして打音検査を実施しているところでございます。

今後、調査結果をもとに長寿命化計画を作成いたしまして、できるだけ早期に軽微な補修につきましては行うとともに、また舗装、塗装工事、それからその後、橋梁の長寿命化を図る工事の実施計画を立てまして、随時、対策工事に着手したいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） それで、大筋はそういうことで私も同じように理解しております。

まず、11橋が対象で検査なされたと。検査の場所ですけど、大きく分けまして、基礎か橋桁か、それか橋桁の上の高欄とかあるいは柵に、大きく3つに分けましてどの部分でございますか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 調査は目視調査でございます。今申されました部分、橋梁の大きく分けまして3部門申されましたが、橋梁全般についての調査を行っているところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 打音ということで夜間おやりになったのだから、大変な作業だったと思いますが、まず、11橋に関しまして、町の役割分担と申しますか守備範囲、これは、その維持

管理は国がやるとかあるいは県がやるとか道路公団がやるとか町がやるとか、その辺の分担はどのようになっているのですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申しました橋梁につきましては町の橋でございます。そのことから全て町の方で維持管理、また今後補修等が必要になりましたら町の方で実施するというところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今のご答弁で全部町の負担ということになる。助成金もなしにですか。という理解でよろしいのですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 当然、社会資本整備ということでございますので、国等の補助金等がございます。ただ、事業主体といたしましては、先ほど申しましたように、町が管理する橋梁でございますから町が行うということでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 例えば、よくあるのが橋桁の落ちる、落橋防止、何かくっついたりしますね。それとか柱が小さいから柱の断面を大きくする耐震補強工事なんかがこれまでやられているのですが、こういうことも町がやるのでなくて、それはまた助成金もあるわけですね。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今申されました補強、安全対策。当然、工事に際しましては転落防止等の部分も必要かと思いますが、その部分につきましても、先ほど申しましたように、町が管理している分は町が行うということでございます。ただ、今後そういうふうな大型補修なり行う場合につきましては、国の助成制度、補助金等もございますので、その部分については国から幾分かの補助を受けるということでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 大きなものは当然国が出していただかないといかんでしょうし、そういうことで理解いたしました。

その次、bの通常の維持管理、特にガードレールや高欄の損傷のさびについてどのように管理しているのかお聞きします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 通常の維持管理につきましては、道路パトロールによるもの、

それから住民さんからの通報等によりまして異常が発見された場合につきましては、その都度対処をしているところでございます。今申されましたガードレール等につきましては、破損等がございましたら適宜補修等を行っておりますが、そのほか、少しの、先ほど申されましたさび等については今差し当たって補修というものは行っていないというのが現状でございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） パトロールとか住民さんから何か連絡があったら見についてやるということなのですが、パトロールというのは定期的にやっているんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 月に1度程度行っておりますし、また、まちづくり推進課の方では、ご存じのように、補修工事また新たな道をつくる工事、それから現場の視察等、毎日のように現場へ出ております。そのことから現場へ行くところ、またその他のところにつきましてもその時々、あたりの状況等を見ながら状況を確認しているということでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 定期的に点検なされているそうですが、私も今回質問するために見についてまいりまして、いろいろ写真に撮ってまいりました。お見せしますんで。色を見てください。枯れ葉等よりもっと真っ黒いです。枯れ葉と一緒に写真。同じ状態が、これは岡在橋です。その次、つくも橋も全く一緒です。とりわけ、岡在橋、部品が腐ってとれているんですよ。破断しているの。それから同じく岡在橋で何か車が狭かったのでしょうか、ぶつかった跡がある。こういう事故が。一番心配するのはこれでさびた部品が何かの拍子で下に落ちて車に当たったと。そうなったときに、これが管理責任は町が問われるわけですね。その辺はどうなるんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今確かに申されましたように、ただ、例えば、その橋の中で車なりが当てられまして事故を起こされれば、当然その方の責任になろうかと思えます。それで、先ほども申し述べましたが、今、議員がご質問の2橋でございますが、その部分につきましては、先ほどから申されていますように、西名阪自動車道に架かる大変重要な2橋でございます。この部分につきまして、先ほど申しましたように、特別と申しますか、主要避難時の輸送路にもかかわることでもございますので、とりわけこの分については打音検査も行

うという形で現在行っているところでございます。それから、今ご指摘の部分でございますが、当然、長寿命化という形で、私の方が先ほど申しましたように、軽微な部分の補修それから塗装行為、この部分に当たろうかと思えます。今後、検査、計画ができました段階でいち早くその部分については対処したいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 結局、町の責任ということが問われるわけですかということに関しましてはお答えがなかったと思うのですが、どうなんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 町の要因に係る部分につきましては町の責任に問われるということもございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 町長、すみません。1度、こういう状態になっているんですよ。人の目で歩くと。確かに古いビスが、ねじが、取りかえているところもあります、ステンレスか何かで直しているところもあると。ところが、概して言うと真っ茶茶でこういう部品が欠落しているところがありますので、これは早急に検討されて、計画もよろしいですけど、実行しないと後でえらいことになるんじゃないかと心配しますので、これは意見だけ言わせていただきます。

次、すみません、議長。何。

○議長（富木つや子） 上げてください。

○1番（辻 誠一） 町長。いいですよ。

○議長（富木つや子） 答弁はよろしいですか。

○1番（辻 誠一） では、済みません。お願いします。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） 今、辻議員から撮られた写真を提示いただいております。当然、それが、そういうことが原因で事故が起こるということであれば、これは町の責任になるわけでございますので、担当部長の方からも回答をさせていただいておりますとおり、そういう部分については早急な処置が大事かと思えますので、また担当部の方でしっかりとした処置をするように考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 先ほど部長がお答えになられた損傷になった場合、保険とか交通事故で直すというのだけど、そういう交通事故で、例えばこういう高欄が、ガードレールが破損したら町には連絡が来るんですか、警察から。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 事故等でしたら連絡がございました。当然、年に何回かのそういうふうな実例がございまして、その都度直していただいております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 当て逃げといったらいけないけど、事故でなくて勝手に当たって勝手に逃げちゃった人もいるかも知れない。何橋というのですか、まきのは郵便局の前のところ、銘板が打っていないので、樋之口橋というのですか、かなり前から損傷した後、その後さびています。こういう箇所がございまして、これがすぐには危険ではないのだけど、非常に見とけが悪いしこんな管理ですかと言われるような写真なのであわせて意見を申し上げます。

それと、今回行ってわかったのが、滝川にかかっている橋にはほとんど橋の銘板がないのね。ところがこっちの葛下川へ行きましたら何とか橋、何とか橋とちゃんと銘板が打っているのですが、あれちょっと不思議だなと思って。これが何橋かなというのは非常にわからないけど、これはどうしてなんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） その辺につきましては、私がちょっと記憶している限りでは、上牧新橋、上牧大橋等につきましては私がこの役所に入った当時から若干なりともその工事に携わってまいりました。そのときに橋の今申されました看板等を設置したのでございますが、古いところにつきましては、県の所有というのですか、県でつけていただいた橋梁もございまして、若干定かではないというところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 上牧大橋はちゃんと銘板を打って1番のところね。ちゃんと書いてございますね。その後、何かのときに銘板をつけることをお勧めします。そうしませんと話もできにくいし、あの橋どうやろう、こうやねんといって話もできませんので、これは意見として申し上げます。

次、高欄に広告看板、カーブミラーの柱に案内看板があると。要するに商業ペー

スで2カ所ほどあります。こういうのは役場としてどのようにお考えか。許可申請とか何かそんなん来たんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 屋外広告物につきましては、県の条例に基づきまして町の方で許可している部分、それから許可できない部分等がございます。許可した部分についてはその基準に基づいて許可するわけですが、一方、屋外広告物の違反等につきましては現在町の方でボランティア等を集いまして、現在4団体がボランティア活動をしていただいているというところがございます。それと、町の方もパトロール等に随行いたしまして随時違反広告物につきましては所有者がわかる範囲で連絡をさせていただいて撤去等を要請しているところがございます。ただ、その当時、撤去等についての連絡ができない場合等につきましては町の方でお預かりいたしまして告示等を行い、またそれでもご連絡がない場合につきましては処分していると、このような形で業務を行っておるところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） では、具体的にまきのは郵便局にコマーシャルが2つかかっているのですが、これは何か許可とかあったんですか。皆さんよくご存じですね。単にコマーシャルではなくて橋に対しても横の風を受けますから好ましくないんですよ。横風を受けますから。

○議長（富木つや子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 許可の申請は出ておりません。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） どのように対応されます。

○議長（富木つや子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） 看板主もしくは管理者、そちらの方に連絡をとりまして、経緯と状況を確認して撤去の要請をお願いしたいと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。

もう1件、上牧新橋、カーブミラーのところには道先案内があるのですが、これは、あるのは非常に利用者にとってはありがたい印なのだけど、橋の上のカーブミラーのところこういうのをくっつけるのもちょっといかがなものかなと思うのだけど、こういうのはいかがなんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） その部分につきましては、私の方も毎朝通勤時にその看板等を見ております。ただ、その場所については本日もそうだったのですが、葬儀会館の中で葬儀と告別式ですか、行われるという形で名前入りのものも出ておりました。その部分につきましては、そういうふうなご案内という形で立てられるということでございます。今申されました会館自体のここにありますがという形につきましては、また担当課の方に申しまして何かいい方法と申しますか、沿えるものを協議するようにさせていただきたいと、そのように考えます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。反面、便利でありがたいんですけどね。公共の施設というところでまたお考えください。

次へ移らせていただいて、学校施設にお聞きします。

以前にもお聞きしたことがあるのですが、学校施設の老朽化の把握、点検について。前、町長にも、町長見られましたかというの、6月議会だったかな、お聞きしましたが、今の段階でどのような点検方法がされているかお聞きします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 各学校施設の老朽化の把握、点検の方法につきましては、学校からの予算要求時に修繕要望箇所が上がってまいりますので、そのときに現場に行きまして対象箇所を確認しております。それから、修繕要望箇所はたくさんありますので、修繕場所に優先順位をつけさせていただきまして計画的に行っているところでございます。また、突発的な修理箇所も生じますので、修理時期につきましても計画的に行っているところです。また、抜本的な改修が必要な場合は大規模改修工事として国庫補助金を活用して行っていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 予算要望が上がってくればそれで見ようということだと思うのですが、予算要望は今までたくさんあると思うんですけど。ここにそれを現場に見にいけます。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 要望が上がってきたところは現場を確認いたしまして優先順位をつけさせていただいております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。前にもお見せしたとおり、さびて柱の足がないのね。プ

ールのところ。二小のプールね。全体的な古さがございますね。それから二中でございますが、この間の補正予算で台風18号により被害を受けたというところで補修されるのですが、私もあれを二中のオープンデイズのときに行ってちょっとお話を聞きました。そのときに体育館の屋根を見たらこのように赤くさびていますね。これは放っておけば、今、雨漏りはないかもしれませんが、この辺なんか歴然と朽ちていますね。簡単なうちに塗装を施してやれば長寿命になりますね。後からやったら、うわー、皆あっちもこっちもやらないかんというようなことになりますので、この辺の認識はいかがですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 第二中学校の体育館の屋根につきましては、確かに現場の先生からは雨漏りもしていない状況でございますので補修の要望は上がってきておらないのが現状です。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、早期にペンキなどで補修しておけば非常に簡単に修理できるということでございますので、全施設再度点検いたしまして確認していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ぜひご検討ください。何も予算要望がなかったからやらないというのではなくて、いろんな目を見て、将来お金がかかりそうになるよというやつはぜひそのようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次、行かせていただきます。

道路でございますが、町道も補修していただけてよくなりました、最近。ただ、町民さんからまだガタを持って、マンホールの高さとかあるいは施工継ぎ手で縦のところクラックが入ったと。クラックは、あそこは施工継ぎ手だから入らざるを得ないというような致命的なクラックではないということで皆さんにはご説明しているのですが、何も知らない人だったらクラックがあったらすぐ崩れるとか、そういう知識の方がいらっしゃいますのでその辺は説明はしているのですが、せっかくお金をかけて補修していただいたのに、またガタを踏むと。マンホールの高さもこれを見ていましたらすぐ上げてやっている場所を見ました。超早強セメントですか、何とかいうやつで、くっと上げて合わしたと。こういうことを現実にはやっておられますが、中にはそれをやっていないところがあるので、せっかくやっておるのにまたがたがたしているということを住民さんから言われるんです。この辺までを施工管理体制についてお聞きします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ただいまのご質問のマンホールにつきましては、古いところでは40年等以上経過したものもございます。道路の計画とあわせて毎年計画的に、また通報等、ガタついているよというところにつきましては取りかえ工事等を行っているところでございます。それと、取りかえに際しまして、当然おっしゃいますように、例えばくぼんでいるところ、もしくは突起しているところ等がございます。それと、その部分の補修を行うとともに、現在でしたらマンホール等につきましては二次製品でふた等ががたつき、また浮上防止と申しますか、浮き上がらないような形のボルト締め等になっておりますが、旧のふたにつきましてはモルタルで置いておるといだけの状態になっておりますので、鉄ふたを取りかえるときにつきましてはアンカーボルト等で固定をいたしまして、ふた等もガタつき防止型の上牧町仕様のふたに取りかえるという形で随時そのようなところにつきましてもやれるところから、また危険、それからガタついているところのパトロールを行いましてやっておるといところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） いろんな方法がございますのでできるだけ一遍にやっていただきたいです。やる前に低いマンホールはわかっていますからね。だったら仕上がり面だって同じだから、こことこことこはきっちり高さ管理をやってくださいというような。後になって終わってからまたやるというのは大変で余分なお金もかかるかもしれませんから、ぜひ道路補修をやるときに高さ管理はしっかりやって、指示してやっていただきようにしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（富木つや子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） マンホールのふたでございしますが、これにつきましては道路と路面を構成する重要な施設と考えております。今後、ガタつきの解消と古くなり藻や腐食、損傷している部分につきましては十分な配慮をして順次計画的に取りかえ工事を実施したいと考えます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） よろしくお願ひしたいと思います。あと、施工継ぎ手も施工管理。これはしょうがないと思うのだけど、もう少し緻密に施工をして、何だっけ、タールだっけ、もう少したくさんジョイントのところに塗って転圧をしっかりやればもうちょっと防げると思うのだけど、施工継ぎ手のところはどうか。

○議長（富木つや子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大東四郎） この部分につきましては、マンホールだけではなしに擁壁等の端部、また水路等の端部等どうしても入念にしていかなければならないと思いますので、今後、重要な施設の接続部につきましては人力等で十分な転圧管理をしていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。といひますのは、町民さんがせつかくやってくれたのに、なけなしの予算でせつかくやってくれたのに、ちよつと苦情が出るといひるのは妙に心外でありましようし、ぜひ緻密な施工管理を指導してください。ありがとうございました。

これで1番目は終わらせていただきます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） では2番目、大型店舗開店後の課題について順次お願ひいたします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 大きな2番目のまず1番目、奈良交通バスの運行等についてでございますが、アピタさんの方に、施工主ユニーですか、運行状況について問い合わせを行つております。奈良交通のバスにつきましては今月中旬に運行予定といひことでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 路線系統と時刻表といひか何時から何時まで、その辺はわかります。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） まず運行計画でございますが、1本につきましては現在、桜ヶ丘1丁目どまりになつてるところを五位堂駅まで延伸すると。経路につきましてはアピタの前を通つていくといひことで増便といひことでございます。もう1つにつきましては現在、役場下の出合でとまっておるバス、この一部につきましてはアピタ前を通つたルートに一部変更するといひことで聞いております。

それから、時間帯等でございますが、聞いておりますのは6時代から夜につきましては23時代までの一応運行予定だといひふうに聞いております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今2系統、桜ヶ丘1丁目どまりといひのと、もう1つは出合のところでは。2系統。これがお互いに行つてくるんでしたつけ。あるいは一方通行だけでしたつけ。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 先ほど申しました桜ヶ丘1丁目どまりだった部分でございますが、その部分を俗に言う起点といたしましてそれから片岡台の方に向かって走りまして、通常上牧の役場へ行きます西名阪測道のところを通りまして、通常上牧のところへ行っている部分のルートを通ると。それから途中で文化センターの前を通りましてアピタの前を通りますと、そのまま米山新町線を突き当たり県道に出まして役場下の交差点まで来ると。それから五位堂駅まで行きましてまた折り返して王寺まで向かうというものでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。時間間隔は30分とか1時間とかどんなもんですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今のルートで行きますとおおむね1時間に2本程度がアピタ前を通るということになろうかと思えます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございました。

次、アピタの防災面での協力ということでお願いいたします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 大型店舗の防災面での協力ということでございます。

これにつきましては、大規模災害が発生した場合における災害救助に必要となる生活物資関連の緊急調達並びに一時避難施設として平面駐車場の一部使用等に関し協定を9月9日に結んでおります。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今のお話になったのは既に協定を結ばれたということですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように9月9日に協定を交わしております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。前にも同じようなことを言ったか知りませんが、合同の防災訓練か避難訓練なんて話はまだされていませんね。これはどうなのですか、お考えは。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたように、まだ9月9日に協定を結んだというところでございますので、今後、最終的に全体的な総合防災訓練という形の上牧町の部分には結びつくかとは思いますが、その中で一応、協力協定会社とそういうふうな部分の中でま

た相互に防災訓練というふうな運びにはなろうかとは思いますが、今の段階ではまだ協定を結んだというところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ということは前向きにお考えで今後の課題ということでよろしいでしょうか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど申しましたようにそういう部分の中で今後進めていきたいなと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） ここまでお話ししているのか知らんけど、AEDがございませぬ。AED。アピタさんの考え方なのだけどここまで言って。1階に1つしかないんです。2階にはないんです。最初、私、開店当時、アンケートに入れてAEDはどこに置いてあるかわからないよと。店員さん、店の人は知っているのだろうけど、一般の人もAEDを知らんかったら役に立たないのではないのと言ったら、アンケートを書きましたら、ようやくサービスカウンターの横にここにAEDを置いてありますという看板を出してくれたんですけど。AEDというのは人間がどれだけ集まったから1個要るとかそういう基準はないそうなのですが、2階に1つあってもいいなと思うのですが、どんなものですかね。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） アピタさんの店舗、品質の中にはそういうふうな分の中で検討された部分かなとは思っておりますけども、一応今、辻議員の質問もございましたので、その分についてはまたアピタさんの方へは申し入れをいたしておきます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） お願いしたいと思います。

次、3番をお願いいたします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） それでは、3番のアピタ周辺造成地の今後の予定ということでお尋ねでございます。

アピタ西大和店の南西に一体で開発されている宅地造成地でございますが、12月3日に上牧町立ち会いのもと、奈良県建築課が開発の完了検査を行われております。近々その開発検査も検査済証が業者に発行される見込みとなっております。その上で、予定では来年1月ご

ろから宅地について販売している計画であるということは聞いております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。私も最近あそこを通ってみて初めて大きな看板が上がっているのを見て、1月からとなっているのを認識しました。それまではあの道は入っていったらいかんと思ってあそこは入っていかなかったんですが。この間の住居表示とか町道の認定ということでじっくり見てまいりました。そのとおりに書いていました。そのときはこれがまだわからなかったもので書かせていただきました。ありがとうございました。

4番、お願いします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 中央公民館前の横断歩道の道路横断の安全対策ということでございますけども、これにつきましては今、中央公民館の前にバス停、先ほど都市環境部長が申しましたように、12月中旬開通のバス停が今つくられております。その部分の横断歩道という部分の話かなとは思いますが、これにつきましては西和警察に対しまして協議をいたしまして要望しているところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 協議しているということでどのような内容で協議されているのですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 横断という部分が発生をしておりますので、可能な限り横断歩道の設置をという要望でございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） すみません。ちょっと食い違っていないかな。

中央公民館の前、図書館があったり、それと朝市をやっているところの駐車場、あその横断なのですが、合っています、私の言っていることとかみ合っています。朝市をやりますね。あの駐車場と中央公民館前のところに横断歩道の協議をしているということでございますか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 米町新町線の横断部分について、今、辻議員がおっしゃっているその部分の協議ということでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） わかりました。協議していただいているということでありがたく思いま

す。あそこの道、ご承知のとおり下り坂です。かなり、割合にスピードを出して走ってくるのでございますし、危ないということが、私ども桜ヶ丘2丁目自治会の25年度予算措置に対する要望書にも書かせていただきましたが、そういうことでわかりました。ありがとうございます。

5番、お願いします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 町内の各学校では春秋の交通安全週間や交通安全にかかわる事象があったときなどに全校集会の講話やあるいは学級指導を行っております。各小学校では、1学期に西和警察や交通安全母の会、PTAの協力を得まして交通安全教室を開催しております。そのときに自転車の乗り方や無灯火自転車についての危険性についても指導しているところでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 今のは小学生対象ですか。中学生はどうですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 中学生につきましては交通安全にかかわる事象があったときに全校集会等で指導しているということでございます。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 最近、恐らく小学校の高学年か中学生だと思うのですが、薄暗くなった時間帯、しゅーっと無灯で飛ばしていくのを見かけまして、子どもさんも忙しいです、塾があったりして、アピタが閉まってしまうとかね。んでもってさーっと行くと思うのですが、まず1点、無灯であったということで声をかけようとしたのだけど、すぐさっさと行ってしまったので、最近そういうのがございました。ぜひそういうことを強力にやっていただきたいことと、左側通行、右側通行というのは最近NHKのテレビでもやっていて、右側通行がどれだけ危険だということを画像でスタントマンを使ってやっておられましたが、その辺の右側通行、左側通行ということに関しても、どのようにやっておられますか。その辺お願いします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、前段の無灯火につきましては私もひやりとしたことはございますので、黒い服を着て無灯火で自転車を運転すると自動車に乗っている者もひやりとすることはございます。この辺については徹底したいと思います。

それから、左側通行、右側通行でございますけれども、自転車といえども交通ルールは守らなければなりません。新しく改正された道路交通法では必ず道路の左側を通行しないと罰金刑も課せられるような改正もされておりますので、左側通行の徹底を教育していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 辻議員。

○1番（辻 誠一） 部長、ありがとうございます。ぜひお願いします。部長がおっしゃられたように、薄暗いときに黒いのを着ていたらわかりませんね。薄暗いです。私もたまに大阪へ行くのですが、大阪も無灯火自転車がいます、いっぱい。だけど、大阪の街は明るいからね。だから、ああ無灯で来ているなとすぐわかるのだけど、上牧では全体が薄暗い中で無灯で黒っぽいとなったら非常にわかりづらいし危ないですね。ぜひその教育を徹底してほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（富木つや子） 以上で、1番、辻議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたしまして、再開は2時から行いたいと思います。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（富木つや子） それでは、再開いたします。

◇

◇服 部 公 英

○議長（富木つや子） 次に、10番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（10番 服部公英 登壇）

○10番（服部公英） こんにちは。10番、服部公英です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に少し政府与党に対しての私個人の考えを述べます。

12月6日、国家機密の漏えいに厳罰を課す特定秘密保護法案の成立について。

なぜ法案の十分な審議もせず国民の半分以上が懸念しているのを承知しながら数の力で強引に成立させたのか私には理解できません。国民の多くの方々は、前回の衆議院選挙で自民党に多くの議席を与えたのは、まずねじれ国会を解消して政治の力を有効に使い、東日本大震災の復興を優先し、日本中の人々が一致団結して日本を再生するのが目的でした。また、公務員制度改革、年金問題をはじめとする社会保障制度改革など国民が望んでいる法律を速やかに成立させてもらいたい考えで過半数を与えたと思います。今回の秘密保護法については曖昧な点、また使い方によっては国民にとって自由や人権が脅かされることも懸念されます。例えば、福島原発で放射能汚染がどのようになっているのか、海に流れ出している汚染水についても隠されるかも知れませんし、今問題になっている中国及び韓国との防空識別圏など戦争になりかねない問題にまで国民に知らされないようになる可能性もあります。政府与党はこの法案について成立はしたけれども、国民の理解が得られるように説明を続けてもらいたいと思います。そして、本来一番に考えてもらいたい東日本大震災の復興と福島原発で被害に遭われている方々が一日も早く落ちついた暮らしが取り戻せるように取り組んでください。震災が起きて既に1,000日以上が過ぎてなお仮設住宅で暮らしておられる方々がおられます。また、福島原発で放射能汚染により自宅に戻れない方もたくさんおられます。このような現状にこそ政府はしっかりとした取り組みと現地の行政とともに心の通った政策を早急をお願いします。

それでは、通告書に従い一般質問に入ります。

ここで、質問相手のところで副町長並びに教育長の書き漏れがございました。また、次回からはきちっと書いてきますので、副町長並びに教育長のところはきちっとさせていただきます。どうも申しわけございません。次回からきちっとさせていただきます。

まず、1つ目の問題、財政問題について。土地開発公社解散と第三セクター等改革推進債も計画では最終段階に入ってきました。今一度、住民の皆さんにわかってもらえるように三セク債を借り入れる理由を説明した上で、最終の借入額と何年間に利息を含めると幾ら払うことになるのか説明してください。

次に、利息の返済について。40%戻ってくるとの説明でしたのでこの点についての説明もお願いいたします。今後の返済に無理はないのか。上牧町が早期健全化団体に陥ったときの財政指標である実質公債費比率は向こう10年間で十分クリアできるとの報告がありましたが、その根拠として町が考えていること、年次計画を示して説明してください。また、三セク債

を借りたあとの上牧町の借入総額、起債残高全てを計算して説明してください。

大きな項目の2つ目。自治会要望について及び教育環境について。

平成24年度の各自治会からの要望書は何件上がってきて、その中で25年度に対応できたものは。また25年度で残っているものについてはどうするのか聞かせてください。

次に、平成24年度一般会計補正予算のうち、第二小学校大規模改修工事、第三小学校エレベーター設置工事及び25年度予算執行状況について説明してください。

大きな項目の3、道路整備計画について。

服部記念病院から服部台の都市計画道路の進捗状況について、今後の見込みについて説明してください。

以上3点です。再質問につきましては質問者席にて行いますのでよろしく願いいたします。

○10番（服部公英） どうぞ。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） まず初めに、借り入れる理由ということでございますけれども、土地開発公社解散に係る第三セクター等改革推進債を活用することによりまして、現行借入金利より低金利で固定化することができます。また、金利変動リスクの回避を図ることが可能となり、後年度の財政負担を平準化するためにも、地方債の特例として三セク債の活用ができる最終年度、この本年度に、平成25年度にて借り入れを行い11月29日に代位弁済また代物弁済において実行をいたしました。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 午前中の議員の例え話ではないのですがけれども、午前中の議員は病気をされた方が集中治療室から一般病棟に移ったというような例え方をされていたのですが、私は今回、上牧町の状況は一般家庭に例えると、サラ金から借りて首も回らなくなっていた町が大きな銀行で一括まとめて借り入れができるということになって、上牧町の財政が楽になったというふうに考えるのですが、そういう考え方は間違っていますか。例えとしてはおかしいでしょうか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 例え方はいろいろな部分で例えられるとは思いますが、基本的に先ほど申しましたように、借り入れという部分を行うことによりまして、財政負担に係る平準化が地方債の特例という部分の中で、平準化をすることによって相当負担の部分の軽

減がなされるという部分で借り入れの実行をしたということでございます。ですので、服部議員がおっしゃるような部分の例えは服部議員の例えかなとは思いますが、先ほど申しましたように、その部分の中での実行、それと、これにつきましては相当財政問題特別委員会の中でも十分審議また議論いただいた部分でもございます。その中での最終年度の実行ということでございますので、その辺のご理解をいただきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） これまで42億円。初めから上牧町は、公社ですけれども、42億円の借金があったと。そして、今その42億円を、この前全員協議会で説明があったように、42億円のうちこれまで割高の利息を借りているりそな銀行22億円を返して、次に南都銀行からも借りていた16億7,000万円を返して、もう1カ所、葛城地区清掃事務組合3億3,000万円を返して、これを合計すると42億円になって、今回上牧町が三セク債を42億円借りてそのまますぐに上牧町が今まで借りていた割高の金利のお金の42億円を返したということに理解して、これは合っていますよね。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 基本的には前のレートで言いますと0.87で実行したという分はございますので、実相、話の中では今まで借りていた利率よりかは割安で借りられると。これは町にとっては大きなメリットでございますし、今後その償還につきましても年次計画をしながら返していくという部分がございますので、先ほど申しましたように、財政負担等の部分についても平準化をされて負担がかからないような形の中で計画を持って償還をしていくという部分でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 償還が楽になったというのは理解しているのですが、今行っていることが私の言ったようなことなのかどうかという説明を聞きたいんです。今、最近、新聞にも載っていたように、36億円の住民負担に結果なりますとかというような報道がされていますので、今回の42億円三セク債を借りた一番の原因は借金の利息が楽になる。一括で借りて借り返せるというのが一番のメリットというふうに理解しているのですが、それだと42億円のうち36億円が、町が債権放棄するということですね。もう公社にないというか、土地を36億円、残った分が5億8,750万円。この部分についてが42億円。公社の分として立てかえて払っても町には5億8,750万円の分の現物した土地しか残っていないというふうに理解して、これで理解は正しいんですね。

○町長（今中富夫） 最初に考え方から説明して聞いてもらわな。短期、長期の問題があるから、ただサラ金みたいに利率が高いからどうかそんな話と違うから、きちっとした説明。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど、私の方が説明不足かわかりませんが、基本的な部分の中で、先ほど申しましたように、この借りにつきましては、町といたしましては最終年度の25年度の部分での三セク債の特例ということで借入れを実行させていただいたという分でございます。その中で、申しましたように、借入れによって町として、先ほど何遍も申しましたが、財政負担、長期的な財政負担については借入れによります部分で平準化、平準化といいますのか、相当な部分の中での計画を持つての償還という部分で行使できますので、その部分において平準化という形の中で借入れをしたということでございますので、42億という部分の公社の借入れはございましたけど、それを町が代位弁済をいたしましてそれに係る部分で資産評価についても財政問題特別委員会の中で十分議論していただいて、評価の部分の中で36億1,250万という部分の債権放棄というふうな額もございますので、それを放棄して資産としては5億8,750万の部分で代物弁済を行ったということでございますので、ちょっと私の言い方がはっきり言って服部議員に伝わっているかどうかわかりませんが、そういうふうな内容でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 私がわからなかったらここに来ていない住民の人はもっとわからないと思うので、できるだけわかりやすく聞いていこうかなと思って質問しているんです。今回の借金を三セク債から借りてすることが何で議会も可決してしようというようになっているかというのをきちっと住民の方にわかってもらいたいために質問しているので、わかりやすく説明してもらいたいと思うのですけれども、今、横から町長が、考え方が違うということで、最初からどういうふうに考えてやっているかというところから説明してもらえますか。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） まず、三セクをなぜ借入れたのかということから説明させていただきます。

もともと公社につきましては短期の資産購入ということで長期の借入れができない、短期の借入れ、これが基本でございました。その積み重ねによりまして五十数億円、56億円等々の借入れになったわけなのですけれども、解散につきまして、財政健全化法が改正されました。公社の解散については、必要であるのかないのかを十分検討して抜本的対策を考

えなさい。その資金として三セク債の許可を与えますよという制度ができて、今まででなかった長期借入金ができる。これが三セクでございます。長期借入金をお借りして今借りている分を全て返済するということができる。これができるので三セク債を借り入れた。三セク債を借り入れた理由でございますが、まず1点、先ほど部長が言いましたように、一括してお支払いしますので、今後は平準化した中で毎年元金の償還ができる。今はその財政のその都度都度の中でちょっと金できたから無理して元金を払うかというような状況がございましたので、そうではなしに平準化して毎年支払える額を決定して長期に返済していく。それによりまして、2点目は、平準化したことによりまして財政計画を立てられる。今までの状態では立てられません。その年が過ぎた段階でお金が何ぼ残っているのかな、このぐらいにしようとかこのぐらいどうかという形になりますので、財政計画は立てられる。それが2点目です。あと3点目、一番大きなところなのですが、当然短期につきましては、短期プライムレートといたしまして、一定のある程度利率のいいところで借りているのですけれどもそれでも高い。長期になって、先ほど部長が言いましたように、もともと去年の今ごろ、りそな銀行が1.975、三菱東京UFJ銀行は2.225という金利で借りておりました。それを南都に切りかえてりそなに合わせていただいて。今回りそなの方は三セクについて頑張っていたのですけれども1.17。南都銀行は0.87という数字がございましたので、今回南都銀行から三セク債42億を借り入れたという経緯でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） よくわかりました。午前中の議員の質問の中で、0.87ですか、になったことにより年間4,000万円弱の利息が浮いてきたというような答弁があったと思うのですけれども、金額が4,000万円ということで理解しているのですけれども、以前に三セク債を借り入れるときに、三セク債を利用すれば特別交付税で40%の利息分ですか、金利分というのが戻してもらえるとというような説明を受けたのですけれども、そのときの利息の計算が2.3から2.2というふうになっているのですけれども、利息が0.87というようなことで、低い利息の金利になった金額に対して40%というのが戻ってくるのでしょうか。利息によって戻ってくる額が、借りた額によって変わってくるのですか。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） まず、1点目の4,000万円の件なのですが、4,000万といたしますのはもともと3%という上限の金利を考えて利息を計算した、それが実質0.87。その差異によって4,000万が生じるということでございますので、ちょっと今ご理解いただいている部分は

違うかとも思います。

それと今回、0.87%になりました。その中でお支払いする利息に対する40%ということですので、実質利率に対する支払いに対する40%というお考えの方がわかりやすいのかなと思います。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 4,000万円のことは理解できました。4,000万円で理解できたので、あと、40%戻ってくるというのはどういう形で戻ってくるのでしょうか。

○議長（富木つや子） 副町長。

○副町長（田中一夫） それは特別交付税の算入の式がございまして、解散した市町村については特別交付税で補填をしますよと。そういう特権を与えるので解散をなささいということですので、解散したところについてはそういう利潤といいますか、後押し、交付をしますよということ40%の、後日、後年度ですね、そのときではないですけど、実際支払った金額に対する40%ということ次年度において調整があるということですので。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。

それでは、利率の見直しについては10年後に見直すというような説明が全員協議会であったのですが、この間10年間にわたっては0.87%はずっと続けてもらえて、以後10年後に上がっていたらそれだけの分は上げるということになってくるんですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 基本的な三セク債の部分につきましては、基本は10年という部分の償還期間でございます。ですので、10年は、先ほど服部議員が言われました0.87%について10年という形の実行がございすけれども、10年後についてはその時点での見直し、利率の見直しという部分が発生をしております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） そしたら、さっき聞いた特別交付税も10年後に変わったら10年後変わった利率の40%の分の交付税をいただけるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） この措置がずっと続くのであれば、見直された部分の金利に対してのおおむね40%。これは基本的に計算をされると四十何点何ぼとかいろいろ数字が変わってきますけれども、おおむね40%の範囲の中で特別交付税の措置がされるということですので。

す。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。

そしたら、次ですね。答弁を用意してくださっている今後の返済について無理はないのかというところをお願いします。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 次の実質公債費比率につきましては、これにつきましては、中長期財政計画の中でもその部分についてはお示しをさせてもらっておりますけれども、今の中長期の部分の計画の中では29年度がピーク、おおむね19%というふうな形で予定をしておりますけれども、それ以降は、財政計画を見ていただくと以降数値は下がっていくという状況でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 聞いておきます。

あと、上牧町の借入総額。起債、公債費、合計の残高というのはどのぐらいになりますか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 借入残高の合計額でございます。平成25年度において三セク債以外では今年度末に今計画しております臨時財政対策債、それと上牧第二小学校の耐震補強事業、それと庁舎耐震設計委託を予定しておりますして、借り入れを行った後の年度末の起債残高は142億9,459万2,000円の予定であります。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 三セク債以外の合計が140億ですか。合計してですか。すみません。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 三セク債を含めた金額でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 26年から返済していく三セク債も皆入れての合計でございますか。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） そのとおりでございます。

○10番（服部公英） わかりました。結構です。一応わかりましたので。

次。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） それでは、自治会要望についてご説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成24年度の各自治会から出されております要望につきましては17自治会から提出をされております。そして、件数といたしまして158件ございました。町に対する要望で緊急性がある場合は早期に各現課の方で対応いたしております。それと、対応ができなかった分につきましては、関係機関といいますか、県道また警察関係に要望いたしております。その分についてはまだ対処できていない部分はございます。ですので、それにつきましては、今後また、現課から十分関係機関に要望していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 自治会要望については回答書と要望について議会の図書館に置いてくれているので見ればわかるのですけれども、あえて聞いているのですけれども、この中で回答をずっと読ませてもらって、協議します、実施します、実施しました、考慮して順次整備します、順次整備できるよう取り組んでいきます、高田土木へ要望します、検討します。これで今言った中でイエスカノーかで割ったらどれとどれができないものになるんですか。回答してくれている中で。わかりやすく。いろいろと回答してくれてはるんですけどね。見せてもらったら。まずそうしたら、例えばで、順次整備できるよう取り組んでいきますという回答はどのぐらい期間を待たせたらしてもらえるのか。その場面によって変わるかもわかりませんが、まず一番簡単なのは実施します、もっと簡単なのは実施しました。これはわかりやすいのですけれども、そのほかの要望の答えが、ちょっと統一性がないというか、どれだけ辛抱したらこれをしてもらえるのかなというふうに思いまして質問させてもらって。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 確かにおっしゃった内容で言われますと私もなかなか回答しにくい部分はございます。やはり現課の中でいろいろ協議しながら回答をつくってもらっている部分もございますので、もう少しわかりやすい回答の仕方、また要望の中でできた分についてはすぐその自治会に報告するというふうな部分も今後改めてそういうふうな内容で対応していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 自治会要望の最後になるのですけれども、自治会要望についても各自治会によって要望書には温度差がありまして、各自治会によってすばらしく写真まで撮って何カ所もここからこの側溝から草が生えていますというようなそんな要望書から大まかな要望書までいろいろあるのですけれども、要望書の効力というのはどのぐらい、やはり要望書が上

がらないと町は手がつけられないというか、ここに要望書をしっかりと要望したところには手厚く要望してもらえるのかどうかというのをちょっと聞かせておいてもらって、そうであれば、各自治会にもきっちと要望書を出すようにもう一度、それを努力した自治会が要望を聞いてもらえるのですよというような形でも報告できますし、どういうふうに捉えてはるんですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今言われましたように、要望書が、要望の箇所が上がっていなかったら町は対応しないのかという部分はそういうことはまずございません。というのは、先ほど都市環境部長の方も申しましたように、道路につきましては現課の方で道路パトロールもいたしておりますし、ただ、要望も出ていないところは、それはそれなりに現課の方で十分対応いたしております。ただ、やはりその中で、いろんな部分の中でその現課についてわかりにくい、まだ感覚的にその中で部分について自治会の考え方がわからないという部分もございますので、それについてはやはりそういう要望書を上げていただいて、その中で十分現課の方も検討し、その部分の中で、先ほどおっしゃいましたように、やりますとか実施します、検討しますといろいろそういう内容については、これからは、いろいろ書き方、回答の仕方というのは考えていかなければなりませんけども、その部分の中で十分、自治会も要望書という形の中で協議といいますか、町の方へ要望していただくという部分についてはしっかりした形、しっかりという言い方はおかしいですけども、要望していただくにより現課の担当課の方も十分検討に対する理解も、理解といいますか、検討もできますので、一応上げていただくというのは要望書の趣旨かなとは考えております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） すみません。もう少し細かいこともちょっと聞かせてもらいたい。

要望書の数多くの中にはカーブミラーの設置要望がたくさんあるのですけれども、町内で1年間にカーブミラーを設置できる数というのは決まっているんでしょうか。それと、各自治会ごとに1、2、3というふうに広さで分けているのか要望の本数が多いところの割合で分けているのか、その辺のところを教えてください。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 現課といいますのが担当課の方の中でいろいろ検討して設置の部分について実施しているところがございますけども、まず、要望書が上がりますと基本的な部分の中でやはり交安交付金という部分の中での補助金の中、補助金といいますか助成

金の中での予算対応もございますし、それとの中でやはり一番基本的な部分は危険度が高い、危険度が高い部分についてまずその緊急順位をつけながら設置をしていく。また撤去等、また新たに据えつけていくという部分は、現課は十分その辺の道路のといえますのか、危険度を察知しながら実施をしているという状況でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。すみません。本当にそうですね。申しわけないです。危険度を優先してつけていかないとつけられる数は限られているんですから。つけられる数は、そうしたら補助金というのは幾らもらえるんですか。1本に対して幾ら、年間大体約何本のカーブミラーがつけられるだけ予算を組んでいるんですか、上牧町。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 先ほど言いましたように、この交付金につきましては反則金、全国的な部分での反則金を国が地方公共団体において割り振りをいたしまして交付される予算でございます。その中での部分でございますので、その部分を活用しながら、またやはり危険な箇所が多くなるとそれに対応できない部分はございますし、それについては道路維持管理費の中でも対応しているところもございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 反則金というのは私たちがシートベルトであるとかスピード違反とかで警察に払った分ですね。

もう1つ、公民館等集会施設補助金交付金要綱について説明してもらえますか。回答書の中に公民館の修理も二、三件出ているんですけども、ここで補助金交付金要綱にのっとって早期に対応しますとか、協議しますとか書いて最後はわからないんですけども、するかしないかわからないんですけども、途中に出てくる文章の中に公民館等集会施設補助金交付金という、使い方というか、どういう形で出ていくのか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 集会施設等の交付金ですけれども、教育委員会では公民館の修繕の希望が上がってきた場合に担当しているのですけれども、その要綱に基づいて実施しますという回答をしている場合は、必ず予算をつけて金額によって50万円以下は2分の1とか100万円以内の修理ですよという基準があるのですけれども、その基準に従って自治会に補助金を出しています。その補助金を使って自治会が修理をしているというのが実態でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 今の要綱では上限は100万円ですか。100万円以上は自治会で払って。100万円のうち半分とか4分の1とか。いまおっしゃった数を補助金として、県・国からですか、町からですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） そのとおり。金額によって割合が違うのですけれども、町から自治会に補助金を出しております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。ありがとうございます。

では、次。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 次の質問、上牧第二小学校の耐震補強及び大規模改修工事の進捗状況でよろしいですね。

まず、第二小学校の耐震補強と大規模改修でございますけれども、北館と南館がございます。北館というのがグラウンド側でございますけれども、これは1号棟、9号棟、14号棟につきましては夏休み中に工事は完成しております。現在、今、南館の8号棟、10号棟を順次耐震補強それから大規模改修を実施しております、2月中旬には全て完成する予定をしております。

続きまして、第三小学校のエレベーター設置工事でございますけれども、これにつきましては夏休み中に工事は完成しております、現在使用させていただいております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 現在使用している第三小学校のエレベーターは子どもたちが自由に使えるものなんですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いえ。これは車椅子で通学している子どもがおりまして、そのお子様専用でございます。職員並びに健常な子どもたちは使えることができますが、ふだんは鍵をかけておりまして、特別支援の人が鍵をあけて操作しているというのが現状でございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。また子どもが遊んでけがをしたらいけないなと思って聞いただけです。

以上です。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ご質問の道路整備計画、都市計画街路服部台明星線についてでございますが、この街路につきましては用地交渉の難航とそれから地籍の混乱、また財政状況等々ございまして、平成19年から路線の事業が休止状態となっております。服部台の自治会をはじめ、多数の住民の方々からこの道路の開通等のご要望が上がっております。また、周辺道路交通状態も大変混雑しておるという状況も踏まえまして、現在完成いたしました米山新町線、桜ヶ丘新町線等々が完了しております。一定の成果が出たものと考えまして、平成26年度より街路事業服部台明星線でございますが、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、県・国と協議をし許認可等をいただきまして事業を再開したいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 事業再開のめどはついているんですか。地権者との話し合いが解決したというように聞いたんですけども。聞いていないんです。ごめんなさい。突き当たりの場所の地権者との話し合いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 事業、今申しましたように、これから来年度事業認可をとって実施するわけでございますが、おっしゃっております、先ほども申しました地権者等についてはまだ協議等の開始は行っておりません。ただ、来年度、国の、先ほど申しました補助金を活用して事業を実施するわけでございますが、当然県の方とも協議を行いまして、来年度の国費が充当できるように要望等を行っております。計画しておりますのは、現在用地買収も終わっているところから随時工事を始めたいと思っております。それを踏まえまして本年度既に購入しておいた土地でございますが、この部分につきまして本年度の予算並びに前年度から繰り越し部分もございまして、その土地の整理を現在行っているところでございます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 突き当たりの草がたくさん生えている広い土地なんですけれども、6メートル道路をつけても両端に土地が残ると思うんですけれども。残らないような買い方になっているのでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） この都市計画街路服部台明星線につきましては幅員構成が16メートルとなっております。今申されたおりますのは、今現在突き当たりになっているところ

のすぐ東側ですか、をおっしゃっていると思うのですが、当然あの部分につきましては両側に所有者さんの土地が残ります。現在持ち分登記となっておりますが、その部分、本年度に関連いたします部分の土地の整理を現在行いまして、その16メートル分を分筆し、また来年度で事業認可をとりましてその部分について工事に着手したいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） わかりました。その土地についてはわかったんです。

あと、今の都計道路の服部記念病院側の50メートルほどの間には大きな水銀灯が4カ所ですか、4カ所か5カ所、水銀灯はついているんです。都計道路、まだ認可もおりていないのですが、すごく県から水銀灯をつけてもらって、今サークルKとかがあるあの辺は明るいんです。それからこっちの使わなくなった土地の機関車SLとかを走らせている下のところありますよね。北上牧の墓地、町営墓地のこっち側は街灯、これは町の方で4カ所ほどつけてもらったと思うんです。北上牧自治会ではつけた記憶がありませんので。その間、服部記念病院がある水銀灯のある箇所とこっちの服部台から来たところの箇所4カ所には街灯があつて明るいのですが、ちょうど中間が真っ暗になるんです。あそこは県のまだ認可を受けていないですから町が街灯をつけるのがいいのか、もう一度県に要望してもらって、水銀灯をもう少しこっちまで延長してつけてもらうのがいいのか、その辺はどのように考えたらいいのでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 今ご質問の大体の場所は把握できるのですが、ちょっと具体的にどこも明確にできないものですからお答えはしかねるのですが、ただ、今おっしゃいましたように、明るいところ、暗いところ等々があるということでございますので、自治会の中で防犯灯という扱いで設置していただくのか、また都市計画街路の中で街路灯として設置するのか、またお聞きさせていただきまして対処できるところについては対処させていただきたいと、このように考えます。

○議長（富木つや子） 服部議員。

○10番（服部公英） 場所に関しては開発申請が町の方に2件出ていると思うのですが、あそこに住宅が1カ所、2カ所できるのですが、住宅開発の申請にされた方には中については街灯は開発のときにつけてくださいよと自治会の方で申し伝えてあるのですが、その間の道に街灯がないと今度また人が住むようになるとつけてくれとかいう要望が自治会

に来ると思うので、先にちょっと聞いただけなので、さっきの答弁をいただいたように、また担当課の方に行って自治会でつけるのか街路の方の関係でしてもらえるのか相談に来ますのでよろしくお願いします。

私の質問は以上です。丁寧に答弁いただきまして本当にありがとうございました。副町長に関しましてはわかりやすい答弁ありがとうございました。できるだけ私にわかるように説明していただくと住民にもわかると思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（富木つや子） 以上で、10番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（富木つや子） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時47分

平成25年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成25年12月11日（水）午前10時開議

第1 一般質問について

4番 康村昌史

2番 長岡照美

6番 木内利雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	康 村 昌 史
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	東 充 洋	8番	吉 中 隆 昭
9番	芳 倉 利 次	10番	服 部 公 英
12番	富 木 つや子		

欠席議員（1名）

11番 吉 川 米 義

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	田 中 一 夫
教 育 長	浅 井 正 溢	総 務 部 長	池 内 利 昭
都市環境部長	西 山 義 憲	住民福祉部長	竹 島 正 貴
保健福祉センター館長	下 間 常 嗣	水 道 部 長	杵 本 和 敏
教 育 部 長	竹 島 正 智	土地開発公社常務理事	高 木 雄 一
秘 書 課 長	藤 岡 達 也	総 務 課 長	阪 本 正 人
税 務 課 長	五 藤 博 行	まちづくり推進課長	大 東 四 郎
環 境 課 長	田 中 雅 英	福 祉 課 長	藤 岡 季永子
生き生き対策課長	吉 川 師 郎	保 険 年 金 課 長	木 村 博 行
教育総務課長	為 本 佳 伸	社 会 教 育 課 長	吉 川 淳

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯部敬一 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。吉川議員は昨日に引き続き、体調不良による欠席届が提出をされております。それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（富木つや子） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎一般質問

○議長（富木つや子） 日程第1、一般質問について。
一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。



◇康村昌史

○議長（富木つや子） それでは、4番、康村議員の発言を許します。
康村議員。

（4番 康村昌史 登壇）

○4番（康村昌史） 康村昌史です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。
私の一般質問は3つからなっております。

- 1、教育について。平成25年10月に行われた上牧第二中学校のオープンデイズについて。
- 1、その目的、効果、実施回数などを教えていただきたい。2、保護者以外に招待されてい

る団体などを教えていただきたい。3、オープンデイズに参加して、私自身が感じたことや今の上牧町立小・中学校の現状を考えてみたいと思います。

大きな2番目で、安全安心なまちづくりについてです。少子高齢化が進む中、自転車が有効な交通手段として見直されています。自転車は車両とされ、便利な反面、危険を伴います。しかし、都会と違い、上牧町は歩道を歩く人もそんなに多くございませんが、原則、歩道は走ってはならないことになっています。確かに歩行者にとって自転車は危険であり、できることから自転車専用道路等の設置を求めます。今後の町当局の対応について説明をお願いいたします。

3つ目の財政についてです。上牧町の新たな自主財源を探すことは容易ではございません。そこで、有料のごみ袋に着目したいです。1、有料のごみ袋とボランティア活動のごみ袋がありますが、年間どのくらいの量を作成するのでしょうか。そのあたりの説明をお願いいたします。2番目に、そのごみ袋に広告を募集してはどうか。3番目に、町の巡回バスと広報に広告を募集しているが、その効果は今現在どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

以上が私の一般質問の内容です。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、質問に入っていきます。オープンデイズの目的、効果、実施回数などを教えていただきたいです。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、目的でございますけれども、土曜日に行くことで、平日または決められた時間では、仕事などにより参観日に来られない保護者の方も参加しやすく、また地域の方々に幅広く、ありのままの学校を見ていただくことにより、学校の教育に対する理解を深める機会とすることで、保護者や地域の皆さんのさまざまな意見を学校運営に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるために実施しております。

それから、効果ということでございますけれども、ふだん仕事に追われがちで子どものことに無関心になりがちなお父さんたちの参加も多く見られ、自宅に帰ってから子どもとの会話につながるなど、家庭または地域の教育力の向上にも効果があると考えております。これからも、学校、家庭、地域社会が一体となって、よりよい学校づくりを行っていきたいと考えております。

それから、回数ということがございますけれども、オープンデイズとして土曜日に開催しているのは年1回でございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） わかりました。それでは、ちょっとお尋ねしたいんですが、一般的な保護者参観とはどない違うんですか。その辺ちょっと教えていただきたいです。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 一般的かどうかわかりませんが、平日に行われて限られた時間、自分の子どもが授業している教室のみ参観されている学校が多いと聞いております。このオープンデイズ、名前は上牧町と中学校ではオープンデイズと名乗っておりますけれども、土曜日に実施いたしまして、朝の8時45分から夕方まで、どの教室を参観していただいても結構ですし、自由に自分のあいた時間に参観することができる制度で、クラブ活動も見学していただける制度でございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） わかりました。それでは、次の保護者以外に招待されている団体名などを具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 二中校区町会議員さん、を招待しているということでございます。それから、二中学校の評議員さん、それから民生児童委員さん、校区の各自治会長さん、第二小学校6年生の児童保護者、それから地域ボランティアのささゆり会の方も招待しているということでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） よくわかりました。そこで、このオープンデイズに参加してなんですけれども、私、平成25年10月19日、上牧二中で行われたオープンデイズに参加いたしました。その日は、昼から議会の説明会がありましたので、約1時間ほどしか参観できなかったんですけれども、そこで、まず私は初めに、一通り中学1年生から3年生までの教室をそれぞれ見て回ったんですね。約45年前の自分が中学生であったころを思い出しながら、まず感じたことは1クラス当たりの生徒の人数ですね、私が中学生のころは1クラス約50人、今は1クラス30名程度であります。さぞやきめの細かい授業ができるのだろうと考えていたんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 今は40人学級でございますので、40人を超えますと二学級になります。上牧第二中学校の場合は加配をしておりますので、全学年二クラスになるように構成していると考えております。

○**議長（富木つや子）** 康村議員。

○**4番（康村昌史）** わかりました。それで、一通り見て回った後で、2回目は少しゆっくりと各教室を見て回りました。先生の教えている姿や生徒の様子をじっくり見ることができました。その中で、私自身が本当にびっくりしたことが2つありました。目の当たりに自分の目で見ましたので、まず1つ目が、2カ所の教室で生徒が寝ていました。先生は、それを無視して授業を進めております。私の学生のころには考えられない光景なんですけれども、これが今の授業風景なんですか。答弁をお願いしたいと思います。

○**議長（富木つや子）** 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 寝ているということでございますけれども、上牧町は町立学校でございますので、義務教育ということでいろんな生徒の方がおられます。例えば、軽度の学習障害のある子どもであるとか、発達障害を持った子どもさんもおられます。個々の一人一人の個性に合わせて授業を行う必要がございます。これは、無理やり起こしていい場合は起こして指導されると思うんですけれども、個々の事情に合わせた指導をされているのであると考えております。

○**議長（富木つや子）** 康村議員。

○**4番（康村昌史）** その答弁で、僕としても納得していいのかわからないんですけど、ほかの子どもたちに与える影響というのはいないんですか。僕が学生のころには、先生に当然どつかれますわ、何しとんねんと。どつかれて廊下へ立てとか、当然勉強しに来ているんですから、その辺はどうなんですか。ほかの生徒に与える影響とかは一切考えないんですか。

○**議長（富木つや子）** 教育総務課長。

○**教育総務課長（為本佳伸）** 今、康村議員の言われることは、教育委員会としても、学校からも相談があり、把握しております。それで、教育委員会としまして、県の方の学校支援課にも相談しまして、三、四人の素行が悪いといいますか、授業を乱すといいますか、生徒がおりまして、県の方へ相談しまして、県の方に学校アドバイザーの配置をお願いしたところでございます。その結果、県の方からも二中に配置をいただきました。配置をしていただいて、授業時間の巡回や、また生徒指導、また先生への対応についてのアドバイスをしてもらっています。それで、大分と学校が落ちついてきたという話は聞いております。

今、康村議員がおっしゃるように、生徒が寝ていたということなんですけども、またそれはそれで注意をこちらからもさせてもらおうと思うんですけども、学校としては起きて、また授業が乱れるということもあるのかなと、今ちょっと聞いて思ったところでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） わかりました。この辺は難しいので、次へ行きます。

あと、もう1つ、僕がびっくりしたんですけども、ちょうど授業が終わったときやったんですね。当然私が学生のころは日直というのがいてまして、号令をかけて生徒が起立して、先生に挨拶をして休憩に入るんですけども、今回、いつ挨拶したのかがわからなかったんです。気がついたら、生徒たちが立ち上がって、いわゆる流れ解散のように休憩に入っているんです。つまり、先生に対する感謝のお礼というんですか、礼に始まって礼に終わるというのがなかったような気がするんですけど、今、実際学校では礼儀とかいうのがどうなっているのかなというのがあるんですけど、どうなんですか、その辺は。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 私も学校訪問等で授業は見学させていただいておりますけれども、挨拶はしていると思います。一クラス15分程度順番に回っていきますので、1時間通して見るということはめったにないんですけども、朝の挨拶運動はもちろんのこと、授業の終わりの挨拶もやっていると思うんですけども。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） しかし、私が目の当たりに見ましたので、やはり勉強以前に、まず礼儀をちゃんとしなければならぬんじゃないですか。先生に対する尊敬の念で、日直がいてはるので、まず起立をちゃんとさせて礼をして、先生もお互い礼をし合って、ほんで座って、それで授業を始めて、終わったときには、先生にありがとうございましたという、まずそれをもうちょっと徹底してほしんですが、いかがですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） その辺は確認いたしまして、指導していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、次にまいります。

オープンデイズに私自身が参加しましたので、その2つのことを見ましたので、ちょっとこの上牧町の子どもたちの教育というのが心配になりましたので、上牧二小、二中校区の保護者数人の方にお会いして、今の二小、二中の教育について率直な声を聞いてみました。い

かんせん、ちょっと時間がなかったもんですから、第三小学校、上牧中学、上牧小学校の保護者には会えなかったんですけども、それは次回に何とかお会いして内容を聞いてみたいと思うんですけども、その保護者の声をそのときいろいろ聞きまして、私は書きとめました。保護者の方たちは、自分たちの子どもたちのことをやはり真剣に考えていますね。ですから、本当に学校に対する思いというんですか、僕がびっくりするような答えが返ってくるんです。それをここで、僕は本当に言うていいもんかどうか、よくわからないんですけども、今の学校の現状、保護者が感じていることは、やはり正直にこれは言わないとだめだろうと。学校の改善にもつながらないと思いますので、これは本当に失礼な話もあるかもしれませんけれども、その辺はご理解いただきたいと思います。当然、ニュースソースは明かすわけにはいきませんので、それは僕が全責任を持って質問をします。保護者たちが考えている学校に対する内容というのが余りにもひどいので、びっくりするんです、本当に。

それでは、保護者の声として伝えます。二中の保護者の声。成績の順位表を絶対評価で出さない。つまり、ある生徒の成績の順位は、例えば1位から10位の間にある。はっきりした順位を出さない。絶対評価にすべきであると。つまり、自分の子どもが一体どれぐらいの学力があるかというのがはっきりわからないんだそうです。高校の選択をするにしても、はっきりした順位を出してほしいと。順位を出すことが平等とか何かあるんですか、この教育に。僕らは、学生のころは当然順位があって、勉強のできる子、できない子もおった。体育のできる子もおったし、いろいろですよ。なぜはっきりと出さないのか。もし、これが間違っているなら言ってくださいね。絶対評価じゃないかどうかというのを。次に、ある先生は2年前に学級崩壊を起こし、担任を外されたが、ことし、また二中で学級担任を受け持っている。その授業もほとんどの生徒が理解できない内容だそうです。教え方が全くだめだそうです。次に、宿題を出さない教科がほとんどである。宿題を出さないから、僕だって勉強嫌いでしたから、宿題は仕方なくやらざるを得ない。やらないと先生に怒られるんですから、たたかれるかしたんですから。その宿題すらほとんど出さない。だから、本もあけない、そんな当たり前のことである。なぜ宿題を出さないのかという、このような意見です。次に、現国と理科の先生はまあまあである。上牧の小・中学校の先生では、他の市町村では受け入れてもらえないような、余りすばらしい先生はいないという意見です。次に、若い先生はやる気があり、よいのですが、年配の先生方の中に質の悪い方が多いという意見です。次に、中1の英語で大文字、小文字を勉強しますね。英語は横線を引きますので、その横線を引いた英語専用の黒板がない。信じられないことだそうです。英語を書くときの五線紙ですね。中学

校1年で初めて英語を勉強しますので、だそうです。次に、外国人講師、アーロンの授業をもっとふやしてほしいという要望ですね、これ。このままでは子どもが心配なので、他の市町村の小・中学校に行かせたい。奈良県内では、他の小・中学校に行けると聞いているという。これもまた答弁をお願いしたいんですけども、これはまずよっぽどの理由がない限り行けないと思います。

次に、二小の保護者の声です。ことし10月、小4の先生が生徒に引っかかれて泣き出した。その後の保護者会も開かれていない。次に、家庭科の授業で包丁を持って暴れる子どもがいる。危なくて仕方ないと、保護者は言っています。次に、二小の4年、5年、6年は学級崩壊寸前である。学校が荒れていると申しています。次に、桜ヶ丘1丁目のローソンで万引きした生徒がいるそうです。こういうこともおっしゃっています。

以上が今かいつまんで話しましたけれども、これについて答弁をお願いしたいんですが、そういった事実はないとか、あるいは調査するとか、その辺はいかがですか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 今いろいろおっしゃった中で、聞いている部分もごぞいますけれども、聞いているというのは、第二小学校で先生の髪の毛を引っ張ったという事件は報告を受けておりますけれども、その他の部分については今後調査したいと思います。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 本当に私自身がびっくりしているんですけども、できるだけ早く上中の方も聞き取り調査をしなければならぬと思います。本当に急速に進む少子高齢化時代を迎えて、上牧町、日本国の将来を担う子どもたちのことが心配で仕方がないです。町長はよくおっしゃいます、上牧町の活性化のために若い世代に住んでもらいたいと。だから、子育て支援に全力を上げていらっしゃる。これは本当に素晴らしいことです。しかしながら、僕がいつも言いますように、子育て支援だけでは片手落ちなんです。トータルで総合的な施策を行っていただきたいんですよ。つまり、若い世代に住んでもらえる工夫をどのようにすべきか、教育なんです。ですから、今の上牧町の町立小・中学校の評判が悪過ぎて、これじゃ、若い世代も来ないですよ。結局また塾へ行かさなければならぬ。その塾代のためにお母さんがバイトするようなものです。だから、僕がいつも言うているように、学校の勉強だけで本当に高校もいいところへ行けるような、そういう学校にしたってほしいんですよ、本当。上牧町の小・中学校に、全国の保護者がここなら行かせてやりたいというような風説が立てば、若い世代がどれだけここへ住みます、本当ですよ、これ。ここに預けとったら大

丈夫だという、そんな風説を立てるように、教育委員会ちょっと頑張っしてほしいんですけど、いかがですか、その辺。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 確かに多種多様なニーズに、学校だけでは対応しきれないことが起こっていることは事実でございます。それを学校だけでは対応できないということで、家庭の教育力、それから地域の皆さんに学校の実情をよく知っていただいて、学校の中にもボランティアでどんどん入ってきていただいておりますけれども、地域の方の教育力、こういうのも生かしながら、学校、地域、家庭、力を合わせて子どもを育てていく、そういう環境づくりに今取り組んでいるところでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） わかりました。よろしく願いいたします。それでは、これの質問は終わります。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、自転車の質問に入らせていただきます。

私はまずこの質問に入る前に調べたことがありますので、その点についてまず述べたいと思います。自転車は車両であるため、原則、車道を走らなければならないとなっています。そこで、自転車が歩道を通行できる条件として、自転車及び歩行者専用の標識がある場合のみ、普通自転車も歩道を通ることができると法律に規定されています。また、自転車は車両であるため、歩道が設けられた道路においては、基本的に車道を通らなければならないが、ただし、次のいずれかに該当する場合には、歩道を通行することができると規定されています。1つ目が、自転車通行可の道路標識、または普通自転車通行指定部分の道路標示がある歩道を通るときと。2番目が、運転者が13歳未満、もしくは70歳以上、または身体に障害を負っている場合と。3番目が、安全のため、やむを得ない場合となっています。

また、この自転車通行可の道路標識等がある歩道とは何かということによってちょっと調べたんですけれども、次のいずれかに該当する場合であると。1、自転車通行可の道路標識、つまり要するに、上牧町の道路のそこらじゅうに見られるんですけども、丸くて青地の中に白字で親子連れの絵と、それと自転車の絵が描かれている標識、これがあるところと、普通自転車通行指定部分の道路標示がある場合。つまり、歩道を色分けして、歩行者と自転車を区別する場合等が考えられます。ここでお尋ねしたいんですけども、上牧町内の歩道のある道路は全て自転車通行可の標識がついているのかどうか、そのあたりを詳しく説明してほしい

んですが。僕、車道を走っていてもものすごく怖いので歩道を走るんですけど、走っていたら、突然青地の自転車通行可の道路標識がぽっと出てくるんです。ここから自転車通行可という標識が出るんです。ということは、それまでは走ったらだめやということなんですから、それでちょっとびびりましてね。だから、その辺、この上牧町内の歩道のある道路というのはどうなっているのかお尋ねしたいんですが。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 上牧町の道路管理者としての自転車通行可という標識はつくっておりません。それと、上牧町内の道路で申しますと、一番広い道路につきましては、都市計画街路、役場の下にあります下牧高田線、この幅員構成につきましては、歩道が片側3メートル50、それと車道が9メートルの16メートル道路となっております。ただ、今申されました自転車が通行可となる部分につきましては、一定の基準がございまして、例えば今の歩道、その部分につきましては有効幅員、つまり完全に通行できるスペースが3メートル50以上ある部分であるということございまして、上牧町の場合、歩道の幅員構成は3メートル50とはなっておりますが、その3メートル50には植樹、それから安全柵等も設置しておりますので、現在上牧町では通行できる場所はないというところございまして。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） ということは、上牧町は法的に歩道の幅とかが狭くて、自転車専用道路というのはつくれないという解釈でよろしいんですね。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） はい。現在、今の状況ではそういう状況でございます。それと、自転車専用道を設置しようとなりますと、当然それだけのスペース、例えば歩道を減らす、また車道の部分についても車道の幅員を減らすと、そういうふうな施策。それから、用地を購入して専用道を設けるという、いずれの方法もあるんですが、どちらの方法にとりましても、例えば用地を買う場合でしたら、多額な費用を要する。それから、車道、歩道を狭めるに当たりましても、当然ラインとしては部分的ではなしに、その道路を全長的にも改良していかなければならないということから、現状ではなかなか専用の自転車道、これを設けるのは困難な状況ということでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それで、どうしても自転車で通勤されている方もいらっしゃるんですけど、車道を走るのには本当に怖いんですよ、左端を絶対走らなあきませんねんけれども。だから、

どうしても歩道に入ろうとするんですけど、歩行者が今度は心配で、どうしても歩行者のそばを通るときは、徐行をしなければならないと規定されていますけど、その通りですわ。実際、自分自身が危険を感じますのでね。この人をひくんじやないかなと思いますのでね。どうしても歩道を走ろうとする、ところが、そこに自転車は走ってはいけないという箇所があるんです。これはまた頭痛いなと思いながら、そこで、先ほど言いました安全のため、やむを得ない場合、自転車は歩道を走ることができるかとあるんです。これまた中途半端な規定でして、どのようにでも解釈できるような内容なんですけれども、ネットで調べましたら、安全のため、やむを得ない場合の例として何があるかといいますと、車道または交通の状況に照らして安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ない場合には歩道を自転車で通行することができるかとあります。そのやむを得ない場合として、具体的なケースが2つ述べられていました。路上駐車車両が多く、かつ右側に避けるのが困難な場合。次に、自動車の交通量が著しく多く、かつ車道が狭い場合。ここで、問題になるのは2番目なんです。自動車の交通量が著しく多く、かつ車道が狭い場合です。この上牧町では、下牧高田線ですか、この前の県道、本当に通行量が激しいんですけども、こういった車道ですか、一体上牧町にはどれぐらいあると思います、それ以外にあると思いますか、この県道。それと町道の中にあると思いますか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 上牧町の中には、今申されました役場下の下牧高田線、それから県道桜井田原本王寺線等ございます。それと、歩道の一部設置しておられない片岡台、桜ヶ丘から下牧に続く県道等はございます。歩道を設置しているところにつきましては、ご存じの桜ヶ丘、それから片岡台を通じる町道はございます。その部分もございますが、近年、上牧町の場合、車の量が相当ふえておるところが現状でございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、いろいろ質問したんですけども、いよいよ私の要望というんでしょうか、住民からの要望をちょっとお伝えしたいなと思います。いろんな法律の制約とか財源問題、それから道路幅の問題いろいろ難しい問題があるので、一足飛びにこんなことができるはずがございません。しかしながら、やはり住民からの要望があった以上、私是对して、理事者側に要求していかざるを得ませんので、今述べていきますので、頭の片隅にでも置いていただければありがたいなと思います。

それでは、お願い事項といたしまして、実際自分も自転車に乗っていますので、よくわか

るんですけども、ここの下牧高田線を例にとって言いましょうか。歩道と車道との間には、白線の実線が引いてあります。あれはちょうど道路とその次に路側帯があつて、歩道があると思います。路側帯、車道、これを区切っているこの白線を20センチほど車道に寄せていただけたら、自転車は安全にここを通行できるんですかね。滝川台に歩行者用の道路に色を塗ってくれてますやんか。あれはすごく目立って、これは運転者に注意を喚起するのにはあんな有効なものはないなと思うんですけども、ああいった色を塗っていただけたら、自転車の方は安心してそこを走れるんですけども、それがまず第1点です。

もしそれが難しいようなら、路側帯、つまりその下に雨水溝が走ってますやんか。だから、その雨水溝あれだけの30センチ以上あると思うんですけども、あそこを僕は走ろうと思うんですけど、いかんせんあそこは雨水溝のふたとかあつてぼこぼこなんですね。だから、走れないんですよ、あそこは。だから、あそこをうまいこと整備とか言うたら、素人やからわからないんですけども、あれを整備していただけたら、自転車がずっと走れるんじゃないかという、この2点なんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ご質問、お願いと申しますか、1点目でございます。確かに部分的には、路側帯等を20センチなり、今申されました30センチなりを広くして、自転車の通行空間を確保するというところも、おっしゃられるように可能かなとは思いますが、ただご存じのように、今、下牧高田線は若干右折ライン等の拡幅工事もしております。その区間につきましては、今のような形で路側帯を設置しようとなりますと、その部分だけがまたできないと。ところどころは今申されました形ではできますが、全線を通してやろうとなりますと、その部分の確保ができない。つまり、自転車はある一定の箇所を通れますが、またある一定の箇所に来ますと、通る場所がないと。そうしますと、歩道にという形になろうかとは思いますが、当然現在の道路の構造でいいますと、歩道と車道とは段差がついております。そのことから、今ご提案していただいたことにつきましても、今後それを加味して何とか自転車の空間をすることは検討させていただきたいとは考えますが、今申されました全線を通して、そういうふうな形にするというのはちょっと難しいのではないかなというふうに思います。

それと、2点目の街渠等でございますが、現在、下牧高田線は、その当時そういうふうな街渠ます等で設置はしております。おっしゃるように、街渠等を整備して街渠を通っていたくという形もあろうかと思いますが、1点目のご質問をしていただきました路側帯、この

部分と兼ね合わせて、初めて自転車が通行できる空間が確保できるのじゃないかなというふうに考えておりますので、今提案等をしていただきましたが、今後検討をしてまいりたいと思いますが、現段階におきましては、そのような広げるというのはちょっと困難ではないかなとこのように考えます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） よくわかりました。できるだけ財源の問題いろいろありますので、要望として言うておきます。

最後に、1点だけなんです。先ほど言いましたように、やっぱり歩道を走っちゃうんですね。ほんなら、ぽっと出てくるんです、さっきの言うた青い丸の歩道通行可。ほんなら、それまでは走ったらだめということなので、ここからと書いてあるんです。これはどう対応したらいんですか、本当に。非常にこれは難しいので、僕、きょう、そこらじゅうを見てるんですよ、今、一体どこにあるんだろうと。ほんならわかりにくいところにありまして、やむを得ない場合に該当しないと、やはり議員もしていますやんか、それで歩道を走ったらあかんの違うんかと言われる可能性もあるので、聞いているんですよ。なら、実際ありました。ちょうど服部台のところにローソンありますでしょう、あそこですわ。僕、家から来て、ちょうどローソンを越したあたりに青い標識がぽっと出るんです。ということは、その間は歩道を走ったらだめなんだろと、こう解釈したんですけども、ほかにもこういうところがあるんじゃないかと思います。それと、安達内科のところ、あの交差点には、自転車の絵が描いてあるんです、車道に、ちょうど交差点のところに。あそこだけあるんですけど、これはまた何なのかなと思いつながら、あそこだけあるんです。だから、その辺また教えていただければと。きょうはもう無理なのはわかっていますので、一応私の要望と、この自転車に関してはこれで終わります。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、余り時間もおませんので、ずばっといきたいと思つてねけど、まずこの1番目の年間どのぐらいの量を作成し、そのあたりの説明をお願いしたいと思つてます。特に枚数ですね、問題は。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） まず、1点目のご質問で、ごみ袋の枚数ということですが、有料のごみ袋では可燃用が90万枚、不燃用が30万枚、ボランティア活動用といたしましては、可燃用が3万枚、不燃用が5,000枚、総トータル合計で申しますと、123万5,000

万枚を作成しております。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 僕がここに書いた有料のごみ袋とボランティアのごみ袋以外、これ以外はないんですね、確認しておきます。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） はい。今申した部分でございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、この123万枚があると。この2番目です。ある住民の方です。やはり上牧町も苦しいんだから、このごみ袋に広告を載せたらどうかねと。例えば、1円載っけたら123万円だと、2円ならという、そんな単純な発想で、やはり住民の中には上牧町のことを考えている方がいらっしゃるんだと。これはできるかどうかはわかりません。僕はこの気持ちだけやはり伝えないとということで今質問しております。いかがですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ごみ袋の広告の募集につきましては、ご提案していただいておりますが、私も全く同様な考えを持っておりまして、既に近隣市町村またごみ袋の納入業者等に情報等を収集いたしまして、検討はしております。その結果といたしまして、広告の収入は当然ございますが、費用対効果が見込めないことや、それを導入することによりましてリスクがあることも判明しております。そのことから、検討はいたしましたが、現在そのごみ袋の広告募集については、検討結果、行っていないということでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 一応やはり検討されたと。しかしながら、リスクが伴うと。どのようなリスクなんですか。教えていただきたいと思います。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 一例を申しますと、例えば広告に載せている業者が倒産や、もしくは社会的な問題等が起こった場合には、せっかくなつくった在庫等がそれを配布、購入していただくことが困難となることから、廃棄しなければならないと。またその廃止することによって、住民の方々に多大なご迷惑をおかけするようなことも出てくるというふうなこともございます。そのことから、今一例を申し上げましたが、そういうようなこともあるということでございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 収入を得るためには、本当にいろんな問題があります。そこで、今おっしゃった倒産したらどうするねんと。これがやはり民間と役場との差ですね。目的が違いますので、民間の場合はあくまでも利益追求、役場の場合は住民の福祉、最優先ですので、考え方が違うので、こういったことが考えられるんでしょう。それ以外に何かリスクはあるんですか。

○議長（富木つや子） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） ただいまリスクのこと以前にちょっと補足といたしまして、康村議員にお伝えしたいと思います。先ほど1枚1円あれば123万5,000円あるというふうなおっしゃり方をされたんですけども、広告を載せる場合は、そういうふうな計算の仕方にはならなくて、例えばうちで一番大きな袋でいいますと、45リットル大です。そこには、ある市さんの例でいいますと、4つの枠をつくられて、その1枠幾らと。中30リットル、ここには2つの枠をつくられて1枠幾ら、小は1枠。そちらの市の例でいいますと、全部埋まっても55万円です。ですから、先ほどおっしゃったように、1円の収入があれば、123万5,000枚やから123万5,000円の収入があるという考え方にはならない。広告の募集をしましても、我々王寺周辺広域圏、西和7町でもそういう話はしょっちゅうやっておるんですけども、斑鳩町さんも王寺町さんも、一応そういう思いを持っていろいろな情報収集をうちと同じようにやられておるんですが、結局同じような理由、要は全部埋まっても55万、デザイン料を含む最初の型枠をつくるので、それは相殺されてしまうであろう。収入として上がってくるパターンはどんなパターンかと申しますと、毎年同じ業者が落札する。同じ広告しか載せない。要は業者が変わらない。この場合は型が変わりませんので、その場合でしか収入としては上がってこない。要はほとんど見込めないということで、皆さん断念をしておられます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） ここでちょっときついことを言うかもしれませんが、収入を得るといふたら非常に難しいですやん。だから、あらゆる困難を乗り越えて民間業者は利益をとるんです。利益をとるために社員たちはものすごく頑張ります。ところが、今グローバル化になって、基本的な給料というのはあんまり上げられませんが、そうして頑張った、あるいは成果を得た社員にはボーナスをぼんと出すんです。これが今の社会です。ところが、きのうの一般質問の中で、ある議員が上牧町が平成26年度より職員の評価制度を導入すると。私は、この職員の評価制度自体はきのうの議員と一緒に、あんまり僕はこれは賛成じゃないです。職員の評価制度じゃなくて、僕がふだん言っているのは、成果報酬を導入してほしい

と言っているんです。例えば、今回はこれです。いろんな問題があります。しかし、その一つ一つをクリアして、大企業とも契約しても、つぶれないような大企業と契約する。ほんなら版も変わらない。それを日参してやっと、きょう、契約をとってきました。これだけの利益が出ました。そのうちの1割ぐらいでも、その担当部課に渡してやって、その中で分ける。そういった成果報酬を導入して、活性化を図ってほしいというのが私の意見です。だから、今回も一応収入の立つめどがある、材料がある中で、もうちょっと踏ん張ってもらえないかなというのがあるんですよ。どうですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） おっしゃいますように、先ほども私も申しましたように、同じような考えでスタートしております。ただ、若干違いますのは、先ほど申されましたように、たとえ1円でも、その部分において利益が上がらないかと申しますのは、ごみの減量化のために、住民の方々には大変ご協力をさせていただいております。その中で、仮に1円でもその広告により下がりましたら、住民の方々にご協力していただいている中で、例えば45リットルでしたら45円、10枚一くくりですので450円になります。それが440円と、町の財源というよりは440円で販売できないかという形から、現在そういうふうな形で広告の記載等を検討したわけでございますが、今申されましたように、広告につきましては、やはり1つの業者に限ってというか、他のご商売をされている方もおられますので、公募により行うものが一番よいのではないかというふうにも考えております。また、今後そういうふうな形で、住民さんの方々にご協力もいただいております。何かよい方法等々の研究もこれからまたしていきたいと、このように考えます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、環境課長に重々お願い申し上げておいて、この質問はこれで終わります。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 最後の質問ですが、町の巡回バスと広報に広告を募集していますが、今現在どのようになっているのか、その効果を教えていただきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 一応巡回バスにつきましては、10月から増便をいたしまして、2台にて住民の皆様にご利用いただいております。あわせて車体に有料広告の募集をしております。現在アピタ西大和店さんに広告を2台に掲載をさせていただいております。今はそ

う現状でございます。

また、広報紙につきましても、平成17年4月から有料広告の掲載を実施しております。先ほど、一応、自主財源の確保という部分でございますけども、効果がございまして、今後においても、より多くご利用いただくようにPRをしていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） すみません、町の巡回バスは2台、それは決まれば、どれぐらいの収入になるのかをまず教えていただきたい。

○議長（富木つや子） 総務課長。

○総務課長（阪本正人） 今、広告バスにつきましては、ペガサス号とささゆり号の2台で運行をさせていただいております。それで、全部の車体ボディに掲載されますと、年間73万8,000円の広告料になると考えております。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） それでは、次の広報なんですけど、最近本当に毎月見ているんですけど、広告が少ないなと思っているんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（富木つや子） 秘書課長。

○秘書課長（藤岡達也） 広報に掲載している広告の件ですが、例年30万程度ございます。年々少なくなっていくということもございますが、1回載せていただいたら2回、3回とお願いできるようPRしているのが現状でございます。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 1カ月か2カ月前の広報を見たときに、1カ所しか広告がなかったときがあると思うんですけど、始めのころは確かに多かったんですよ。けど、最近本当に少ないので、どうなっているのかなと思って、今質問しているんですけど。今ちまたでは景気ええとか言われていますけど、決してよくはなっていないと思います。まだ、サラリーマンの実質賃金が上がっていませんしね。これからだとは思いますが、もうちょっと頑張ってもらいたい。僕がこっちへ引っ越してきて、初めて新聞を取り寄せてびっくりしたのが、折り込みのチラシが新聞より分厚い。これは業者はもうかっているなど。大阪なんかはチラシがほとんどなくて、あれだけの広告を出してかなりの収入を得ていると思います。だから、広報が今の倍ぐらいの厚みの、宣伝でいっぱいになるぐらい頑張ってもらいたいんですけど、やはりこういう広告を出す会社というのは、確かに義理とかで入ってくれるかもしれませんが、基本的にはやっぱりもうかっている会社ですよ。だから、もうかっている会社と自

営業者、そこにやっぱりターゲットを絞って、役場ならその辺わかりますやん。ああ、この人はえらいもうけてはるわというの。こんなん守秘義務がありますので、そういうのもよく調べていただいて、できるだけ広報の広告をふやしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 今、上牧町におきまして、相当出店という部分の中で沿道につきましても、いろいろな企業さんが出店をしていただいております。そこをターゲットといたしますか、そういう部分の中でまたPRしていきながら、広告の掲載をお願いしたいと考えております。

○議長（富木つや子） 康村議員。

○4番（康村昌史） 以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（富木つや子） 以上で、4番、康村議員の一般質問を終わります。



◇長岡照美

○議長（富木つや子） 次に、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問項目は、読書環境の充実について。また、学校環境の暑さ対策について。また、子ども・子育て支援の充実についての3項目です。

まず初めの読書環境については、2001年に子どもの読書活動推進法が制定されました。全国の学校で読書の取り組みが本格化いたしました。本年10月27日から11月9日までの2週間が読書週間でございました。公明党は、これまで子どもの感性や学力を高める取り組みとして、1つ、家庭や地域での読み聞かせ運動、2つに、乳児と保護者に絵本を贈るブックスタート事業、3つに、小学校、中学校、高校での朝の10分間読書運動などを各地で推進してまいりました。朝の10分間読書運動については、学校現場から子どもが授業に集中するようになった。また、いじめが減ったなどの報告がされております。この子どもの読書活動推進法に基づき、本年5月に策定された第3次基本計画では、子どもの読書離れを防ぐ取り組みの

強化や町村部などでの読書環境の整備などが上げられております。また、国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近多くの人に来館してもらおうと、工夫を凝らしている図書館が少なくありません。1つに、近年企業、また団体、また個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部または一部を負担していただき、スポンサー名の掲示や広告の掲載を行う雑誌スポンサー制度があります。導入する自治体が全国に広まりつつあります。そこで、以下の点についてお伺いいたします。1つ、子どもの読書活動推進計画の取り組みについて。2つ、赤ちゃんが生まれて初めて絵本と触れ合うブックスタート事業について。3つ、雑誌スポンサー制度についてでございます。

次に、学校環境の暑さ対策についてです。1つ、ことしの夏も猛暑でしたが、学校現場では、熱中症などの状況や暑さ対策にはどのような取り組みをされたのか、まずお伺いいたします。2つに、暑さ対策にミストシャワーの設置についてでございます。

続きまして、次に子育て支援についてです。平成27年度の本格実施を目指し、上牧町でも準備が進められています。市町村は、国が定める基本方針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることになっております。平成25年度においては、子育て支援の方を対象としたニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、平成26年秋ごろには子ども・子育て支援事業計画を策定することになります。子育て支援の充実を図るため、町の実情に応じた総合的な子育て支援を進めていただくため、以下についてお伺いいたします。1つ、子ども・子育て支援制度が27年にスタートするに当たり、上牧町ではどのような施策を見通し、計画を立てられるのか。2つに、乳幼児医療費助成制度の拡充につきましては、この件につきましては6日の文教厚生委員会で町長より拡充についての答弁をいただきました。乳幼児医療費助成制度につきましては、今後ともご尽力いただきますように、この場でお願いさせていただきます。3つ目に、学童保育の充実について。4つ目に、9月に開設の通級指導ペガサス教室の開設後の利用状況と、今後の方針についてお伺いいたします。

質問項目は以上でございます。

再質問については、質問者席で行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず、1つ目の子ども読書活動推進計画の取り組みについてでございますが、これは2001年に制定されました子どもの読書活動推進法に基づきまして、本年5月に策定された第3次基本計画の中のことをお伺いさせていただきたいと思っております。この中には、子どもの読書離れを防ぐ取り組みの強化や町村部などでの図書環境の整備が上げられており

ますが、上牧町におかれましては、子どもの読書推進をどのように計画し、また第3次基本計画の課題にどのように取り込まれるのか、お伺いいたします。それとあわせて、上牧町の読書環境の充実についての取り組みもお願いいたします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 子どもたちに読書の大切さ、楽しさを感じてもらうためにも、これからの時代は、読書活動や読書環境の充実は欠かせないものと考えております。この法律に基づく施策をどう取り組んでいくかということでございますけれども、この子ども読書活動推進計画というのは、学校での取り組み、あるいは生涯学習での取り組み、あるいは図書館での取り組み等、多岐にわたるわけでございますので、図書館といたしましては、ピーターパンのボランティアの方々が読み聞かせ等を行いまして、子どもたちに乳幼児のときから図書館に親しんでもらうという取り組みも行ってございますし、先ほど議員さんが言っていただきました学校での10分間読書活動、こういうのも個々には実施しております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 上牧町の読書活動を個々にされているというお話、今お伺いさせていただきました。子ども読書活動推進計画について、国の方では、子どもの読書活動の推進に関する法律の中で、都道府県また市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するように努めなければならないとしておりますが、上牧町の方ではこの取り組みはされているのでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 一時、取り組みを始めておったんですけど、中断している部分がございます。平成15年に、奈良県が子ども読書活動推進計画を策定いたしまして、現在、奈良県内の39市町村のうち、市を中心に13の市町村が策定したと聞いております。上牧町といたしましても、この子ども読書活動推進計画につきましては、学校あるいは社会教育行政とも関係することから、策定には幅広い情報収集や人員も考慮する必要がありますけれども、読書環境の充実をこれから進める必要があると考えておりますので、策定に向けて前進していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、策定をされるように進めていくというご答弁でございました。私も推進計画をつくっていただいて、それに沿った読書推進の活動をトータルにさせていただきたいと、このような要望でございます。

私、奈良市の子ども読書活動推進計画を参考に見てみました。この中で、この計画では、先ほど部長がおっしゃいましたように、家庭や地域、学校、図書館などが協働して全ての子どもが本を読み、本を楽しみ、本で遊ぶ環境を整えていくということをまず上げられています。その計画の中で、家庭に対しては、家庭で読書環境を整えて大人も読書に親しむよう訴えております。また、学校、幼稚園、保育園には、学校図書館の書蔵の整備また一斉読書や読み聞かせの実施、絵本が読みたくなる環境づくりなどを求めているとあります。また、地域ごとのボランティアの組織化、ネットワーク化、市立図書館の整備、資料の充実、またお話し会や絵本の展示会といった広報、啓発活動の実施などにも取り組んでおられます。計画を策定することにより、先ほど上牧町では、ばらばらな読書に対して、それぞれのボランティアの方であるとか、そういう方が自分たちがどの位置に計画の中に位置づけられているのかというのが見えてきたという話もあります。また、図書館と学校との壁が取り払われて、横の連携がとられるようになったなど、策定の効果は非常に大きいというふうに評価をされておりますので、ぜひ上牧町でも読書推進計画の策定に早く取組んでいただいで、先ほども言いましたトータルな読書活動の推進をしていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほども申し上げましたけれども、この読書活動推進計画の策定に向けて作業を進めていきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、次のブックスタート事業についてお伺いいたします。このブックスタートというのは、赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報また資料を手渡して、絵本を介して心触れ合うひとときを、そういうきっかけをつくってもらおうという事業でございますが、上牧町ではブックスタート事業はされておりますが、どのような形の取り組みなのか、お願いいたします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 現在、出生届の時点で、出生届された方にブックスタートの理由と1冊の本をお渡ししております。それと、また保健センターのプレイルームにおいても、乳幼児について、本に親しんでもらえるように優良な図書をそろえて準備しております。それと、先ほど教育部長が申しましたように、図書館でピーターパンさんが活動されております。そのピーターパンさんたちに、3歳児検診のときに本の読み聞かせということで来てい

ただいで実施していただいております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ブックスタートのスタートというのは、絵本を贈る活動も1つなんです
が、やはり市町村、自治体が行うゼロ歳児検診などの、まず最初にそういう機会に絵本を差
し上げて、赤ちゃんが絵本を楽しむ体験をプレゼントするというのが、まずこのブックスタ
ートの取り組みの始まりなんです。これは、日本では2000年に子ども読書年を機にブック
スタートが紹介されておりますが、2001年4月には、12市町村で本格的な活動が始まってお
ります。その後、全国に広がってNPOブックスタート調べによりますと、2013年10月31日
現在で、1,742市区町村のうち859市区町村で実施をされております。上牧町におきましては、
出生届を出されたときに絵本を1冊お渡しするということになっておりますが、奈良県の橿
原市では、子どもの読書活動推進計画の中にも盛り込んでおりまして、具体的なブックスタ
ートの取り組みとして、奈良県の橿原市では福祉課と市立の図書館が連携をしてボランティ
アの協力を得て、乳幼児に絵本と子育てについての話のコーナー等を設けたり、本当に生ま
れたての赤ちゃんのときからそういう取り組みをされているんですね。

上牧町の方では、今本を渡すということをおっしゃっていましたが、3歳児のときには3
歳児の検診でしょうか。そのときには読み聞かせ等のお話がありましたが、乳幼児の健診
に行ったときに、お母さんとかは初めてのお子さんだったら、特に不安とか、いろんな思い
がある中で、そういう絵本と触れ合ったり、また保健師さんであったり、またボランティア
の方とお話をする、そういう機会もブックスタート事業の1つの目的でもありますので、ぜ
ひできれば、出生届のときに1冊を渡すだけではなくて、ゼロ歳児、1歳児、最初の検診は
何歳になるんでしょうか、そのときに本を実際に選んでいただくとか、またその場で絵本を
読み聞かせをする、また保護者のそういう相談にも乗るといった体制が必要ではないかなと思
うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃいましたように、ブックスタート事業は、これから
も内容をいろいろ検討して充実していきたいと思っております。それで、また健診時には必ず保健
師とかがいろんな相談に現在も乗らせていただいておりますので、ますます充実して行って
いきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） そこで、本当に幼少のころに本の楽しさを知って成長すると、読書が好

きになるというか、本に親しむことが多くなると。全国学校図書館協議会というところが毎日新聞社と合同で毎年学校読書調査というのをされているんです。その中には、就学前に家でよく読み聞かせをしてもらった子どもほど、読書量が多いという統計が出ております。この中で、毎年小学校、中学校、高校の児童や生徒を対象に調査しておりますが、1カ月間の平均読書量は、小学生で10.1冊、中学生で4.1冊、高校生では1.7冊で、この10年間を振り返ると、いずれも少しずつふえているんですね。反対に不読率と、本を一月に1回も読まなかったという方もやっぱり減っているということなんです。特に小学校の入学前また幼児のときに、よく本を読む子を育てていると言われておりますが、この10年ぐらいで読書の習慣が学力の向上にもつながっているということがありますので、ぜひ幼いときからの読書週間をつけるためにも前向きな取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃいましたご意見を十分心得まして、これからも事業を進めていきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ゼロ歳児で最初の検診のときにするというのは、今のところはどうなんでしょうか。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 一応、今ブックスタート、こういう本を渡しておりますので、中身がこんな本になっているので、ゼロ歳児の検診のときに、この本をゼロ歳児の子に見せてやっていくのもいいかなと思ひますので、1回これから事業をやりたいと思っております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願ひいたします。それでは、次、お願ひいたします。

○議長（富木つや子） ブックスタートの次の3番目の雑誌スポンサー制度についてですよね。

○2番（長岡照美） はい。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次、3番目なんですが、雑誌のスポンサー制度についてでございます。先ほどから広告等の話ということもございましたが、これは企業や団体などが指定する雑誌の購入費を負担してもらって、そのかわりに雑誌の最新号のカバーの表面また裏面に広告を載せたり、スポンサー名を載せたりするものです。これは奈良県でも今取り組まれておりま

して、2010年より図書館が指定する雑誌を選んで購入費を負担してもらい事業を開始しております。今、2010年度現在で8誌と契約しております。上牧町でも経費削減ということもございしますが、やはりこのスポンサー制度を導入することによって、地元企業などのPR、また町民サービスの向上にもつながる有効な施策であると思っておりますので、地域の特色を生かした取り組みの検討をお願いしたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 雑誌スポンサー制度は、奈良県立図書情報館で実施されていることは知っております。奈良県では、大きな市を中心に5市町村ほど導入されていると聞いております。今、長岡議員がおっしゃられたような雑誌購入について、スポンサー企業に購入していただくことで、その分の費用が助かるという効果があると。ところが、このスポンサー制度を実施しているところは、非常に大きな図書館が中心でございまして、上牧町のような小さな図書館で、果たしてスポンサーがついていただけるのかどうか、ちょっと疑問な点もあるんですけども、スポンサーがつく、つかないにかかわらず、とりあえず制度はつくっておいたら、スポンサーさんがつけば、その分の費用が助かるということでございますので、制度の導入については、上牧町についてもそういう制度をつくっておくのもいいのかというふうに考えております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、制度をつくってもいいというか、そういう答弁やったと思うんですが、これはまた広報等で本に関してのスポンサーを募集しますという形で載せていただけるのでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） そういう制度を整備した上で、公募等でスポンサーを募集したいと考えております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、よろしくお願いたします。楽しみに広報を待っております。よろしくお願いたします。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 次の学校の暑さ対策とミストシャワーの設置について、このミストシャワーについては、二度目のお願いをさせていただくところでございますが、その中の1つの、ことしも猛暑が続きました。熱中症で搬送される人が後を絶ちませんでした。ニュースでも

何度も聞きました。また、学校での熱中症などの報告はあったのか、その辺をお伺いしたいのと、また、この夏の学校での暑さ対策の取り組み、対応、また課題等あれば教えていただけますか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 9月でも報告させていただきましたけれども、熱中症の疑いのある、ちょっと気分が悪い、保健室で休んだという報告、それから1件だけですけども、対外試合で町外にスポーツの大会に出たときに、気分が悪いという生徒が出ましたので、念のために病院に連れていったという報告を受けております。

熱中症対策、暑さ対策でございますけれども、各学校におきましては、各普通教室に設置しております扇風機を例年より早い時期から使用させていただきました。特別教室にも移動式の扇風機を持ち込み、教室に熱がこもらないようにしております。また、服装に関しましても、児童、生徒、一人一人の体調に合わせて、冬服でも夏服でもよい、移行期間を早目に設定するなど、少しでも涼しく過ごせるようにと考慮しております。また、熱中症対策でございますけれども、保健室には体調不良の生徒用にスポーツドリンクを常備しておりますし、そういう熱中症対策に努めております。

中学校のスポーツクラブの活動におきましては、全顧問が共通理解を図り、各部とも練習計画の見直しや小まめな水分補給、生徒の十分な休養、木陰や屋内など涼しい場所での練習、気温の高い時間帯を避けての練習等の工夫をして暑さへの対策をとるとともに、生徒には無理せずに体調不良があれば早目に申し出ること、各自で水筒の持参、睡眠、栄養補給など、自身の健康管理に留意することなどを指示しております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、熱中症対策、暑さ対策に正しい理解を生徒、子どもたちにさせていただくという取り組みをお伺いさせていただきました。熱中症対策についても、水分補給など、正しい対応の仕方を理解させるというのも1つであると思います。教育が一番であると思います。その上で、扇風機も学校で設置していただいているところですが、扇風機以外の暑さ対策としてミストシャワーが注目をされているというところがございます。ミストシャワーにつきましては、よくご存じかと思いますが、このミストシャワーは、打ち水と同じ原理で水道水を霧状に噴射しますので、気化熱で下が濡れたりとか、そういうことはなくて、周囲の温度も下げるという効果があります。ランニングコストも安く、設置費用も1カ所2,500円から4,500円ということで聞いております。また、このミストシャワーは徐々にふえてきて

いるように思うんです、各学校。奈良県の五條市の学校が、ことし、ミストシャワーを全小学校、中学校に設置をしております、本当に子どもたちは涼しいということで大喜びしている。大切な子どもの健康維持また暑さ対策ということで設置をしたということで伺っております。

上牧町におきましては、前回、私が一般質問させていただいた折に、そのときのご答弁では、ミストシャワーの課題等、先進事例校の検証結果もあわせて、前向きにというお話がございましたが、その結果といたしますか、取り組みについてはいかがでしょうか。ぜひ取り組んでいただきたいなど、このように思っております。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） たしか、前回と合わせまして、今回が二度目のご質問だと思います。

前回の答弁では、衛生面でもちょっと心配があるので研究したいという答弁をしたかと思いますが、いろいろ調べましたが、衛生面で何か問題が行ったという事例はない。また、水道水に直結されておりますので、塩素消毒した水がシャワーとして噴射される、また飲料用ではございませんので、衛生面での心配はさほどないのかなという今の現在のところでございます。ところが、学校側の先生方にこういうミストシャワーというのがありますよと。費用もほとんどかかりませんということで案内をさせていただいたんですけれども、設置後の管理が重要であるということと、それから授業と授業の間の休憩時間が15分しかない。そうなりますと、授業が終わってミストシャワーのあるところまで走っていくわけにもいきませんので、利用の多くが昼休みの休憩時間と放課後に限られてしまう。限られた時間になってしまうということで、先生方の要望としては、優先順位が低いというのが今のところの現状でございます。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず、私は予算をとって、今部長は各学校の先生にこういうミストシャワーの事例等をご紹介、つけるんだったらつけてくださいよということかと思っております。私はやっぱりしっかりと町の方で予算をとってつけていただきたいというのが要望ですので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。また、このミストシャワーと同時に暑さ対策ということで、子ども議会があった折に、子どもからも冷水機の話もございました。本当に私はいつもこの寒い時期にするので、暑い8月、9月にこのように一般質問をするのと、やっぱり感覚が違うかなというのは感じておりますので、ぜひミストシャワーの検討も1つ、また冷水機の導入についての検討も1つよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） まず、ミストシャワーでございますけれども、学校からいろんな要望が上がってきます。全ての要望を聞けるわけではございません。予算には限りがございますので。その中で、学校からの優先順位が低いものを、教育委員会が優先順位を繰り上げて予算をつけるというのが非常に難しい。この問題につきましては、引き続き研究をしていきたいと考えております。

それから、もう1点、冷水機の件でございますけれども、学校と、それから生徒が衛生面でルールづくりをしていただいで、衛生的に管理ができるのであれば、設置に向けて検討したいというふうに答弁をさせていただきました。現在、教育委員会といたしましては、予算要求はしていきたいと考えているところでございます。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） わかりました。じゃ、よろしく願いいたします。それでは、次の子ども・子育て支援の充実についてお願いいたします。

この子ども・子育て支援制度が27年にスタートするに当たりまして、上牧町ではどのような施策の見通しをということで質問をさせていただくんですが、その前に1点だけ確認といひますか、お答えいただきたいかなと思います。それは、平成27年度の本格実施を目指して準備が進められております。市町村は、国が定める基本方針に即して5年を1期として子ども・子育て支援事業計画を定めることになっております。25年度においては、子育て支援の方を対象としたニーズ調査の実施ということで、その結果を踏まえて、平成26年の秋には子ども・子育て支援事業計画を策定することになっておりますが、上牧町でも第1回の子ども・子育て会議が行われたところかと思いますが、この会議が中心となって施設の利用状況や今後のニーズ、要望などの結果を踏まえて検討されるわけですが、地域によって子育て支援のニーズはさまざまに異なってくると思います。例えば、都市部では待機児童の解消のための計画が必要ですが、地方におきましては、人口減少で子どもの数が減るということで、幼稚園、保育所の存続が困難なところもあると聞いております。

上牧町においてのニーズ調査の結果もあるかと思いますが、認定こども園のお考えもあるのか、まず最初にお伺いいたします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今おっしゃいましたように、これから第1回目の会議を開かせていただきまして、10日にアンケートを送らせていただいでしております。それに基づきまして、

今おっしゃいました認定こども園が必要なのか必要でないのかということで、上牧町のニーズをまずは調べていかないと、そういった面もどっちがいいのかということで、まだ判断がつかかねておるところでございます。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、ニーズ調査のアンケート用紙を10日に発送されたんですか。これは以前お伺いさせていただいておりましたのが、就学前の保護者1,000名また就学されている保護者1,400名ということでお伺いさせていただいておりますが、これに間違いがないのか、まずその1点。ほんで、10日にアンケート用紙を発送され、これは、回収は何日ぐらい猶予があるのか、いつごろ回収できるのか。また、郵送した方が皆さん返信をしてくだされればいいのですが、やはり回収率についても何%といたしますが、何割の回収率があれば、保護者の声が反映されていると考えられているのか、その点お願いいたします。

○議長（富木つや子） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 初めにお答えいたしますと、ニーズ調査の発送の人数でございますが、データを吸い上げました結果ですが、就学前が700件、就学児童、小学校から6年生まででございますが、991件となっております。

次に、ニーズ調査の締め切り、調査期間でございますけれども、設定しておりますが、12月11日から24日の予定をしております。小学校につきましては、各学校、上小、二小、三小にお願いし、配布をさせていただいております。小学校は20日に終業式を迎えますので、それ以降は、送付できるような体制で封筒を入れさせていただいております。

○議長（富木つや子） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 回収率でございますが、一応想定しておりますのが、ちょっと上過ぎるかなと思いますが、70%を想定しております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） このニーズ調査の人数ですが、以前聞いたのと、特に就学されている保護者については、どちらもあれですか、就学前の保護者で300名、就学されている保護者に関しましては、約400名ぐらい減っているのですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（富木つや子） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 就学前児童に関しましては、ご兄弟がいらっしゃる、双子の方もいらっしゃいます。三つ子の方もいらっしゃいます。近い兄弟もいらっしゃいます。実際、送付しましたのが、上のお子様を対象にさせていただいております。就学児童につきまして

も、兄弟もいますので、下の児童に配布させていただいております。かなりのボリュームになっておりますので、ちょっとご負担かなと考えて決めています。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 前後したんですが、この委員さんは以前に聞いた人数というか、対象者でよろしいのでしょうか。約20名ということでお伺いしていたんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 20名の委員さんで行っていただいております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 27年度スタートするという目標がございますが、これをスタートするに当たって、条例制定も必要でありますし、大変忙しいスケジュールになるかと思いますが、全体的なスケジュール、まず回収されて、それを審査、調査されて、最終までの大きなスケジュールを教えてくださいませんか。

○議長（富木つや子） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） スケジュールでございますが、まず25年度におきましては、11月に第1回の子ども・子育て会議を実施いたしました。12月でございますが、ニーズ調査の実施、ニーズ調査の取りまとめ、結果分析、それから26年3月に第2回の子ども・子育て会議を予定しております。そこでニーズ調査の報告、子育て支援の量の見込み等の審議をしていただきます。続きまして、平成26年度のスケジュールでございますが、7月に第3回の会議を予定しております。10月に第4回の会議、そこで計画素案の策定、パブリックコメントの実施。最終でございますが、12月計画最終案の策定をいたします。3月に第5回の会議を設けまして、そこで最終確定の審議をしていただきます。

以上です。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） スタートに当たり、条例制定とか、その辺はいつごろになりますか。

○議長（富木つや子） 福祉課長。

○福祉課長（藤岡季永子） 子ども・子育て会議の中で審議を行って、早くて26年10月ぐらいに基準に関する条例を制定の予定でございます。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） スケジュールありがとうございました。また、このアンケート調査、ニ

ニーズ調査は、非常に大事な皆さんの声を反映できる大切な調査だと思いますので、できるだけ多くの保護者の声を会議に反映していただきたい。また、意見調整等もされるかと思いますが、この意見調整につきましても、保護者であるとか関係者の意見を十分に聞いて、しっかりとその声が反映されるようによろしくお願ひしたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） その点は心得て計画を練っていきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、忙しいスケジュールですが、皆さんのためによろしくお願ひいたします。

それでは、次の乳幼児医療制度の拡充については、先ほど壇上で述べさせていただきましたので、結構です。

3番目の学童保育の充実についてでございますが、この学童保育にお子さんを預けている保護者さんからは、6年生までという要望もございます。この点についての拡充のお考えもよろしくお願ひしたいところですが、やはり先ほどからの学童保育についても、ニーズ調査のご判断かと思いますが、年齢の拡充についてのお考えだけをお伺いさせていただきますか。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 年齢の拡大については、やはりこのニーズ調査の結果を踏まえて判断していきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） そういう保護者の声が多くあるということだけ聞いていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 最後の質問でございます。これは通級指導、ペガサス教室が9月に開設し、その後の利用状況等をお伺いさせていただきますが、この通級指導教室、ペガサス教室が町長のご決断で早期に上牧町内に設置していただきましたこと、本当に感謝申し上げます。また、今まで平群町まで通っていた保護者の方々も大変に喜ばれております。そこで、開設後の利用状況、あるいは相談状況についてお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 9月に開設いたしましたペガサス教室でございますけれども、現在

町内の小学生13名の方が通級しております。それから、小学校就学前の幼稚園等の子どもたちなんですけども、11名の方が通級指導教室に、合計で24名の方が通級しているというのが現状でございます。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、小学生が13名、幼稚園幼児が11名、合計24名ということでお伺いさせていただきましたが、これは定員というのは設けているのでしょうか、その点をお願いいたします。何名ぐらいまでだったら受け入れが可能なのかということです。

○議長（富木つや子） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 定員というのは設けておりません。体制として、県からの加配の指導教員が1名と、町費の指導者ということで、週3日4時間で行っているところです。この人数で今、目いっぱい時間帯と聞いております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 9月から開設をいただきましたが、まず上牧町の住民さんということでお伺いさせていただいておりますが、この24名というのは、上牧町のお子さんということではよろしんでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい、そのとおりでございます。9月開設いたしまして、まず町内の児童、生徒から募集しております。まだ町外の方には門戸は開いておりません。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 私も保護者の方よりご相談をいただきまして、早速、保護者の方とお子さんを連れてペガサス教室に行ってまいりました。1時間ほど時間をたっぷりかけて保護者の方のご相談であるとか、また子どもさんについての心配事などを聞いてくださり、また丁寧に耳も傾けてくださってございました。そのお子さんは週に1回、このペガサス教室、言葉の教室に通えるようになりまして、お母さんは田原本のリハビリセンターに子どもさんを預けていたんですが、軽度ということで、ことしいっぱいでよそを探すかという話になりまして、とても不安がっておられまして、早速受け入れていただいたということで、大変感謝しておられました。発達障害という子どもさんたちは、40人の学級の中で二、三人いらっしゃるということを聞いておりますが、今後は他町からの相談や支援の要望があるかと思いますが、いつからどのような形で受け入れる、またどういう方向で進んでいかれるのか、その点お願いいたします。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 県から加配の先生をもらうときに、北葛の拠点校になるので、上牧町にぜひ先生を派遣してほしいという要望をしておりました。その経緯もございますので、上牧町の子どもたちを優先して受け入れているわけでございますけれども、その枠に支障がない範囲で、北葛にも門戸を開かなければならないというふうには考えております。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この言葉の教室として開催しましたペガサス教室では、言葉の発達や、また行動面で気になるなどの特別な支援を必要としている生徒であるとか、また児童に対して、一人一人個別の指導や就学前の幼児についての教育相談などをしていただいているところですが、やはり上牧町内にあるということで、支援を必要とするお子さんであるとか、またご心配されている保護者の方については、ペガサス教室につなげる体制が素早くとれるかと思いますが、その体制づくりはいかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 体制づくりなんですけど、各学校にパンフレットを配り、各保護者さんに届けたところでございます。また、教育相談というのもペガサス教室でも受けております。その中では、議員がおっしゃったように、なかなか落ちつかないという子どもさんがおられまして、お母さんの方が自分の育て方が悪かったのかなとか、しつけが悪かったのかなというご相談もあったんですけども、教育相談を受けて、その相談の中でそういうことはありませんよと。前にもありました発達障害ということですよという話で、お母さんが涙ながらに、きょうは心がすっとしましたということで、僕もそこにいて話を聞いていたんですけども、そういう話もありまして、上牧町に呼んでよかったなというのも実感しました。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 本当にうれしいお言葉ですね。私も連れていったお母さんから本当に安心できましたと。行くときは、暗い顔して受け入れていただけるのかという顔をして行かれましたが、帰るときは本当によかったということでお話もいただきましたので、上牧町に設置できたということがすごいことやなというのを実感としてわかりました。やはりこういう早い時期から見つけてあげる。見つけや支援が成長する過程で大きく差が出てくるかと思っておりますので、やはり子育て支援の幼児期からの切れ目のない支援体制という意味もございまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富木つや子） 以上で、2番、長岡議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（富木つや子） 1時になりましたので再開をいたします。



◇木内利雄

○議長（富木つや子） 次に、6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。通告書に従い、順次質問を行わせていただきます。きょうは午後からにもかかわらず、傍聴席には3人座っていただいております。

感謝御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

質問事項は、1点目が、2014年度、平成26年度の予算編成に関して、次の2点についてお伺いをいたします。1点目は、基本方針及び概要について、2点目は新規事業について伺うものでございます。

次に、2点目でございますが、まちづくりについて伺います。その1点目は、空き家等の適正管理に関する条例の制定についてお伺いをいたします。次に、人口の減少傾向に対する対策について、2点お尋ねをいたします。

その1点は、空き家の活用について、その2点目は、子育て支援施策の拡充についてお伺いをするものでございます。

3点目でございますが、学校のあり方についてお伺いします。このことにつきましては、学校評議員制度及び学校運営協議会制度について、それぞれお伺いをいたします。

質問事項は以上であります。質問の前に、12月6日、成立した欠陥だらけの特定秘密保

護法について一言触れさせていただきます。

自民党、そして公明党の政府与党は、数の力を盾に不十分な審議のままで特定秘密保護法案を強行採決しました。数の力で押し切る政府与党の手法は、国会軽視も甚だしいものであり、民主主義への挑戦であるということをもっと申し上げておくところでございます。政権交代から1年、安倍総理が本性をあらわにし始めたものであります。自分に不都合な議論は封じ、国民の声を聞かず、国会審議は数を頼みに踏み潰すという強権政治、それがあらわれたのが、今回の特定秘密保護法案の強行採決であります。国民注視の法案であったにもかかわらず、衆議院での審議時間はわずか46時間、また参議院に至っては、その2分の1の23時間、あの郵政民営化法案は衆議院で120時間、参議院で93時間もの審議をしたところであります。また、国民の声を真摯に聞くべく、公聴会についても衆参ともに中央公聴会は開かれず、衆議院での地方公聴会では、公述人、いわゆる参考人ですね、7人全員が反対ないし懸念を表明しているにもかかわらず、お構いなしに、翌日には強行採決をいたしました。参議院では、地方公聴会を前日になって委員長が職権で決めるという暴挙に及んだものであります。政府与党は、これ以上法案の欠陥、問題点が明らかになっては困る。また、これ以上、世論、国民の反対の声が高まるとまずいという恐れで、そして衆参ともに多数になったのだから、とにかく数で押し切れというおごりが顕著になったと言わざるを得ません。国会審議と国民の声を軽視し、民主主義のプロセスをないがしろにするという自民党と公明党の姿勢は決して許されるものではありません。また、法案の中身もまことにひどいと言わざるを得ません。12月4日、安倍総理は唐突に第三者的な機関を閣議決定で設けると発言。だが、その機関は各省の事務次官級、これは閣僚による機密指定を官僚がチェックをするというものであり、まさに被告人に裁判官をやらせるようなものであります。さらに、12月5日、与党は内閣府に新たに部屋をつくらと言い出しました。毎日のように答弁はころころとひっくり返し、毎日新たな官僚組織が打ち出されています。しかし、何も改善しないことを我々国民は知っているところであります。要は、安倍内閣は外からのチェックを懸念している証明というほかありません。官僚に依存し、強権な手法を好む安倍総理、デモをテロだと言う石破幹事長、こんな人たちのもとで、国民の権利を踏みつぶす特定秘密保護法によって、一般市民も犯罪者に仕立てられるおそれが高まるばかりであります。

結びに、12月7日付東京新聞の社説の一部を紹介させていただきます。以下は、東京新聞の社説でございます。審議終盤、政府側は突然、情報保全諮問会議、保全監視委員会、情報保全観察室、そして独立公文書監理官を置くと言い出しました。これらは公文書管理の根幹

にかかわる部分だ。野党側の求めがあったとはいえ、審議途中で設置を表明せざるを得なかったのは、当初提出された法案がいかにもずさんで欠陥だらけであったことを物語る。びほう策がまかり通る、このびほう策というのは失敗、欠点などを一時的に取り繕うということであり、びほう策がまかり通るのも、国政選挙は当分ないと安倍政権が考えているからだろう。今は国民の批判が強くても、衆参ダブル選挙が想定される3年後にはすっかり忘れてい。そう考えているのなら、国民をばかにするなど言いたい。日本の民主主義が崩れゆく流れになったとしても、我々は踏みとどまりたい。これから先、どんな困難が待ち構えているとも、民の力を信じて。と東京新聞の社説にはあります。

以上、欠陥だらけの特定秘密保護法について、一言触れさせていただきました。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

1点目は、2014年度の予算編成に関して、基本方針とその概要及び新規事業について、まずは答弁を求め、その後に再質問をさせていただきます。

次に、まちづくりについての質問であります。その1点目ですが、空き家等の適正管理に関する条例の制定について伺います。総務省が2008年に行った住宅土地統計調査によると、全国の空き家は、住宅全体の約13%で約757万戸にのぼる。また、奈良県内では、住宅約60万戸のうち空き家は約8万6,400戸、空き家率は14.6%、全国平均を1.5%上回っているという状況でございます。以前にもこのことについては質問をさせていただきましたが、放置された空き家が増加すると、防災や治安に支障を来す。具体的には、放火などの犯罪の温床となり、老朽化すれば、災害時に倒壊するおそれがあります。また、前日のごとく、空き家問題が全国規模で深刻化しており、国として基本的な方針を示すことが必要だとして、自民党空き家対策推進議員連盟、会長は宮路和明衆議院議員がなられていますが、この議員連盟は市町村に立ち入り調査権を付与し、所有者への改善命令を可能にする法案を議員立法で提出することを目指されておられます。そこで、まずは上牧町として空き家の適正管理に関する条例の制定を行うべきだと考えますが、町当局の見解をまず伺います。

次に、人口の減少傾向に対する施策として、空き家の活用についてお伺いをいたします。このことにつきましては、2010年3月議会でも質問をさせていただいたところでもあります。その折には、奈良県も基金1,000万円を出資している一般社団法人移住・住みかえ支援機構、略称がJ T Iというんですが、が行っている空き家借り上げ制度の活用を求めたところでもあります。本日は2013年11月15日、読売新聞で報道されました大和高田市で活動を始められた空き家コンシェルジュを紹介し、町当局の見解を求めます。このN P O法人、空き家コン

シェルジュについて知っていただくため、記事として載った読売新聞の一部を読ませさせていただきます。同法人が8月に樫原市で開いた相談会、宇陀市に住む女性の長男が実家を残したいが、どうすればいいのかわからないと悩みを打ち明け、同法人が維持管理に乗り出した。この同法人というのは、この空き家コンシェルジュというNPO法人ね。シェアハウスへの改装を提案、長男の快諾を得て、旧知の業者に依頼した。業者は、数百万円の修理費や改装費を負担するかわりに、10年間この住宅を借り上げるシェアハウスは、来年1月末に完成する予定だ。そして、次に奈良県の住宅課がコメントしているんですが、県住宅課の担当者は、南部の過疎地だけでなく、北部の新興住宅街でも高齢化に伴い、今後空き家がふえることが予想される。民間と行政の間を取り持つNPOの活動は、地域の振興につながると期待を寄せるというふうに結んでいます。そこで、まずは町としての見解をお伺いいたします。なお、誤解を招いてはいけませんので、付言しておきますが、このNPO法人を使えということではなく、このNPO法人の考え方、取り組み方を評価しているものでありますので、皆様方にはご理解をお願いしたいと思います。

次に、人口の減少傾向に対する施策についての2点目である子育ての支援施策の拡充についてお伺いをいたします。その1つは、医療費の無料化、つまり上牧町乳幼児等医療費助成についてであります。具体的には、中学3年まで入院外、つまり通院も助成対象とするように求めるものであり、町当局の見解を伺います。

次にお伺いするのは、さきの9月議会でも質問させていただいた全国学力テスト結果に関してであります。上牧町立小・中学校においては、同テスト結果はまことに厳しいものであります。そこで、学力の向上を図るべく、住民の協力を得て、児童、生徒の勉学を支援するシステムづくりを求めますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、学校のあり方についてお伺いをいたします。まずは、学校評議員制度及び学校運営協議会制度について、本町は制度として存在するのか否か、まず答弁を求めるものであります。

質問内容は以上でございます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） 1番目の予算編成についての①のご回答でございます。26年度予算編成に当たりまして、方針といたしましての概要でございますけれども、平成26年度は歳入において不調で、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にござい

ます。歳出においては、最重要課題である第三セクター等改革推進債、扶助費などの事務的経費の伸びや老朽化した公共施設の改修経費等の増大が予想され、財政運営上、非常に厳しい状況が見込まれます。引き続き行財政改革の歩みを進め、個々の業務についてふだんに見直すとともに、これまで養ってきた知識や経験を結集し創意工夫によって、より一層の経費節減に努めながら、限られた財源を効率的、効果的に配分し、町民ニーズを的確に見きわめ、町民の視点を大切にしたい行財政運営を行っていくとの趣旨で予算要求に当たりまして、各部署に示しております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 理事者側からはそれだけね、冒頭ね。リップサービスでも何でもありませんが、今中町政が2期目スタートして、つくづく一議員として、庁舎内等々で職員と接するときに、随分、一昔前とはすっかり変わったなというふうに思っておるところでございます。これは町長がすべからくということではなしに、職員の皆さん方が切磋琢磨をし、また自己研さんをされたたまものであろうと思いますので、いつもがみがみぎゃあぎゃあ言うているだけじゃなくして、しっかり評価するところは評価しておきたいと思います。今後とも、そういった意味で気を緩めることなく、しっかりとお取り組みをされるようお願いをしておくとおろでございます。基本方針等についてはわかりました。今、新規事業についてはもう触れたんかな。

（「いいえ、まだです」と言う者あり）

○6番（木内利雄） ほんなら、新規事業をとりあえず。

○議長（富木つや子） 総務部長。

○総務部長（池内利昭） ②の新規事業についてでございますけれども、この件につきましては、ハード面におきまして、中長期財政計画でもお示しをしておりますように、庁舎耐震化事業、上牧小学校・上牧中学校耐震化事業、服部台明星線街路事業等でございます。さらに庁舎の改修工事、それと番号法制度、それと議会改革でのタブレット及びインターネット中継事業等を予定いたしております。また、ソフト面におきましては、乳幼児医療費助成、国民健康保険の平等割、子育て支援新制度等が主な事業として予定をしております。また現在、各課に26年度予算の編成についてヒアリングを行っているところでございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 昨日でしたか、ありましたけども、まだ140億ほどの、いわゆる負債が残っているわけですから、そういうところもしっかり鑑みながら予算編成をされるように求め

ておきたいと思います。この場では1点、申し上げたいと思います。町の見解をお伺いしておきたい。これは12月6日の奈良新聞でございます。奈良県議会の代表質問で、これは、ここではどなたとどなたが出されたのかな。近くでは民主党の尾崎議員、それと自民党の岩田議員かな、これ、出されたのは、同じことをお聞きになっとるんですね。それは精神障害者にも福祉医療制度の適用を求めるということを、これ、すみません、今、自民党の田中議員と民主党の尾崎議員がこの質問をされています。県議会の代表質問でね、失礼しました。このことについて、両県会議員が尋ねたところ、この請願書が出てきておったんですね、県会に。荒井知事は請願採択を重く受けとめている、来年度にできるだけ速やかに制度が適用できるように努力したい。実施主体も全市町村で実施していただくよう働きかけていきたいというふうに知事が答弁をされているところでございます。それで、精神障害者にこの法が適用になっていなかったこと自体が随分おくれておるんですよ。知的障害者とか身体障害者は随分早くから適用になっておるんですけど、なぜ精神だけがおくれたんだと。私も随分このことにはかかわってあらゆるところではやってきたんですが、やっところまで来たかなというふうに思っています。知事がそういうふうな答弁をなさっています。町としては、県を受けての話ですが、県がそういうことに着手されれば、町としてはどのようにされるおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 今ちょっとマスコミ発表がありましたけれども、詳細についてはまだ県から何も来ておりませんので、今後、詳細な制度の設計は各市町村で検討するというので、県も考えておられると思いますので、その内容について、また今後県と各市町村で検討していかなければならないかなと思っております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） だから、部長ね、要は、知事が速やかにこの制度を導入したい、適用したいというふうに言っているわけ。ほんで、実施主体の全市町村で実施していただくように働きかけていくと知事自体が言うている。ですから、そういうことになれば、上牧町としては拒否はしませんよね、導入をしますねということですよ。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） そういうことになりましたら、上牧町としても前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） やめときましようよ、前向きじゃなくて。要は、県がやると決めたら町は受け入れるんだと、こういう理解でよろしいですか。部長が答弁しにくかったら町長でもどうぞ。いや、県がこの件をはっきりせえへんかったら僕は言うてませんよ。県がきちっとしたらということですよ。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） このことについては、先般、今横におります部長から説明と、それから報告は受けました。今お読みいただいた、そういう内容でございます。県としては、知事もそういうことでしっかりと取り組んでいくというふうにおっしゃっておられますので、上牧町としても、そういうことであればしっかりと実施をしていくという方向性で当然考えていくべきだろうというふうに思います。

○6番（木内利雄） それでは、次、お願いします。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 2点目でございますが、このご質問につきましては、木内議員から平成23年3月、9月議会におきまして廃墟の対策について、また視点を変えられた関連事項といたしまして、平成24年第1回3月議会におかれましても、空き家対策について提案、提言をしていただいております。この空き家問題でございますが、少子高齢化の時代を迎えまして、これからますますふえていくだろうと予測されることから、この取り組みにつきましては重要な問題だと認識しております。空き家となる理由はいろいろ考えられますが、まずは空き家放置が地域によって好ましくない問題であるということをお所有者に理解していただき、家に住まないことも所有者の権利ではあるものの、地域社会として、空き家を放置することによって生ずるさまざまな問題を回避すべく努めることも所有者の義務であるということも同時に認識していただく必要があるものと思っております。条例制定のことでございますが、先例として、奈良県内でこの条例を制定されている生駒市さんにつきましては、大きな縛りで申しますと、情報提供、実態調査、それから連絡、情報収集等、助言、指導、それから勧告、命令、対処しない所有者につきましては、公表、最終的には行政代執行ということで、この条例を見させていただきまして、大変内容的には厳しいものとなっております。当上牧町におきましても、これから10年、20年と空き家の数は急速にふえていくところと予想されますが、現在のところ、次のご質問をしていただいております、空き家の活用について、これを今後の対策として取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） ありがとうございます。檀上でも少し触れさせていただきましたが、ちょっと基本的なことを固定資産税の絡みでお伺いしておきたい。空き家のままで放置するというのは、更地にした場合に固定資産税が変化を起こすんですね。よって、まず基本的なこととして、どの程度固定資産税の増減があるのか、お伺いします。例を挙げてお示してください。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） ただいまのご質問でございます。居住用住宅が建っているときの税額と非住宅となる宅地でございますが、当然家屋の場合は、建築が古くなればなるほど評価が減価していきます。居住用住宅の宅地におきましては、税額が6分の1に軽減されております。ただ、その居住用住宅を滅失すれば、住宅の軽減がなくなりますので、税額が逆に家屋が建っているところよりも、ない方が税額が高くなるというところでございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） そちらの方でお聞きしたところによると、例えば片岡台1丁目のある住宅、宅地面積が269平米のところでは試算すると、固定資産税は約2.2倍となると。これはこういう形でよろしいでしょうか。

○議長（富木つや子） 税務課長。

○税務課長（五藤博行） はい。そのとおりでございます。ただ、建築年度が古くなればなるほど宅地との乖離が行いまして非住宅の方が高くなっていくというところでございます。ただ、画地の土地に関しましても、その画地の間口あるいは奥行逓減、そういう補足的なところで評価が変わってくるというところもございますので、そういう点でございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 今お話をさせていただいているのは、1つは、空き家はほんまはもう要らんねんけども、除去したら固定資産税が、一例を挙げて今申し上げたように、片岡台1丁目では2.2倍の固定資産税になる。除去費用が100万なり300万なりかかってしまうと。こら辺がネックになっているんですね。それを国会の方で法制化して、この固定資産税の軽減化を図ろうみたいなことを今やろうとしておると。まだ居についたばかりですけどね。そこで、お伺いをするんですが、空き家の実態調査を以前にも求めたかと思うんですが、やられてはいかがかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 空き家につきましては、ある程度は把握しておりますが、今申

されました全体的なものまではやっておらないというところでございます。ただ、今後地元に住んでおられる自治会等でございますので、自治会等にもお願いして、その部分について調査をやっていききたいなど、このように考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで本題に戻りますが、条例の制定、これを行わないと、いろんな戸籍調査等はできない。これを仙台市さんがつい最近、今申し上げたような適正管理に関する管理条例等をやられたんですが、こういう法的根拠がなければ、空き家に対する戸籍調査ができない。生駒市さんも一緒ですけど、生駒市さんは第7条で、仙台市は第6条で、こう書いてある。途中から読ませていただきますが、調査等という項目ですが、この条例の施行に必要な限度において、当該空き家等の状態、所有者等の情報、その他必要な事項について職員に調査をさせることができると。この一文がない限りは、所有者を特定できない場面があります。要は、ひとり暮らしであって、特別養護老人ホーム等の施設に入られておって亡くなったと。ほんで、戸籍を追跡せんと、次の所有権がある人がわからないという場面には、この法的根拠がなかったら戸籍等の調査はできないと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） ただいま申されましたとおり、中に入って調査等は法令等の規定がないと難しいと思います。ただ、1点でございますが、今申されました内容の中で、例えば所有されている方がお亡くなりになられた等々がございましたら、それに対する固定資産税等を納税義務者に発送したわけでございますから、今後、その部分につきましては、納税代理人と申しますか、調べて対処するということにもなろうかと思っておりますので、その部分につきましても、税務担当部署と十分協議してまいりたいと思っております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） いやいや、そうじゃない。要は、税金は税金なんです。税はまた違った形の条例があつたり、地方税法があつたり、本町の条例があつたりして、税の滞納とか、そんなんに関しては、その法を根拠法として調べられる。しかし、空き家等のことに関しては、税法は関係ないわけですから。つまりこういうことですよ、戸籍法はここにありますが、戸籍法の第10条第2項か、途中から読ませていただきますけどね、国または地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合は戸籍謄本等の交付の請求をすることができる、この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的、これをきち

つと示さなければならない。だから、税法の法を示してたって空き家のところは関係ない。せやから、しっかりと早く、今ご紹介申し上げたように、生駒とか仙台のような条項をつくらなければならないんですよというて、以前から申し上げておるんですが、いかがお考えですか。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 条例の制定につきましては、今申されましたように、生駒市さん等の実例も十分参考にし、またそのほか先ほど申されました仙台市等々たくさんの自治体で制定されているところもございます。その分を罰則等も盛り込んだ形と申しますか、先ほど申されたことも十分視野に入れまして、今後効果の高いものを条例として作成すべく、じっくりと勘案して制定について検討していきたいと、このように考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） ここでちょっと関連する上牧町の条例があるんですけど、これはこの条例では役に立たんです。上牧町の廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例で、要は環境の美化の推進について相互に協力しなければならないとか、この土地の占有者は、周辺を清潔に保ちとか、いろいろ書いてあるんですが、これには、先ほど私が仙台市の読み上げさせていただいた第6条には当たらない。それを町長も部長もお聞きをいただきたいんですが、これは2011年、平成23年9月議会です。今から過ぎること約2年前です。町長はこういうふうに答弁しているんです、私が質問したこのことに関してね。町として、条例を制定は私もできると思います。ただ、我々としては、まだまだその法律部門については勉強不足のところでございますので、担当部課に命じまして、まずしっかりと法律を勉強していく。和歌山県の条例も参考にさせていただいて、一条文分ずつしっかりと理解ができるようにしながら、また木内議員に回答をさせていただきたいというふうに思っておりますと、町長は2年前の9月議会で答弁をなさっておる。いつまでお勉強なさるんでしょうか。別に町長に答弁を求めませんよ。だから、私も言っぱなしはしないでおこうというて、1987年に議員にならせていただきました。四七、二十八、二十七、八年議員をやらせていただいています。そのかわり、あなたたちも町長をはじめ、理事者側も答弁のしっぱなしはだめだと思います。私は同じことをできるだけ、1年後または2年後に、回答のきっちり結論の出ていないものはお伺いしていると。だから、田中副町長、申し上げておきますよ。私は半年後か1年後に入湯税をもう一遍やりますから、これは以前、この入湯税についてお伺いしたときに、伊丹と尼崎のことを私は例で挙げました。そのときに現田中副町長は、伊丹また尼崎がどのように

課税をなさっているのか、しっかり調べて考えていきたいというふうにおっしゃったから、今の話じゃないけども、いつまでお調べになるのんやということになりますから、また半年か1年後にお聞きします。だから、しっかりと、この条例をつくらなければ運用ができないというふうに思うので、そのところを庁舎内ですり合わせをして、しっかりとお取り組みなされるように申し上げて、次に移りたいと思います。

○議長（富木つや子） 都市環境部長。

○都市環境部長（西山義憲） 次のまちづくりについての2点目、空き家の活用についてでございます。この分につきましては、先ほど木内議員が申されましたように、以前、質問等をしていただいております。そこで、まずその空き家の数についてでございますが、先ほど申されました移住・住みかえ機構、略称J T Iでございますが、これについても調査も行ってあります。対策につきましては、築後32年を超える家屋につきましては、当然耐震化等も必要であり、また改築やリフォーム等も必要であるということもございまして、実例も余り上がっていない状況ではないかなというふうに考えております。そこで、先ほど今回申していただきました特定非利益法人空き家コンシェルジュさんでございますが、この分につきましても、平成25年10月17日付で、国の国土交通省から空き家管理等基盤強化推進事業の一環といたしまして、この対象支援団体の決定を受けられまして活動されております。この団体から本町におきましても、ご案内等をいただいております。それを受けまして、現在複数回でございますが、このN P O法人さんと協議を重ねているところでございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私が申し上げているのは、住民から家の隣の空き家どないかしてやとか、そういう電話が頻繁に入ってくるようになってからではこんなん遅いんです。だから、今のうちに制度をきっちりしておくべきだということを申し上げているので、しっかりしたお取り組みをされるように期待をしておきたいと思います。

それでは、子育て支援の件についてお伺いします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 乳幼児医療の助成制度でございますが、先般の委員会でも町長が申し上げましたように、昨年度から段階的な引き上げを行っております。また、この制度につきましても、今後もまた段階的に今現在考えているところでございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、まず基本的なところをお伺いしたいんですが、中学卒業まで

入院、そして入院外を無償にしている市町村は奈良県でどの程度あるのでしょうか、お伺いします。

○議長（富木つや子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島正貴） 全部で今は16町村ございます。それで、平群町と王寺町につきましては、平成25年10月から開始になっております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、町長へお尋ねしますよ。奈良県内に16町村が中学まで全無料にしているわけです。やはり町長が念頭に置かれている子育てのしやすいということであれば、最低限でもこの16町村に肩を並べなければ、私は言っていること、おっしゃっていることと矛盾するのではないかと。そこでしっかりしたこのことについて、早急な取り組みをされるように申し上げたいんですが、町長の決意を伺います。

○議長（富木つや子） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長の方から16町村という回答をさせていただきました。これで中学校まで、中には高校1年生までというのがございます。大体南部が中心でございます。大きな市になりますと、就学前から動いていないところが多い結果になっております。上牧町としては、木内議員もご存じのように、大変厳しい財政状況の中で今日に至ってきております。来年度から新しい固定資産税が入ってくるわけでございますが、同時に三セク債の償還が始まっていく。税がふえれば交付税が減ると、こういうバランスになっておりますので、全てを来年度からやるというのは、なかなか今の状況では来年度の状況をしっかりと確認する必要があるというふうに私は考えておりますので、前回の3年生まで、それから今回の6年生までというのは、2年ごとというふうに考えながらやってきております。そういう中から、中学生までは2年後という、まず基本的な考え方でこれから取り組んでいきたいと。ただ、来年度の財政状況、それと近隣の状況、それからいろんなことを考え合わせながら、また来年度で最終的な決断をしたいと。今の段階はまず段階的に2年後に中学卒業までやりたいというふうに考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 部長も課長も、また町長もしっかりしたお取り組みをされるように申し上げておきたい。

それでは、次、お願いします。勉学の支援システムについて。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** まず、住民の協力を得て児童、生徒の勉学を支援するシステムの構築を求めますというご質問でございましたけれども、今現在、学校地域パートナーシップ事業を25年度から実施しております。24年度までは学校地域連携事業という名前だったんですけれども、25年度から名称が変わりました。この中で、地域のボランティアの方に学校の授業に入り込んでいただいて、学校の授業の支援をしていただくという取り組み、これは今、主には家庭科であるとか音楽、あるいはクラブ活動の支援が主ですけれども、この学校支援は全校で実施できております。それ以外に、上牧中学校では、放課後学習ということで毎週水曜日に希望する子どもたちに教室を貸し与えて自習をする機会を設けて、そこでボランティアの方に入ってきて、英語とか数学のわからない点を教えていただくという放課後学習支援を上牧中学校で実施しております。それから、もう1点は、上牧第二小学校では夏休みを利用いたしまして、これは3丁目のコミュニティセンターで実施したという報告をいただいておりますけれども、学校の先生と地域のボランティアによりまして、夏休みの期間に学習の指導をしたと報告をいただいております。

○**議長（富木つや子）** 木内議員。

○**6番（木内利雄）** ありがとうございます。これ、今月12月の県民だよりの4ページから今おっしゃっている5ページ、6ページにわたって、地域みんなで子どもを支え、育てるということで、今おっしゃったパートナーシップの特集が組まれております。要は檀上でも申し上げたとおり、学テがあんな状態でしたので、きっちりしたシステムづくりを地域でして、大阪の学校の先生しとったけど、OBになって家でぶらぶらしてんねんというのがいっぱいいてはと思う。また、海外から帰ってきて英語はそこそこしゃべれるという方もたくさんおられると思う。そういったものを完全なボランティアなのか、一部をお支払いするのかは別としまして、そういったシステムづくりで地域の児童、生徒の学力の向上を図れるようなシステムづくり、大変ご苦勞をかけるんですが、そういった一つ一つのことが、3年後、5年後に学テをやったときにすばらしい成果が上がってきたなというふうになっていくんです。こういったシステムづくりをしっかりとお取り組みなさいませんか。

○**議長（富木つや子）** 教育部長。

○**教育部長（竹島正智）** 今、行っております放課後学習支援であるとかの制度は、まだ上牧中学校だけなんですけれども、今後全ての学校に広げていくよう努力していきたいと考えております。

○**6番（木内利雄）** それじゃ、次をお願いします。学校のあり方。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 続きまして、学校のあり方について学校評議員制度及び学校運営協議会制度について、実績があるのかというご質問であったと思います。学校評議員制度につきましては、全国に制度としてございます。それから、学校運営協議会制度については、上牧町は採用しておりません。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） もう時間がないので、ちょっと飛ばしながら行きたいと思いますが、文部科学省は、学校評議員制度については十分な活用の実績を有する教育委員会においては、今後、学校運営協議会への移行について積極的に検討していただくことが望まれるというふうに文部科学省はおっしゃっておるんですが、このことはいかに受けとめられておりますか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 文部科学省が推奨しておるとするのは知っておりますけれども、実際、奈良県では奈良市の富雄北小学校と都南中学校、それから三笠中学校、奈良県内ではたしか、この3校だけが指定というふうに聞いております。まだ奈良県内では、この制度の導入はまだなじみが薄いのが現状でございまして、上牧町の方も今後もうちょっと研究していきたいというふうに考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 何でもそうなんですけど、よその様子を見ながら、こんなんはいいと。いいとわかっているねんやったら先にやるんですよ。今おっしゃったとおりなんですよ、奈良県は奈良市のその3校だけです。しかしながら、京都府なんかは指定校は197校もある。また、岡山でも167、山口県でも231、こうやって地方の都市においてもしっかりと取り組むところは取り組んでいるんです。教育委員会さえ指定校にすれば、このことはできるわけです。そういうことですね、それは間違いのないですね。先に答弁ください。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） はい。指定すればできるということは間違いのないと思います。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） こういったことは、もうちょっと奈良県が、例えば北葛と、また生駒郡とどっかがやったら様子見で、うちもしようかって、そんなんあかんです。先にやらんとあかんです。それで、いわゆるコミュニティ・スクール、この制度を要は指定校にあって、ずっと運営してきた成果というのが文部科学省から発表されています。ちょっと一部だけ読

ませていただきますね。あと3分やね。学校と地域が情報を共有することになった。いわゆる92.6%の学校がそういうふうに答えている。地域が学校に協力的になった、これは87.7%。地域と連携した取り組みが組織的に行われるようになった84%、特色ある学校づくりが進んだ、これも83%ですか。ほんで、学校に対する保護者や地域の理解が深まった、これも82%。それから、ここには興味深い結果が載っています。いわゆるクレームみたいなものに対して、いいのが載っていますよ、ここへ。コミュニティ・スクールの成果と課題ということで、ここに保護者の学校への苦情が、意見や提案、相談、協力へと変化してきました。もう一度申し上げますよ。保護者の学校への苦情が意見や提案、相談、協力へと変化してきました。こういうふうな成果を取り組んだ学校は述べられているんです。だから、臆病にならずにしっかりと取り組みをされるように申し上げておきますが、いかがでしょうか。

○議長（富木つや子） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 奈良県の教育委員会では、どちらかというと積極的には推進をしておらない。何か奈良県モデルコミュニティ・スクールというのも提唱されておまして、上牧町といたしましても、コミュニティ・スクールの導入について今後研究していきたいと考えております。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） 私の持ち時間がちょうど1時間来ましたので、これで終わらせていただきますが、いろいろご質問を申し上げましたが、しっかりとお取り組みをしていただくように祈念を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（富木つや子） 以上で、6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（富木つや子） 本日はこれで散会をいたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分

平成25年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成25年12月12日（木）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
- 第 4 議第 6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- 第 5 議第 7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 6 議第 8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について
- 第 7 議第 9号 上牧町道路線の認定について
- 第 8 議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 9 議第11号 上牧町指定金融機関の指定について
- 第10 議第12号 権利の放棄について
- 第11 意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）
- 第12 意見書案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）
- 第13 文教厚生委員長報告について
- 第14 議第 2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第1から第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	辻 誠 一	2番	長 岡 照 美
3番	堀 内 英 樹	4番	康 村 昌 史
5番	石 丸 典 子	6番	木 内 利 雄
7番	東 充 洋	8番	吉 中 隆 昭
9番	芳 倉 利 次	10番	服 部 公 英
11番	吉 川 米 義	12番	富 木 つや子

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	田 中 一 夫
教 育 長	浅 井 正 溢	総 務 部 長	池 内 利 昭
都市環境部長	西 山 義 憲	住民福祉部長	竹 島 正 貴
水 道 部 長	杵 本 和 敏	教 育 部 長	竹 島 正 智
保健福祉センター館長	下 間 常 嗣	土地開発公社常務理事	高 木 雄 一
秘 書 課 長	藤 岡 達 也	総 務 課 長	阪 本 正 人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 磯 部 敬 一 書 記 山 下 純 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（富木つや子） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（富木つや子） 日程第1、総務建設委員長報告について。
吉中委員長、報告願います。

（総務建設委員会委員長 吉中隆昭 登壇）

○8番（吉中隆昭） おはようございます。8番、吉中です。

総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において総務建設委員会に付託されました議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について、議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、議第7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、議第8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について、議第9号 上牧町道路線の認定について、議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第11号上牧町指定金融機関の指定について、議第12号 権利の放棄について、意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書（案）について、意見書案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）について、以上11議案について、12月5日午前10時から全委員出席により、慎重に審議いたしました。順次、報告申し

上げます。

議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例については、今回の条例改正で、町営住宅は234戸となり、改良住宅200戸と併せて434戸となる。建築後、相当年数も経過して老朽化も進んでおり、今後どのように維持管理して行くのかと質問があり、第1住宅については耐用年数が過ぎており、退去の申し出があれば順次廃止し除却する。第2、第5、第6住宅については、鉄筋コンクリートづくりであり、修理し入居を募っていくと、答弁があり、また町営住宅の建築年数と耐用年数について説明を求められたことに対し、建築年数と耐用年数は以下の通りであるとの説明がありました。まず、第1住宅においては、建築は昭和47年、48年、耐用年数につきましては、木造であるので30年間。第2住宅においては、建築は昭和50年、耐用年数は鉄筋であるので70年。第3住宅においては、建築が昭和57年、耐用年数についてはコンパネづくりで45年、第4住宅においては、建築、昭和54年、耐用年数はコンパネで45年、第5住宅については、建築は昭和60年、耐用年数については鉄筋で70年、第6住宅においては、建築は昭和62年、耐用年数においては鉄筋で70年間。との説明があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法については、関係法に基づいて住居表示を街区方式によって行うとの提案があった。その考え方と根拠について、併せて今後のスケジュールについて説明が求められ、それに対し、通常、街区方式と道路方式があるが、一部の例外を除きほとんどが街区方式を採用している。本町でもこれまで街区方式を採用している。本議案の議決を受け1月に新町界と新町名を審議会に諮問、3月議会に提案、4月以降に実施する予定である。との説明があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第9号 道路線の認定については、資料に基づいて道路の概要の説明が求められ、それに対しアピタ外周に作られた開発道路で、起点は町道米山新町線、終点は県道中筋出作河合線である。道路延長は608.6m、幅員においては10.5m（車道部8.0m、歩道部2.5m）、面積6,390㎡である。との説明があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、雑入の建物災害共済金91万8,000円の説明が求められ、そのことに対して先の台風で上牧第二中学校の南棟の屋根が壊れたので、その修繕に対する共済金である。との説明があった。

また、（仮称）上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会の委員報酬23万4,000円が増額計上となっているが、その内容と今後の工程とスケジュールについて説明が求められ、そのこ

とに対して委員会の設置期間を当初7ヶ月間としていたが、同委員会の進捗状況により、26年2月末まで延長する必要が生じた。この延長に係る委員報酬を増額計上した。今後の工程とスケジュールは、26年2月中旬に完成する条例案の町長への提出をもって、委員会はその役割を終える予定である。今後の作業としては、1、条例案全体の最終確認、2、町民意見募集のためのパブリックコメントの実施、3、町民に対する説明のためのシンポジウムの開催、4、議会及び行政からの意見募集、5、最終答申条例案の確定を予定している。所要の手続きを経て、26年3月議会で議案として上程する予定である。との説明があった。

また、土地開発公社債務保証経費が当初予算より1億円減額補正となっていることについて説明が求められ、そのことに対して土地開発公社の借入金が42億円に減額となり、これに伴い債務保証経費が1億円減額となった。従って三セク債の借入額も最終的に42億円となった。との説明があった。

また、第5住宅結露による内部補修工事の内容について説明が求められ、そのことに対して第5住宅3棟北側部分の1階から3階で結露が発生し、内部補修工事費として258万5,000円を計上した。との説明があった。

また、公債費、長期債利子の減額の理由は何か、と質問があり、予算計上時は、2%で計算していたが、事業によっては0.4%から0.6%になっており、減額補正した。との答弁があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第11号 上牧町指定金融機関の指定について、三セク債の借入れに関して指定金融機関の変更というリスクがあったが、それを乗り越えて借入金利等の融資条件を重視した選択で金融機関を決定したことは高く評価したい。

指定金融機関を26年4月1日付けで、りそな銀行から南都銀行に変更する上での工程、コスト、事務処理体制について質問があり、理事者より議案可決後、南都銀行に対して内定通知を出す。26年3月に契約を締結し4月1日付けで告示を行う。現在、りそな銀行については振込手数料が免除となっているが、25年12月から必要となり、総額は600万円が見込まれる。事務処理については、パソコンによるデータ送信方式を採用しており、変更により住民に迷惑をかけることはないと考えている。ただし、りそな銀行設置のATMが無くなる恐れがある。との答弁があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

議第12号 権利の放棄について、12月5日の毎日新聞奈良版で、「上牧町土地開発公社解散、36億円住民負担に」という記事が掲載された。36億円は財政負担にはなっても、決して住民負担ではない。もう少し正確に報道していただきたい。議決事件としての権利放棄であるが、

多額でもあり財政規模からみると負担割合は大きい。これから大事であるのは町民への説明責任であり、住民監査請求や住民訴訟の対象になりやすい案件である。公社解散に伴う最後の議案であり、町としての一定の説明を求められ、このことについては、財政問題特別委員会でも相当議論していただき、債権放棄額の36億1,250万円についても中間報告されている。土地開発公社の解散については、この議案をもって最終となる。今後、代物弁済として町が引き取る土地の処理についても、26年3月議会にこれに係る基金条例案を上程する予定である。これらを含めて住民に示して行きたいと説明があった。

また、約36億円もの開発公社に対する求償権をただ放棄するだけでは、住民は納得しない。その当時の開発公社の役員に対する責任問題を追及しなければならないが、どうかという意見があり近隣の市町村でもそのような動きはない。ご理解賜りたいと説明があった。

意見として、この議案は三セク債42億円を借入れ、土地開発公社に代わって金融機関に42億円返済し、土地の評価5億8,750万円を差し引いた額36億1,250万円を権利放棄するという内容であり、懸案であった公社問題が一応の処理が終えることとなった。小集落地区改良事業の二の舞を避けるため、財政問題特別委員会が設置された当時、借入総額が約56億円とされていた。この間、民間への売却、町の買い戻し等で借入金総額を42億円にまでにした。よって、これまでの売却状況、買い戻し状況をまとめた報告書を提出していただくよう求める。また、これまで、特定土地、事業用地等の区分もなく全て町有財産となる。今後、売却状況及び管理状況について議会に報告されること強く求める。との意見があり、採決の結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

意見書案第2号 消費税の軽減税率の導入を求める意見書(案)について、東委員より反対討論として、現行の消費税に軽減税率を導入するというなら賛成であるが、この意見書の趣旨内容は、消費税5%から8%、さらに10%への増税を前提とした内容であり、とても賛成できない。消費税8%への増税時「簡素な給付措置」が講じられるとしているが、意見書案でも指摘しているように1回限りの給付であり、10%増税時に軽減税率といっても、増税による景気悪化、年金世帯では、2.5%引き下げられる状況での増税、低所得者への直撃は見過ごすことはできない。低所得者対策というなら消費税増税を中止するのが本来のスジというものである。と討論がありました。また、堀内委員より賛成討論として、「相対的貧困率」という統計がある。これは国民所得の中間層(2009年で224万円)の半分の所得(112万円)以下の割合は、1988年に13.2%であったものが2009年には16.0%と過去最高になっている。これは1989年の消費税導入時よりも所得格差がむしろ拡大していることを意味する。しかし所

得水準に関わらず、生活必需品に対する支出に余り差はない。従って所得の低い人ほど、所得に占める消費税の負担割合は大きい。これが消費税の逆進性と言われるところである。2014年4月の8%への引き上げ時には、一時的な現金給付が予定されているが、2015年10月実施予定の10%への引き上げ時には、どうしても恒常的な低所得者対策が不可欠である。従って、意見書の趣旨である軽減税率制度の導入と中小事業者の事務負担軽減はどうしても必要であるとする。との討論がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について、議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、議第7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化（取調べ全過程の録音録画）を求める意見書(案)、以上4議案については、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、総務建設委員会の報告といたします。

○議長（富木つや子） 一時、休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（富木つや子） では、再開いたします。

吉中総務建設委員長。

○8番（吉中隆昭） 大変、申し訳ございません。私の総務建設委員会の報告の中で、2、3訂正をお願いいたします。

議第1号の上牧町営住宅条例の一部を改正する条例の中で、建築年数、耐用年数の部分で第3住宅と第4住宅の部分で建築方法をコンパネと言いましたが、そのコンパネをコンクリートパネルに訂正をお願いいたします。

あともう1箇所でございますが、議第11号の上牧町指定金融機関の指定についての中で、振込手数料の部分で総額は6,000万円見込まれると言いましたが、これは600万円の間違いでございますので、6,000万円の部分を600万円に訂正をお願いしたいと思います。

大変申し訳ございません。今後、気をつけます。

○議長（富木つや子） はい、ありがとうございます。

委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第2、議第1号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第3、議第5号 北葛城郡公平委員会規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(富木つや子) 日程第4、議第6号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第5、議第7号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第6、議第8号 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第7、議第9号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第8、議第10号 平成25年度上牧町一般会計補正予算（第3回）

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(富木つや子) 日程第9、議第11号 上牧町指定金融機関の指定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(富木つや子) 日程第10、議第12号 権利の放棄について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(富木つや子) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長(富木つや子) 日程第11、意見書案第1号 速やかに取調べの全面可視化(取調べ全過程の録音録画)を求める意見書(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第2号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第12、意見書案第2号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○6番（木内利雄） 6番、木内でございます。

同意見書について、若干お伺いをいたしたいと思っております。

何点かございますが、まず最初に同意見書案の文面の中にごございます、中ほどに食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、というふうに記述されているわけですが、この逆進性対策に私はならないと思うんですが、どこをもって逆進性対策になるというふうにお考えなのでしょうか、まずお伺いします。

○議長（富木つや子） 答弁は。答弁者。

○6番（木内利雄） あの、あれですよ。提出者でも吉中委員長でもどちらでも結構なんですけど。どちらでも結構です、私は。

○議長（富木つや子） それでは、どちらかに答弁お願いしたいと思います。

長岡議員。

○2番（長岡照美） この逆進性対策についてでございますが、消費税の低所得者ほど重税感が増すということで、消費税の逆進性対策ということで、まあ先ほどもございましたが、8%段階では簡素な給付措置として市町村民税非課税世帯に1人あたり1万円に対応いたしますが、これは1度限りの措置でありまして、対象も限られております。軽減税率、また低所得所だけでなく高齢者、また消費の多い子育て世帯を含めた中間所得者層を幅広く恩恵がおよぶ意味での対策でございます。この対策については、この消費税の引き上げに対して年金や子育て世帯に、この消費税が必要ということはあるけれども、やはり家計への負担ということがあるということをお聞きしております。まあマスコミの世論調査でも国民の約7割の方が軽減税率の導入を求めています。

そういう意味でまだこの意見書には、まあ軽減税率の導入にはまだまだ課題があると思います。まず対象品目の線引きやまた事業者の事務。

○6番（木内利雄） 長岡議員、そのところお聞きしてるん、逆進性だけお聞きしとるんで、そこだけで結構ですから。またあとで聞きますから。

○2番（長岡照美） よろしくお願いたします。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） あのー、長岡議員、あなたがすべてこのことについて、失礼な言い方で恐縮なんですけど、すべてをこう、把握されてると私も思っておりませんし、そのところは、分からないところは分からないで結構ですから、特にここでどうのこうのということございませんので。ただね、逆進性対策になるというふうに書いてるんで、なぜなるのかなというてお聞きしてるのは、こういうことなんです。高額所得者も低所得者も同じ恩恵を受けるわけですよ。軽減措置をすると。ほんなら逆進性のこの対策ということになるんですか。それとも所得制限を設けるんですか。そのところを申し上げてるんです。もう1度申し上げますよ。この軽減税率制度、いわゆる複数税率にすると。このことによって逆進性を解決したことはないんです。今申し上げるように、高所得者、まずは低所得者がおられて、高所得者にはこの軽減税率を充てませんよということであれば、逆進性というのは対策にはなるかと思いますが、そのところはいかがお考えなのでしょう。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） やはり低所得者の方のほうが、この消費税が上がるということで、負担感ていいますか、やはり家計に占める消費税の、今まで5%払ってた分が仮に10%になったときには、やはり家計への影響が多いうことでございます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） まあそこは聞いときますわね。要はこの書き方、逆進性、世間でも新聞報道でも、ほかの政治家も言うてます。逆進性対策にはなり得ないんですよ。つまりね、これは平成25年11月12日、あなた達も組している与党税制協議会、軽減税率制度調査委員会の報告書なんです。11月の12日。でそこにも明記されてるんです。低所得者対策については、各施策のメリット、デメリットを国民に明確に示した上で検討すべきだ。また、逆進性の解消そのものの効果については疑問がある。いうふうに明記されている。これあれ、あれですよ、与党の税制協議会。軽減税率制度調査委員会の11月12日の報告です。だからね、この逆進性について効果があるかどうかというの、私申し上げたように所得制限をかけるんやったら別ですけども、そういったことにはならないというふうに、私は思います。

次に、申し上げますよ。これは、もう逆進性の件はもう結構です。で、次にお伺いします。まず軽減税率は、どの程度とお考えなってるんですか。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、検討されているのが食料品、また生活必需品ということでございます。それと新聞ということで。

○6番（木内利雄） 品目じゃなしに、軽減税率は何%とお考えなのか。品目じゃないんです、パーセンテージ。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） 今お尋ねの件、私、賛成者でございますので、提出した一員として説明させていただきます。軽減税率と通常言われてるんですが、税率そのものをさわるよりも、むしろ免税にする、免税といいますか、つまり本来今議論されてるのは8%地点で現在の5%の間をどうするかと。こういう問題ですから、たとえば8%値上げしたときに3%は、たとえば食料品、生活必需品といわれる範囲に関しては8%に上げない。いう意味で軽減税率という言葉が使われております。そういう点を1つご理解いただきたいと思います。

それから逆進性の話については、まあ今生活必需品ということ申し上げたんですが、生活必需品に関しては、あとで討論でも申し上げますが、所得が多い方も、それから所得の低い方も食料品を中心に多少の差ございますが、生活必需品ということに関しては所得の差ほどは需要は変わらない、消費は変わらないというふうに通常考えられております。

したがって、逆進性という意味は所得に占める消費税の負担割合、という意味でここでは逆進性という意味が使われておりますので、その点もご理解いただきたいということです。

以上、2点です。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） あの一、言語明瞭ですけど、意味が不明のことが多いですね。そいじゃ、違った形で、ご両名にまたお伺いをするわけですが、今ちょっと意味不明だったんで、よく理解できないんですが、この軽減税率、長岡議員また堀内議員が念頭におかれておる軽減税率を適用するならばどの程度の減収に、要は収入減になるんでしょうか。

○議長（富木つや子） 堀内議員。

○3番（堀内英樹） この軽減税率の対象をどの範囲にするかということは、まだ議論されている過程でございます。一般に言われているのは、たとえば食料品の中でも、少なくとも生活必需品と言われている、つまり贅沢品ではない範囲ということで食料品のたとえばお米であるとか、パンであるとか、毎日、少なくとも生きていく以上は消費する必要がある品物、これはもうまず議論されると思います。その中でたとえば、食料品であっても一部、そこまで消費しなくても人間としては生活が維持できるという1つの常識的な線があります。そのところは、この軽減税率の対象の品目としてはどうかという議論がこれから始まります。それからまた皆さんよく議論なるのですが、新聞ですね、新聞が果たして軽減税率の対象に、生活必需品であるのかどうかという議論も今後いろんな形で行われると思います。そういう点でこの軽減税率というのは、まだ議論の途中でございますので、幾らという積算は今後まだ詰めていかなければならないテーマかなというふうに考えてます。ただ、一部にはマスコミ報道等で範囲の引き方によっては、あるいは線の引き方によっては1兆円程度減額になるという記事も見受けられる現状です。

以上です。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） あの一、長くしゃべったらいいんと違う。的確にしゃべってくれな意味不明でわからない。あのね、つまりこの部分お聞きしてるというのは、今回最終的には、最終的というか、5%上げて10%の消費税率にしようといっとる。これがつまりちまたで言われてるのは13.5兆円なんですよ。13.5兆円。1%が約2.7兆円と言われてるんですよ。で、この、先ほど私お聞きしたのは13.5兆円は必要だから5%上げるわけでしょ。つまり今1兆円みたいな話が出ましたが、5%の軽減税率をとると1%で約4,500億円、若しくは5,000億円という話もあります。で、ざっくりとした話で、5,000億円とすると2.5兆円なんです。つまり消費税1%分に匹敵するんですよ。そういうことであれば、10%にせずに9%でいい

んじゃないですかと、いう話になりかねないんです。それと13.5兆円が要らないのであれば、9%にしてもらったほうが国民としては有難いしわかりやすい。このことについてご意見があれば、まずお伺いします。

○議長（富木つや子） 長岡議員。

○2番（長岡照美） この消費税の10%の判断でございますが、やはり消費税率10%への引き上げについては、まあ3%引き上げた段階での経済状況の見届けが必要かと思えます。またデフレ脱却の見届けの判断で実際に10%に引き上げ実施については、慎重な判断が必要かと思えますので、まだ今のところ議論の対象になるかと思えます。

○議長（富木つや子） 木内議員。

○6番（木内利雄） まあ、きのうも深夜まで与党のほうで協議をなさって、本日12日に概ねの線引きが終わりかなというふうに報道がされてるところでございます。まああの一、賛成者も提出者も私の言ってることに対して正確にお答えになってないんで、これ以上申し上げても致し方ございませんので、あと討論でやらしていただきたいと思えます。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

東議員。

○7番（東 充洋） 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）に対しまして、反対の討論を行わせていただきます。

先ほど委員長報告で報告していただいたとおりの趣旨でございます。この消費税8%に増税をし、そして10%にさらに増税をする。ということについては、圧倒的多数の国民は反対をしているという事実をまず申し上げておきたいというふうに思います。

それで反対の理由に入りますが、現行の消費税の軽減税率については、反対ではありません。しかしながら、消費税の税率5%から8%、さらに10%への増税を前提とした内容が、この意見書案です。とても賛成することはできません。消費税8%への増税時に簡素な給付措置が講じられる、とされていますが、これは意見書案でもあり1回限りの給付措置であります。10%増税時に軽減税率制度といっても増税による景気悪化、低所得者への直撃など見過ごすことはできません。低所得者対策というのであれば、消費税増税をまさしく

中止するのが筋であろう、いうふうに思いまして、以上の理由を以って反対の討論とさせていただきます。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

堀内議員。

○3番（堀内英樹） 3番、堀内です。

私は賛成の討論をさせていただきます。委員長報告でも触れていただいたのですが、この消費税の問題、考えるときに相対的貧困率というデータがございます。これはどういうことかと言いますと、まあ1人当たりの国民所得でございますが、これの中間、つまり平均と言い換えても近いんですが、西暦2009年では224万円です。これの半分の所得を、112万円でございますが、このところを対象に全体に占める割合を、この相対的貧困率というふうに言っております。1988年、これは消費税が1989年に導入されておりますから、その直前のデータですと13.2%が112万円以下の所得者ということになります。それが、2009年には16%に上がっております。これが最高値になっています。これは何を物語るかと言えば、消費税導入のときよりも所得格差が拡大している、というふうにも言えますし、それから低所得者が全体に占める割合が3ポイントも上がっているというデータでございます。

一方ですね、先ほども質疑の中で少し触れさせていただきましたが、所得水準に係わらず、つまり高額所得者であろうが、低所得者であろうが、人間として生きていく以上、最低限の消費をしなければいけません。これを通常、生活必需品と言っております。食料品を中心に言っております。で、このところはですね、所得の差に係わらずある程度必要です。ですから、所得の高いか低いかに係わらず、この生活必需品の割合というものは多少の差はあっても基本的にかわりません。そういうところで、所得の低い方ほどこの消費税に、つまり消費税の負担する割合というものは高くなると。これが先ほど申し上げた逆進性の問題であります。そういうことでございますから、特に、この2014年の4月、来年4月の8%への引き上げ時はまあ一時的な現金給付という暫定措置がとられる予定でございますが、2015年10月に10%に引き上げ時は、私はどうしても恒常的な低所得者対策というものが必要だというふうに考えております。その1つの方法として、この意見書の趣旨にございます軽減税率制度をぜひ導入されたい、いう点が1点。そして中小事業者への事務負担の軽減という問題も、もう1つの問題としてあるだろうということで、この意見書を提出されてる、というふうに理解しております。

以上が、賛成討論の趣旨でございます。以上です。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

木内議員。

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。

反対討論を行わせていただくわけですが、その前に、この軽減税率の問題、70%の人が賛成している、まあ正確には68%なんですけどね、私の知ってるところで。しかし、昨日ですか、議論しました、秘密保護法案、これは修正、廃止すべきという人は82%も居てるんです。このことは前もって申し上げておきたいと思います。

それでは、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書について、反対の立場から討論を行わせていただきます。理由は2点ございます。1点目は、軽減税率制度の導入による税収の目減りが社会保障の安定財源確保という、もう1度申し上げますよ。税収の目減りが社会保障の安定財源確保という一体改革の趣旨、目的を根底から揺るがすという懸念がある。

次に、もう1点でございますが、複数税率は高所得者ほど大きな負担軽減となる。よって、低所得者対策としては非効率的であり、真に支援が必要な人に対しては、歳出面で簡素な給付措置の実施やきめ細やかな給付など他の方策、施策で対応したほうが実効性があり効果的であると考えます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）に対して、反対の討論を行います。

先ほど東議員が、主な理由を述べましたけれども、意見書案は税率を5%から8%、さらには最終的に10%への増税を前提とした内容であるということが理由です。

具体的には、本文中10行目からの食料品など生活必需品に軽減税率制度の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、云々とあります。これは消費税増税のための対策であり増税を推進する立場の表現になっています。また、意見書案の文案中では、世論調査でも約7割の方が軽減税率制度の導入を望んでいらっしゃるというふうに新聞等でも発表されていますけれども、この7割の中には消費税そのものに対する賛否、消費税はやめてほしい、またやむを得ない、引き上げは賛成、いろんな立場の方が含んだ7割の方です。

増税による景気悪化や低所得者への直撃など大変心配されているところです。このことは、首相周辺や経済の専門家からも指摘されているところです。日本経済の建て直しと国民生活を守るために将来の増税や消費税そのものに対する考え方の違いをこえて、増税凍結の一点で共党が進められているところです。所得の低い人ほど負担が重いのが消費税です。本当に低所得者対策というのなら消費税増税は中止、凍結するべきです。よって今回のこの消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書（案）、増税が前提とした内容である、ということで反対といたします。

○議長（富木つや子） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（富木つや子） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（富木つや子） 日程第13、文教厚生委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

（文教厚生委員会委員長 芳倉利次 登壇）

○9番（芳倉利次） 文教厚生委員会の報告を申し上げます。

12月6日午前10時より全委員出席のもと、文教厚生委員会を開催し、議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、以上の3議案について慎重に審議いたしました。審議を通じて、明らかになった事項について報告します。

議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。かねてより引き下げの町民要望がありました国民健康保険税が町長の施策により、国保税の医療分、世帯別平等割額が2万8,800円から1万8,800円に引き下げられます。委員からは、被保険者の負担軽減策であり、評価するとの発言がありました。また、引き下げによる影響額、医療費の動向、健康づくりなどについて質疑が行われました。保険税引き下げによる影響額は、約3,400万円、医療費の伸びは続いているとの答弁がありました。

議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。地方税法の改正に伴う条例改正です。現在の低金利状況を踏まえ、延滞金が引き下げられます。現在、延滞金は、年14.6%で、納期限後から1ヶ月までは7.3%であるが、改正後は、14.6%が年9.3%に、7.3%が3%になるとの答弁がありました。

議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について。町長の施策による子どもの医療費助成制度の拡大です。現在の小学3年生修了までの助成から小学6年生修了までに、中学生については、入院費のみ無料となります。委員からは、対象人数と財政の影響額や県の助成制度との関係について質疑が出されました。対象人数は、小学生が1,243人、中学生が743人であり、町負担は、約2,300万円。奈良県では、入院に限り、中学卒業までの助成が検討されているとの答弁がありました。

本委員会に付託された3議案について、採決の結果、いずれも全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（富木つや子） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第14、議第2号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第15、議第3号 上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（富木つや子） 日程第16、議第4号 上牧町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（富木つや子） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（富木つや子） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◎町長のあいさつ

○議長（富木つや子） 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決をいただきましてありがとうございます。

今回も、議案の中には公社の問題、国保の問題、乳幼児等の医療費の問題、それぞれ重要な議案もございました。来年からそのことについても、一生懸命に取り組んで参りたいというふうに思います。大変寒い季節がやってきております。これから皆さん方には、健康に留意をしていただいて、新たな良い年をお迎えいただきますよう祈念を申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。



○議長（富木つや子） これをもちまして平成25年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 富 木 つや子

署 名 議 員 芳 倉 利 次

署 名 議 員 服 部 公 英